さがみはら　子ども応援プラン

相模原市子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度

相模原市幼稚園教育振興プログラム
相模原市ひとり親家庭等自立促進計画

相模原市

潤水都市 さがみはら

市長あいさつ

近年、子どもとその家庭を取り巻く環境は、保護者の就労環境の多様化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化などにより大きく変化しています。

このため、国におきましては、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成２４年８月に子ども・子育て支援法を制定し、すべての自治体は子育て支援に関する計画を策定することになりました。

また、平成２７年４月からは、子育てを社会全体で支えるしくみとして『子ども・子育て支援新制度』が始まり、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図るための取組を、市町村が実施主体となって進めることとされています。

このような状況の中、本市におきましても、次代のさがみはらを担う子どもたちの健やかな成長を支える取組を計画的に進めるため、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、平成１７年３月に策定した『相模原市次世代育成支援行動計画』を継承しつつ、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえ、子どもの貧困対策や若者の自立対策などについて定めています。

子ども・若者が将来に夢と希望を持ち、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じることができる環境づくり・支援体制の充実を図ってまいりますので、市民の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に御尽力いただきました、相模原市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をお寄せいただきました、市民の皆様に、改めて厚くお礼申し上げます。

平成２７年３月

相模原市長　　加山　俊夫

目　次

第１部　総論 1

第１章　計画策定に当たって 3
１　計画策定の趣旨 3
２　計画策定の背景 4
３　計画の位置付け 5
４　計画の期間 6

第２章　子ども・子育てを取り巻く状況 9
１　人口動態と子どものいる世帯 9
２　少子化の動向 12
３　子どもの貧困率 19
４　子育ての状況 19
５　子ども・若者の状況 22

第３章　計画の基本的な考え方 29
１　計画の基本理念 29
２　基本方針 30
３　施策の体系 32

第２部　各論 35

第１章　子ども・子育て支援事業の整備 37
１　新制度の全体像 37
２　新制度の事業体系 38
３　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量 41
４　保育環境・教育環境の状況 43
５　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域 44
６　各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策 46
７　地域子ども・子育て支援事業の提供 53
８　教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について 66
９　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 68
10　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 68
11　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 68

第２章　子ども施策の総合的展開 71
基本目標１　人権を大切にする取組の推進 71
１　動向と課題 71
２　成果指標 72
３　施策の方向と具体的な事業 72
基本目標２　子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保 75
１　動向と課題 75
２　成果指標 76
３　施策の方向と具体的な事業 76
基本目標３　子どもの夢をふくらませる場づくりの推進 86
１　動向と課題 86
２　成果指標 87
３　施策の方向と具体的な事業 87
基本目標４　子と親の健康づくりの推進 93
１　動向と課題 93
２　成果指標 94
３　施策の方向と具体的な事業 94
基本目標５　子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援 101
１　動向と課題 101
２　成果指標 102
３　施策の方向と具体的な事業 102
基本目標６　さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実 106
１　動向と課題 106
２　成果指標 107
３　施策の方向と具体的な事業 107
基本目標７　子育ての意義や価値に対する意識の醸成 119
１　動向と課題 119
２　成果指標 120
３　施策の方向と具体的な事業 120
基本目標８　地域の育児力の向上 124
１　動向と課題 124
２　成果指標 125
３　施策の方向と具体的な事業 125
基本目標９　安全・安心して暮らせるやさしいまちづくりの推進 129
１　動向と課題 129
２　成果指標 130
３　施策の方向と具体的な事業 130

基本目標10　市民との協働によるしくみづくりの推進……135
1　動向と課題……135
2　成果指標……136
3　施策の方向と具体的な事業……136

第3章　計画の推進……143
1　計画の推進……143
2　計画の進行管理……145
3　計画の進行状況の公表……145

第3部　個別計画……147

相模原市幼稚園教育振興プログラム……149
1　計画の基本的な考え方……149
2　事業計画……152
基本目標1　幼稚園・幼稚園型認定こども園の教育活動・教育環境の充実……152
基本目標2　幼稚園・幼稚園型認定こども園における子育て支援の充実……155

相模原市ひとり親家庭等自立促進計画……159
1　計画策定の概要……159
2　ひとり親家庭等の現状と課題……160
3　計画策定に当たっての基本的な考え方……166
4　相模原市ひとり親家庭等自立促進計画体系図……168
5　成果指標……169
6　支援施策の具体的計画……169

資　料　編……175
1　子ども・子育て支援事業計画策定経過……177
2　相模原市子ども・子育て会議委員名簿……178
3　アンケート調査の概要……179
4　ヒアリング調査の概要……180
5　パブリックコメントの実施結果……181
6　相模原市子ども・子育て会議条例……182
7　子ども・子育て支援法（抜粋）……184
8　用語解説……188
子ども・子育て支援事業計画の事業推進に向けた意見書……192

第1部　総論

第１章

計画策定に当たって

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の趣旨

急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、平成17年に「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）前期計画」を、平成22年には「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）後期計画」を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかし、保育所の待機児童が生じていることや子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。

また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

このような状況の下、国ではすべての子どもに良質な環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年８月に「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「認定こども園法の一部改正法」といいます。）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」といいます。）の３法、いわゆる子ども・子育て関連３法が成立しました。これにより、『子ども・子育て支援新制度』が平成27年度から本格的にスタートします。

この制度においては、市町村が実施主体となって、施設や事業などの支援メニューを計画的に整備し、実施していくために子ども・子育て支援法第６１条第１項の規定に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられています。

また、「次世代育成支援対策推進法」は、10年間の時限立法として集中的・計画的な取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要とされ、平成37年３月31日までの10年間延長されることになりました。

こうしたことから、本市においても「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら いきいき親子 応援プラン）」を引き継ぎ、安心して子どもを生み育てられるまち、将来を担う子どもの成長と、若者が社会的に自立し活躍できるまちを目指し、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２　計画策定の背景

国においては人口減少社会の到来、更なる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請等から、抜本的な制度改革が求められました。「次世代育成支援対策推進法」の制定以降、「子ども・子育て支援法」の制定が必要となった背景について、国では以下の諸点をまとめています。

●急速な少子化の進行（平成24年合計特殊出生率1.41）
●結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
・独身男女の約９割が結婚意思を持っており、希望子ども数も２人以上
・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
●子ども・子育て支援が質・量ともに不足
・家族関係社会支出の対ＧＤＰ比の低さ
（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
●子育ての孤立感と負担感の増加
●深刻な待機児童問題
●放課後児童クラブの不足「小１の壁」
●M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
●質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
●子育て支援の制度・財源の縦割り
●地域の実情に応じた提供対策が不十分

⇒

質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保
教育・保育の質的向上
・待機児童の解消
・地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充実

⇒

これを受けて、平成24年８月に「子ども・子育て関連３法」が成立し、これらに基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることになりました。

子ども・子育て関連3法

●子ども・子育て支援法
●認定こども園法の一部改正法
●子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

●認定こども園制度の改善
●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設
●地域の子ども・子育て支援の充実
●基礎自治体（市町村）が実施主体
●社会全体による費用負担
●子ども・子育て会議の設置

３　計画の位置付け

「新・相模原市総合計画」を上位計画とする部門別計画として策定します。

なお、本計画は、これまで取り組んできた「次世代育成支援行動計画」の後継的な計画として策定するほか、子ども・若者健全育成及び子どもの貧困対策についても包含した計画として策定します。

また、「地域福祉計画」「教育振興計画」等関連計画と整合を図ります。

○相模原市子ども・子育て支援事業計画（法に基づく策定義務）

子ども・子育て支援法に基づき、地理的状況等を勘案して定めた区域ごとに、教育・保育の量の見込み、提供体制の確保、実施時期等を定めます。（主に小学校就学前（一部の事業については小学生）までの子育て世帯が対象）

○相模原市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、すべての子どもとその家庭を対象に、今後進めていく子育て・子育ち支援の方向性や目標を定めます。（おおむね18歳まで及び子育て家庭が対象）

○子ども・若者健全育成及び支援について

子ども・若者育成支援推進法の大綱を勘案し、子ども・若者の育成支援について定めます。（おおむね39歳までの子ども・若者が対象）

○子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策の推進に関する法律の大綱を勘案して、子どもの貧困対策について定めます。

図　上位計画、関連法等との関係

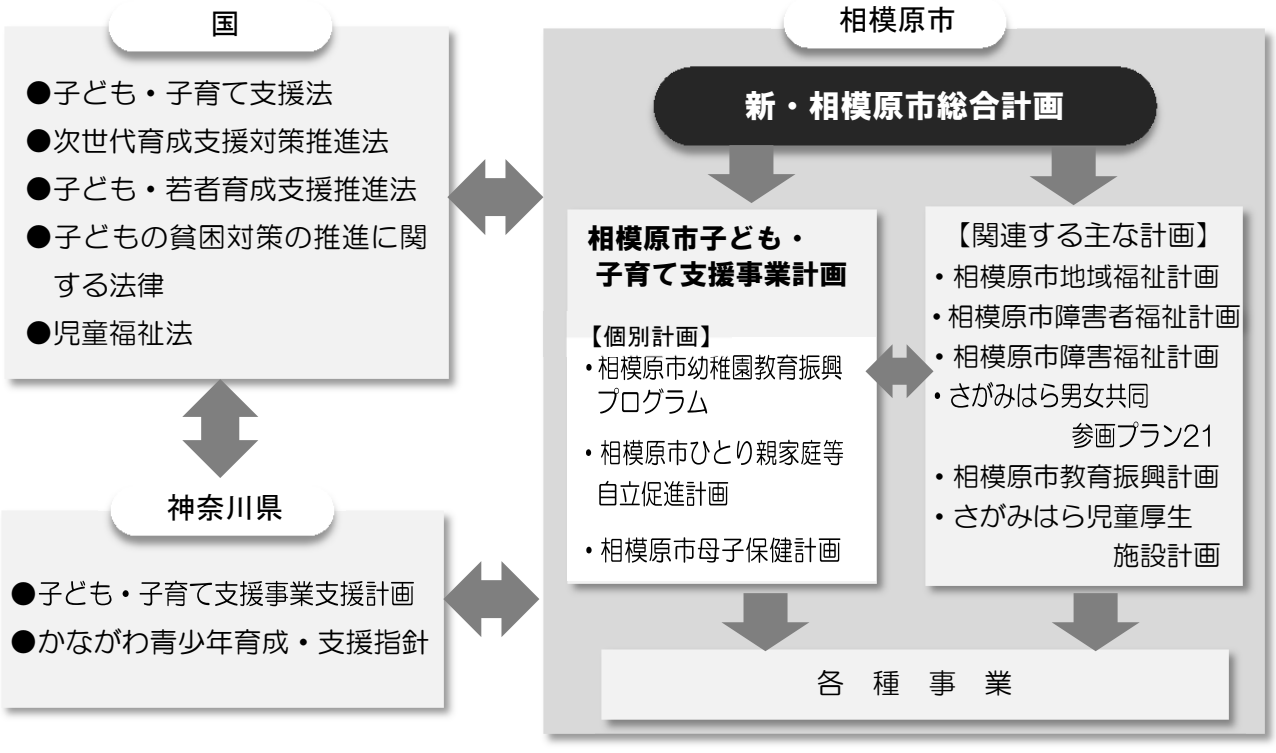

４　計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの５年間とします。

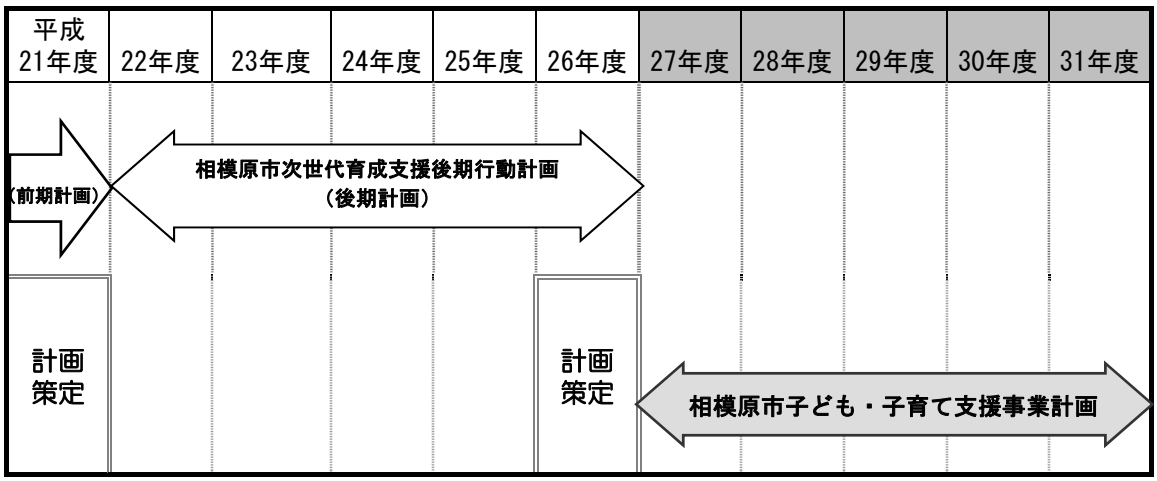

第２章

子ども・子育てを取り巻く状況

第２章　子ども・子育てを取り巻く状況

１　人口動態と子どものいる世帯

（１）総人口と年少人口の推移

本市の人口は、平成 26 年１月１日現在 721,155 人で、平成 19 年から増加傾向で推移しています。

年少人口（15 歳未満）は、平成 20 年の 96,535 人から減少傾向に転じ、平成 26 年１月１日現在 91,060 人で、年少人口割合 12.7%となっています。

区別にみると、平成 26 年１月１日現在の年少人口割合が最も高いのは中央区で 13.3%、最も低いのは南区で 12.1%となっています。

図表　総人口と年少人口の推移（市全域）

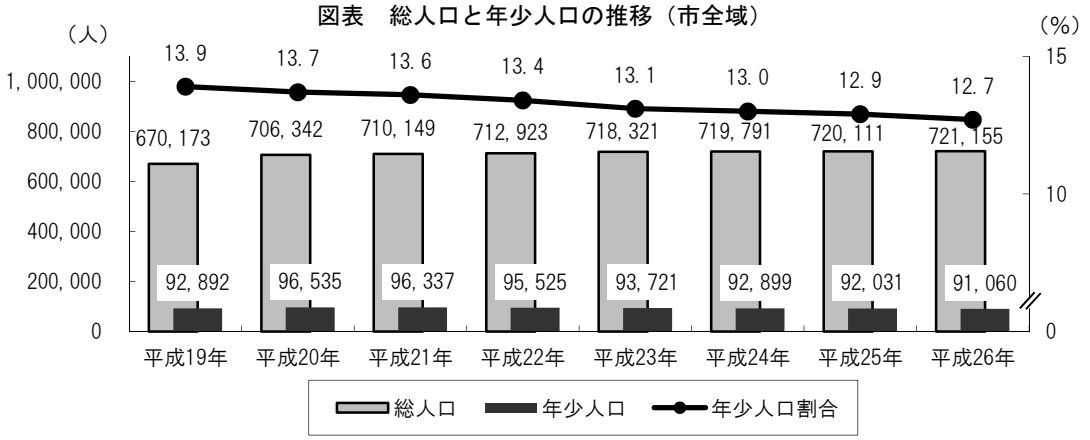

資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年１月１日現在）

図表　総人口と年少人口の推移（区別）

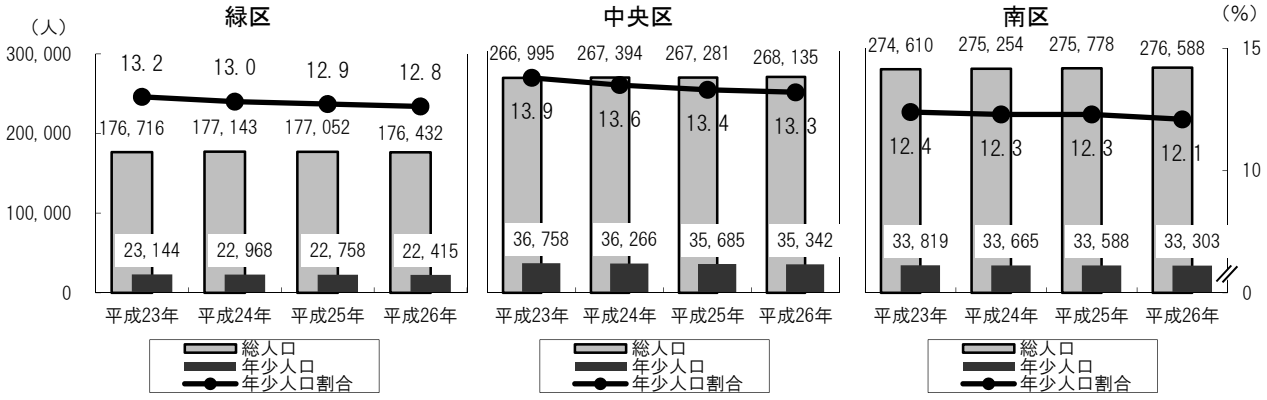

資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年１月１日現在）

（２）世帯数及び１世帯当たり人員の推移

世帯数は、平成 19 年から増加傾向で推移し、平成 26 年１月１日現在 312,949 世帯で平成 19 年から 37,107 世帯の増加となっています。一方、１世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、平成 26 年１月１日現在 2.30 人となっています。

区別にみると、平成 26 年１月１日現在の１世帯当たり人員が最も多いのは緑区で 2.42 人、最も少ないのは南区で 2.23 人となっています。

図表　世帯数及び1世帯当たり人員の推移

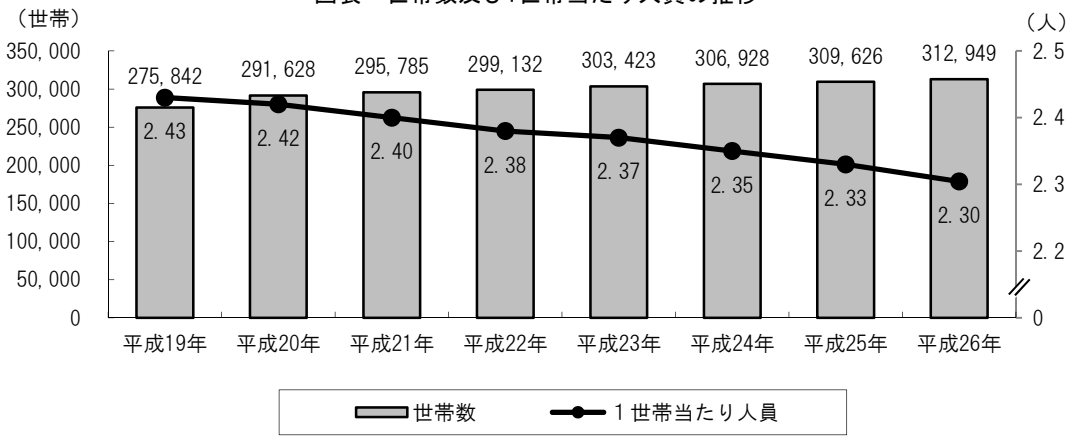

資料：神奈川県人口統計調査結果（各年１月１日現在）

図表　世帯数及び1世帯当たり人員の推移（区別）

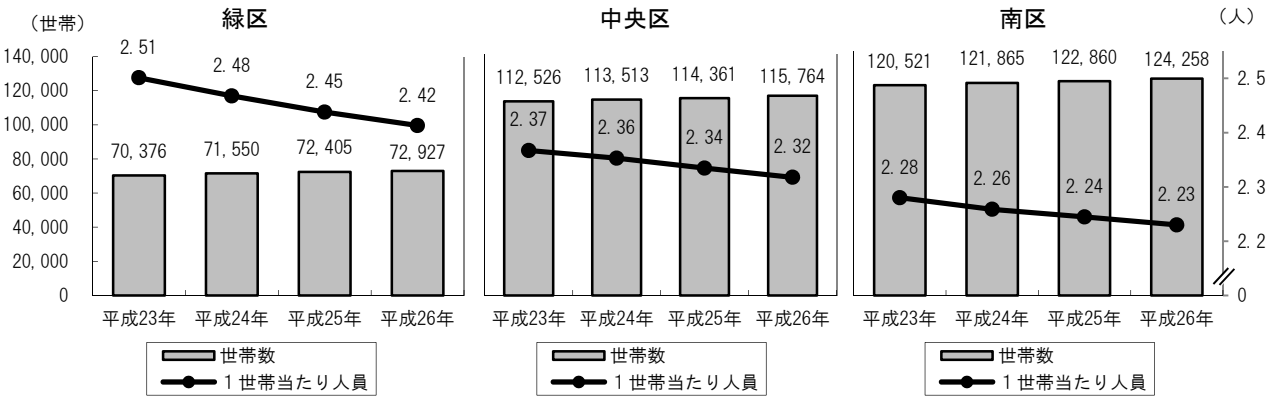

資料：神奈川県人口統計調査結果（各年１月１日現在）

（３）世帯の家族類型

国勢調査による家族類型別世帯の状況は、平成 22 年時点で核家族世帯（177,256 世帯）が総世帯数（302,555 世帯）の 58.6%を占め、「夫婦のみ」世帯、「女親と子ども」世帯及び「男親と子ども」世帯が平成７年から増加し、核家族世帯の 53.4%が「夫婦と子ども」の世帯、13.8%が「ひとり親世帯（男親と子ども、女親と子ども）」となっています。

図表　世帯の家族類型の推移

単位：世帯

家族類型別世帯数	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	6歳未満親族のいる世帯（再掲）	18歳未満親族のいる世帯（再掲）
総数	212,026	237,704	257,202	302,555	28,228	69,045
Ａ　親族世帯	149,410	162,957	170,613	195,276	28,143	68,460
Ⅰ　核家族世帯	132,714	146,710	154,208	177,256	25,772	60,888
(1)夫婦のみ	32,029	41,301	47,473	58,095		2
(2)夫婦と子ども	87,484	89,168	87,282	94,684	24,451	53,982
(3)男親と子ども	2,422	2,921	3,397	4,252	135	885
(4)女親と子ども	10,779	13,320	16,056	20,225	1,186	6,019
Ⅱ その他の親族世帯	16,696	16,247	16,405	18,020	2,371	7,572
(5)夫婦と両親	507	493	500	564		
(6)夫婦とひとり親	1,326	1,703	1,882	2,230		
(7)夫婦、子どもと両親	3,319	2,603	2,237	2,192	568	1,634
(8)夫婦、子どもとひとり親	6,823	6,184	5,639	5,708	721	2,756
(9)夫婦と他の親（親、子どもを含まない）	285	352	399	537	15	118
(10)夫婦、子どもと他の親族（親を含まない）	913	1,145	1,413	1,826	460	1,387
(11)夫婦、親と他の親族（子どもを含まない）	202	193	210	244	19	41
(12)夫婦、子ども、親と他の親族	733	576	582	669	341	564
(13)兄弟姉妹のみ	1,260	1,569	1,694	1,740	1	36
(14)他に分類されない親族世帯	1,328	1,429	1,849	2,310	246	1,036
Ｂ　非親族世帯	825	1,273	1,842	3,802	84	304
Ｃ　単独世帯	61,791	73,474	84,747	103,377	1	281

資料：国勢調査

２　少子化の動向

（１）合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子どもの数）の推移は、平成17年には1.12まで減少しましたが、その後増加傾向で推移し、平成24年では1.23まで増加していますが、県及び全国と比較すると下回っています。

図表　合計特殊出生率の推移

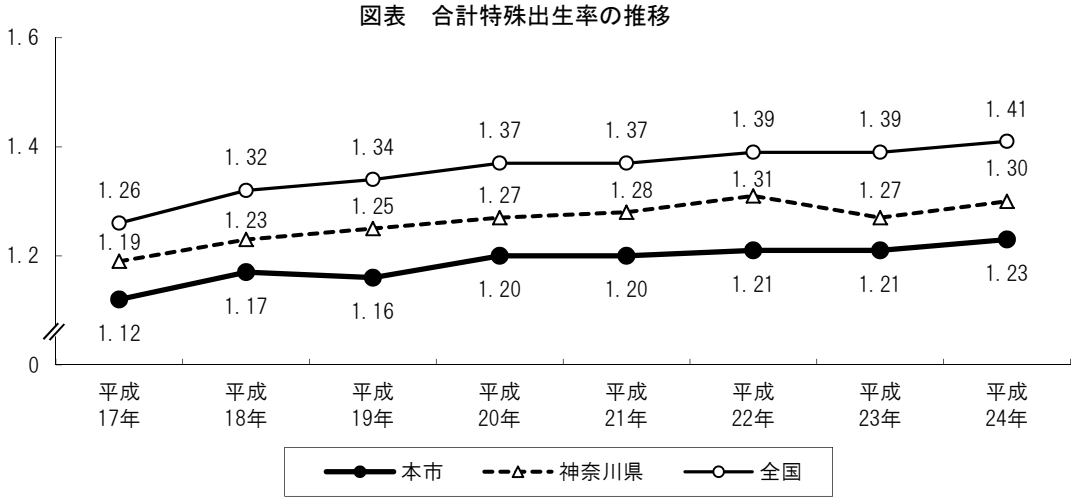

資料：神奈川県衛生統計年報

（２）出生数及び出生率の推移

出生数、出生率（人口1,000人当たり）の推移は、出生数は平成20年の6,156人から減少傾向に転じ、平成25年時点では5,656人、出生率（人口1,000人当たり）は7.8‰（パーミル）となっています。

図表　出生数、出生率の推移

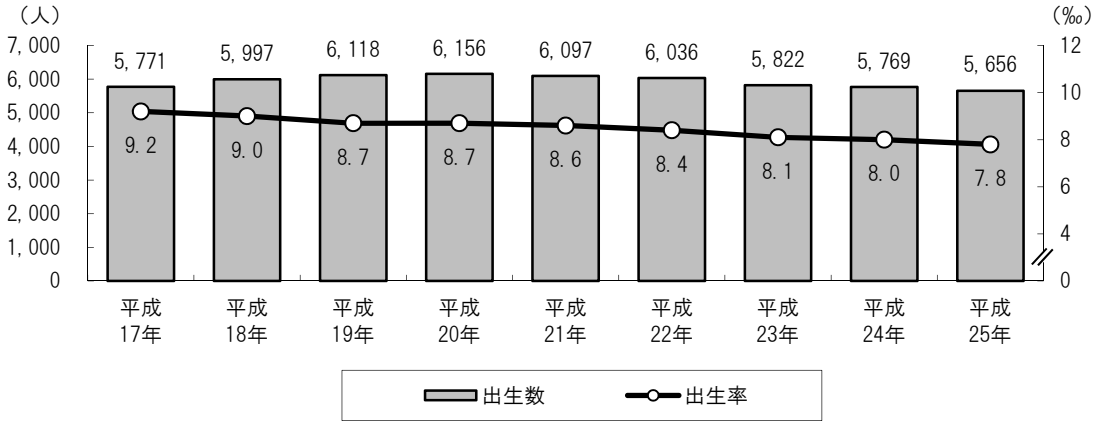

資料：厚生労働省人口動態調査

（３）出生率の推移の比較

出生率（人口 1,000 人当たり）の推移を全国、県と比較すると、平成 17 年は県及び全国を上回っていましたが、平成 22 年以降は県及び全国を下回って推移しています。

図表　出生率の推移の比較

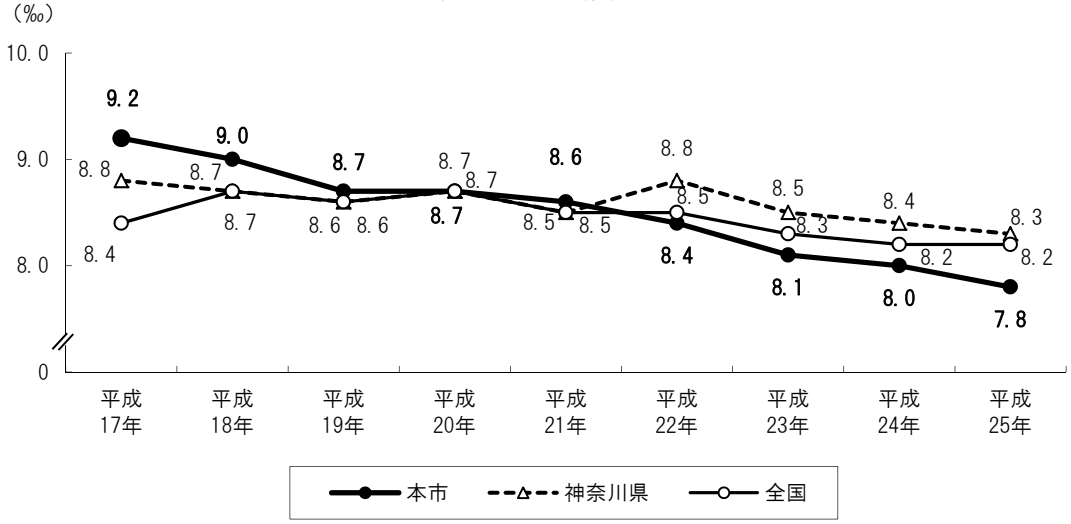

資料：厚生労働省人口動態調査

（４）未婚率の推移と比較（男性）

国勢調査による男性の未婚率は、平成 22 年時点で 30～34 歳が 49.3%、35～39 歳が 39.1%となっており、県及び全国を上回っています。また、35 歳以上では各年代において平成 17 年に比べると高く推移しています。

図表　未婚率の推移の比較（男性）

単位：%

	本市				神奈川県	全国
	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.2	99.0	99.7	98.7	99.0	99.7
20～24歳	94.4	96.7	95.3	91.9	93.0	94.0
25～29歳	70.0	81.3	76.3	70.9	72.8	71.8
30～34歳	39.8	48.7	52.8	49.3	48.3	47.3
35～39歳	24.1	28.8	30.4	39.1	37.1	35.6
40～44歳	17.4	18.3	22.5	30.6	29.7	28.6
45～49歳	11.2	15.4	16.6	23.4	24.0	22.5
50～54歳	5.8	12.2	13.6	17.1	19.1	17.8
55～59歳	3.6	8.2	8.9	14.8	16.6	14.7
60～64歳	2.3	5.2	4.7	9.4	12.1	10.3
65～69歳	1.5	2.0	2.8	5.5	7.7	6.1
70～74歳	1.0	0.9	1.8	2.9	4.6	3.8
75～79歳	0.7	0.7	1.5	2.0	3.0	2.4
80～84歳	0.5	0.0	1.0	1.7	2.1	1.6
85歳以上	0.8	0.0	0.6	2.0	1.3	1.0

資料：国勢調査

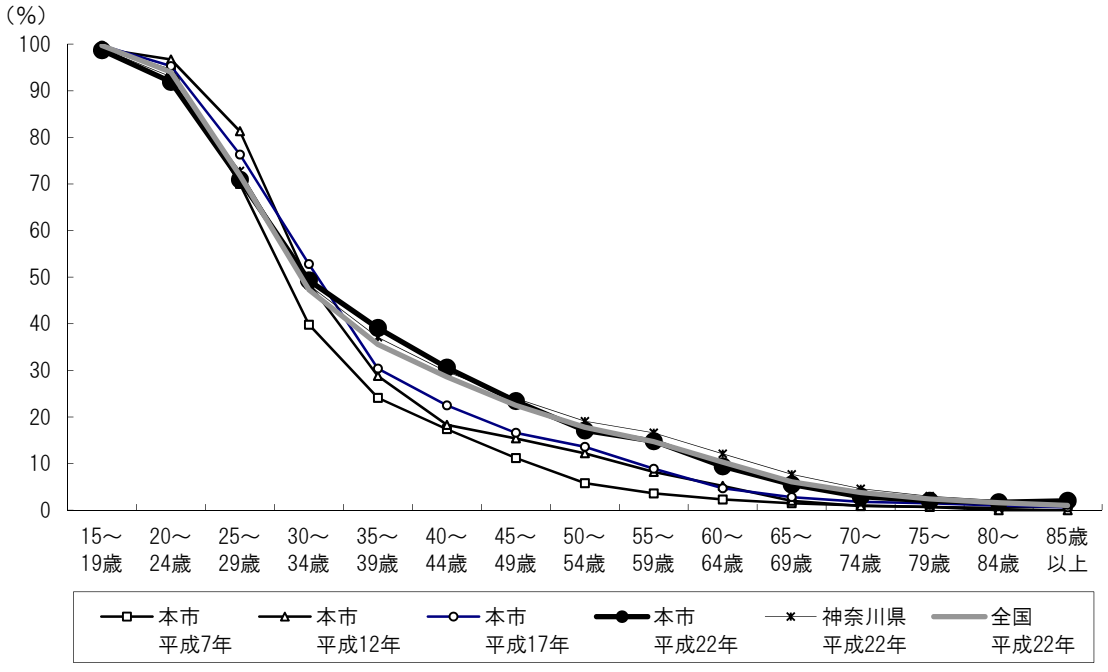

（５）未婚率の推移と比較（女性）

国勢調査による女性の未婚率は、平成 22 年時点で 30～34 歳が 35.1%、35～39 歳が 23.5%となっており、県及び全国を上回っています。平成 7 年からの推移でみると、特に 30 歳代の未婚率が高く推移しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。

図表　未婚率の推移の比較（女性）

単位：%

	本市				神奈川県	全国
	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	99.0	99.2	99.3	98.3	99.0	99.4
20～24歳	87.7	93.7	91.0	89.2	90.1	89.6
25～29歳	46.8	65.1	61.0	60.7	61.5	60.3
30～34歳	17.7	25.8	33.0	35.1	34.1	34.5
35～39歳	8.7	14.4	16.8	23.5	22.6	23.1
40～44歳	5.6	7.4	10.2	16.3	16.7	17.4
45～49歳	3.8	6.0	7.0	10.7	12.2	12.6
50～54歳	2.7	6.2	4.9	7.4	8.9	8.7
55～59歳	2.5	2.9	3.6	5.9	6.8	6.5
60～64歳	2.9	3.6	2.6	3.9	5.5	5.5
65～69歳	3.3	2.4	2.3	2.8	4.3	4.5
70～74歳	2.7	3.6	2.7	2.7	3.9	4.0
75～79歳	2.1	0.5	3.1	3.0	4.3	4.0
80～84歳	1.4	1.6	3.0	3.4	4.4	4.1
85歳以上	1.1	0.9	2.0	2.7	3.1	2.9

資料：国勢調査

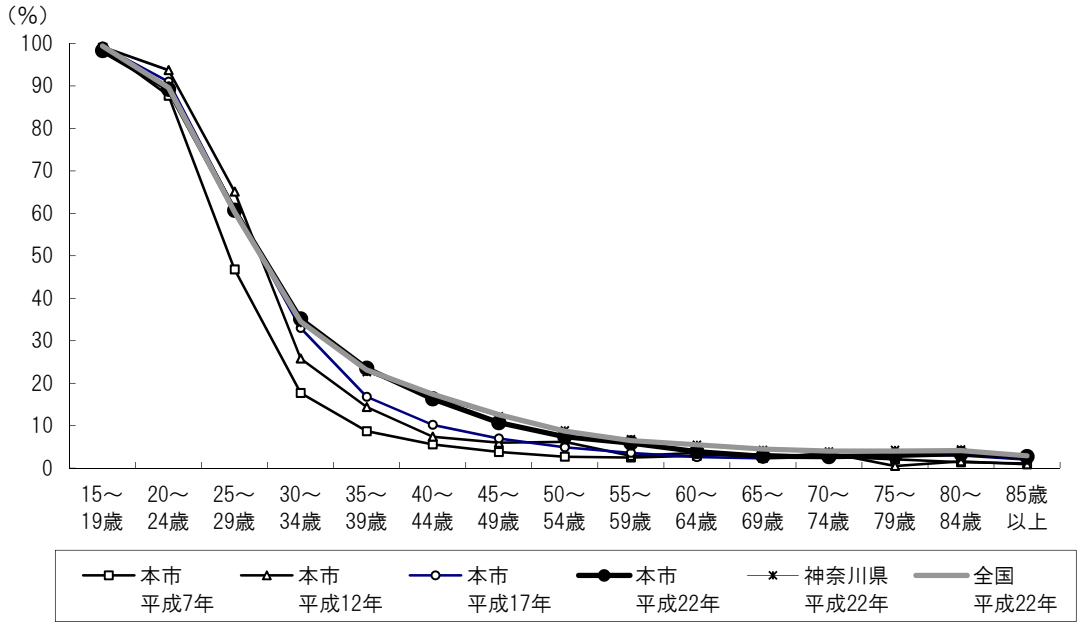

（６）年齢別労働力率の推移と比較（女性）

国勢調査による女性の労働力率は、平成 22 年時点で、30 歳以上では県及び全国を上回っています。平成７年と比較すると全体的に女性の労働力率は上昇しており、特に 30～34 歳の労働力率は約 20 ポイント上昇しています。

図表　年齢別労働力率の推移と比較（女性）

単位：％

	本市				神奈川県	全国
	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
15～19歳	16.1	17.7	19.6	20.4	18.0	14.9
20～24歳	71.7	64.5	59.3	65.4	67.5	66.0
25～29歳	66.0	67.2	67.8	78.1	79.0	72.4
30～34歳	46.4	50.9	56.2	66.1	65.5	64.7
35～39歳	47.7	50.7	55.1	64.0	61.0	64.0
40～44歳	57.1	60.5	63.2	69.5	65.7	68.4
45～49歳	61.8	65.6	67.7	73.7	70.7	72.2
50～54歳	59.0	61.9	64.7	71.6	68.6	70.5
55～59歳	50.4	53.0	55.8	63.1	59.9	61.8
60～64歳	32.7	33.5	37.2	48.0	45.4	45.7
65～69歳	20.9	17.3	20.3	30.1	28.1	27.7
70～74歳	13.3	9.9	10.3	18.4	16.2	16.6
75～79歳	8.0	5.8	6.2	9.9	9.0	9.9
80～84歳	4.4	3.3	3.4	6.4	5.9	6.0
85歳以上	2.2	1.1	1.5	2.9	2.8	2.5

資料：国勢調査

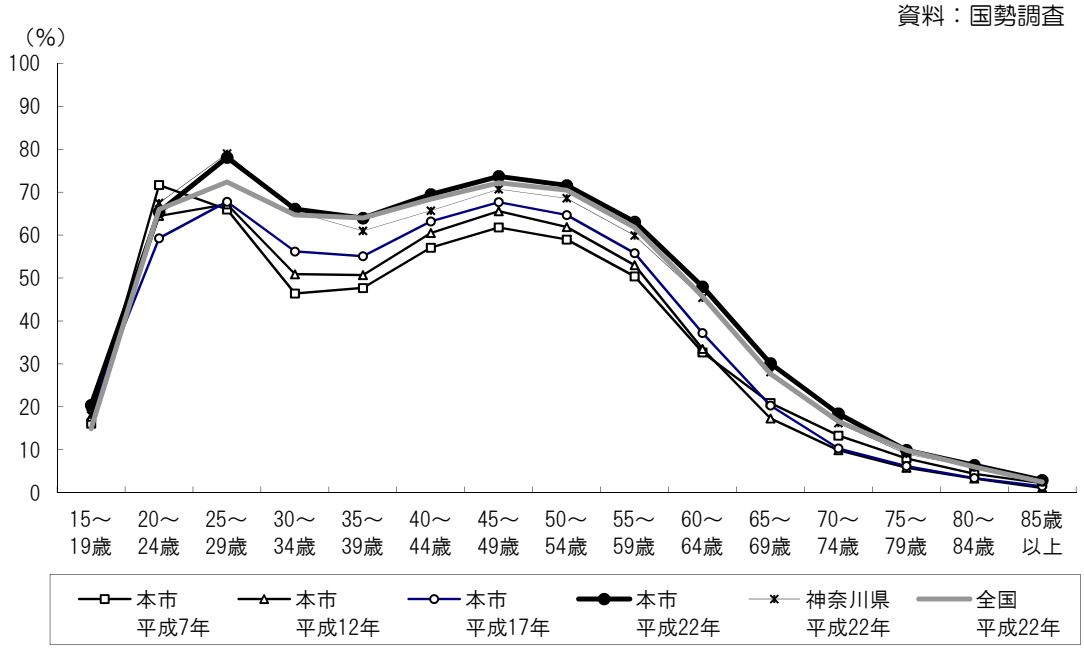

（７）母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、平成 17 年と比較すると 25～29 歳、30～34 歳は減少しており、一方で 35～39 歳、40 歳以上は増加しており、晩産化が進行していることがうかがえます。

図表　母の年齢別出生数の推移（本市）

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	5,771	5,997	6,118	6,156	6,097	6,036	5,822	5,769
19歳以下	61	92	85	108	92	73	83	83
20～24歳	616	598	633	645	585	616	572	483
25～29歳	1,726	1,760	1,733	1,735	1,719	1,662	1,531	1,610
30～34歳	2,311	2,315	2,364	2,264	2,240	2,152	2,107	2,046
35～39歳	958	1,096	1,144	1,241	1,262	1,338	1,262	1,313
40歳以上	99	136	159	163	199	195	267	234

資料：神奈川県衛生統計年報

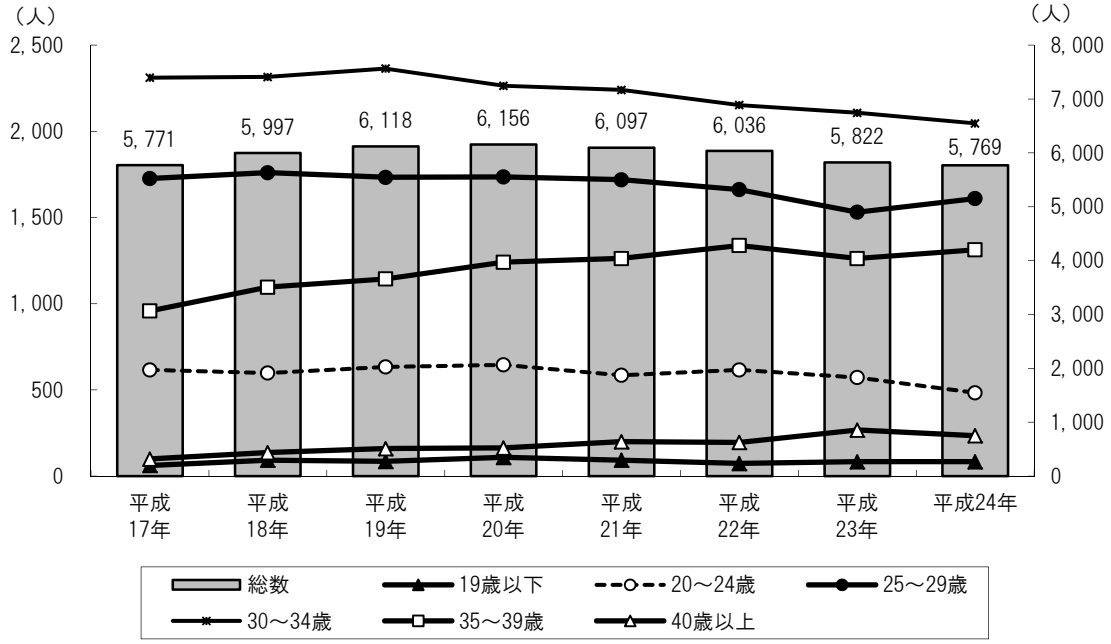

（８）婚姻数及び婚姻率の推移

婚姻数は、平成 20 年の 4,388 件から減少傾向で推移していましたが、平成 24 年時点では増加し、3,790 件となっています。婚姻率（人口 1,000 人当たり）は 5.3‰（パーミル）となっています。

図表　婚姻数、婚姻率の推移（本市）

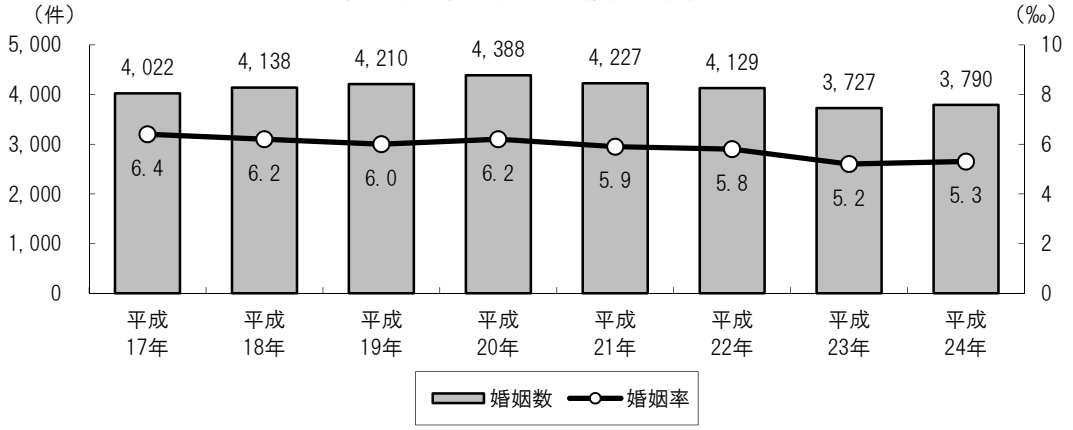

資料：神奈川県衛生統計年報

（９）離婚数及び離婚率の推移

離婚数は、平成 20 年の 1,588 件から減少傾向で推移していましたが、平成 24 年時点では増加し、1,468 件となっています。離婚率（人口 1,000 人当たり）は 2.04‰（パーミル）となっています。

図表　離婚数、離婚率の推移（本市）

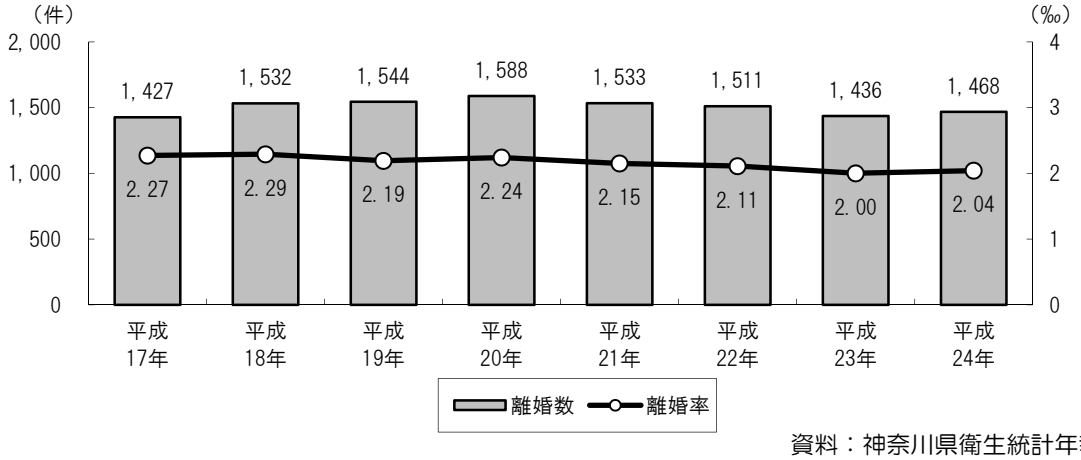

資料：神奈川県衛生統計年報

３　子どもの貧困率

「平成25年国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」（17歳以下）は、上昇傾向にあり、平成24年には16.3%、子どもがいる現役世帯の貧困率は、15.1%となっています。子どもがいる現役世帯のうち、「大人が１人」の世帯の貧困率は54.6%、「大人が２人以上」の世帯の貧困率は12.4%で、大人が１人の世帯の貧困率は、非常に高い水準となっています。

図表　子どもの貧困率（全国）

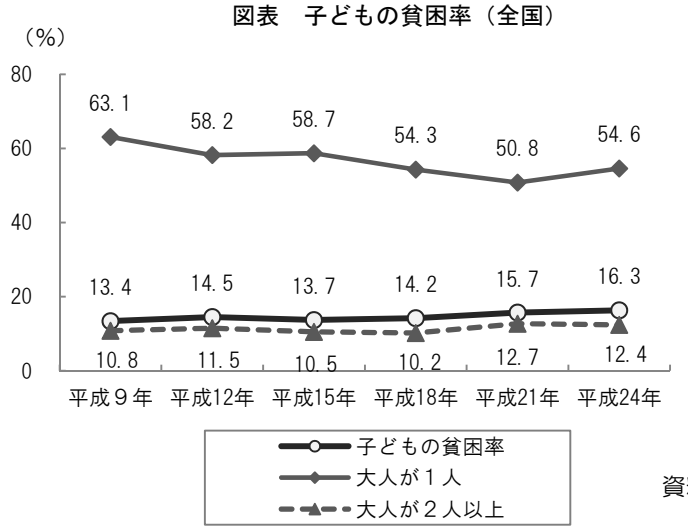

※子どもの貧困率
平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。
※子どもがいる現役世帯
世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯をいいます。

資料：厚生労働省　平成 25 年国民生活基礎調査

４　子育ての状況

（１）主な保育者と親族等協力者の状況

平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）によると、主な保育者は、就学前児童では「父母ともに」（52.5%）と「主に母親」（45.2%）が大半を占めています。小学校児童でも「父母ともに」（55.0%）と「主に母親」（42.5%）と同じような傾向となっています。

主な親族等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童 57.9%、小学校児童 55.0%）が最も多くなっています。

図表　主な保育者

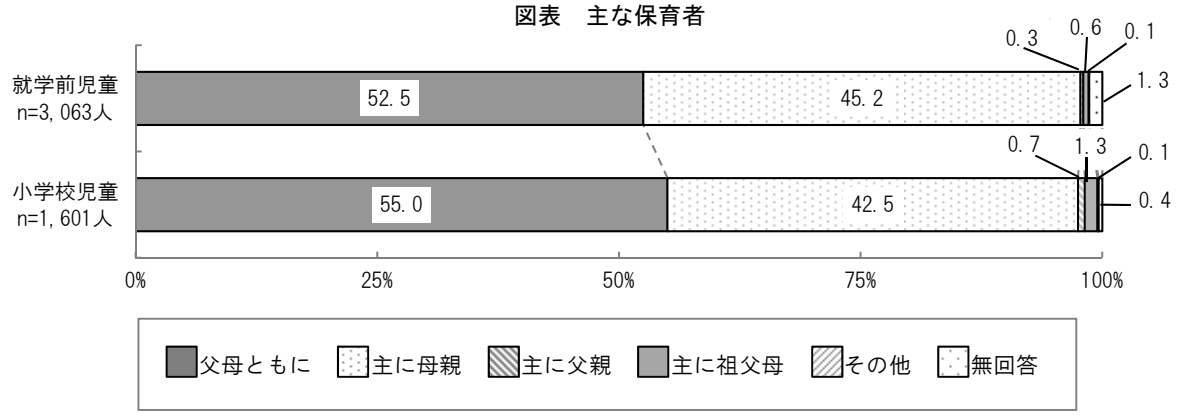

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

図表　主な親族等協力者の状況

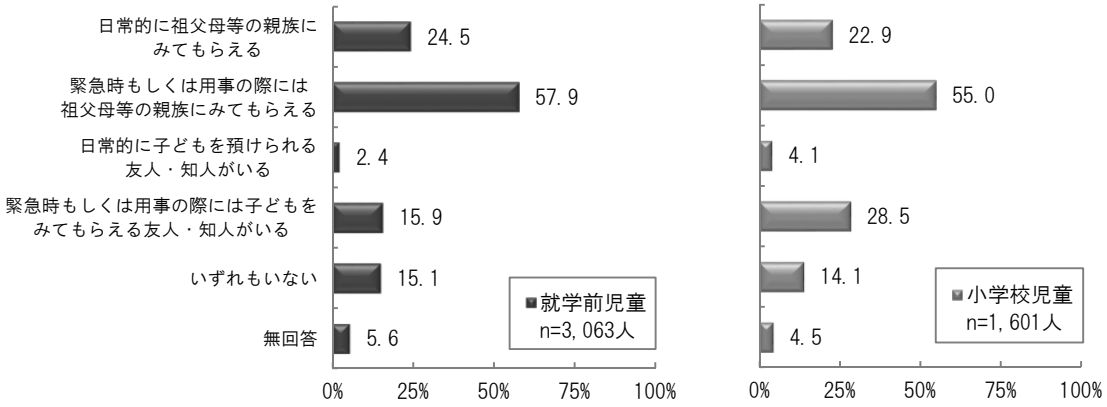

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

（２）保護者の就労状況

①母親の就労状況

アンケート調査によると、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」（49.4%）が最も多くなっています。33.1%の人が就労し、現在産休・育休・介護・その他休業中の人が 9.0%います。小学校児童では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（41.7%）が最も多くなっています。60.1%の人が就労し、現在産休・育休・介護・その他休業中の人が 1.4%となっています。

図表　母親の就労状況

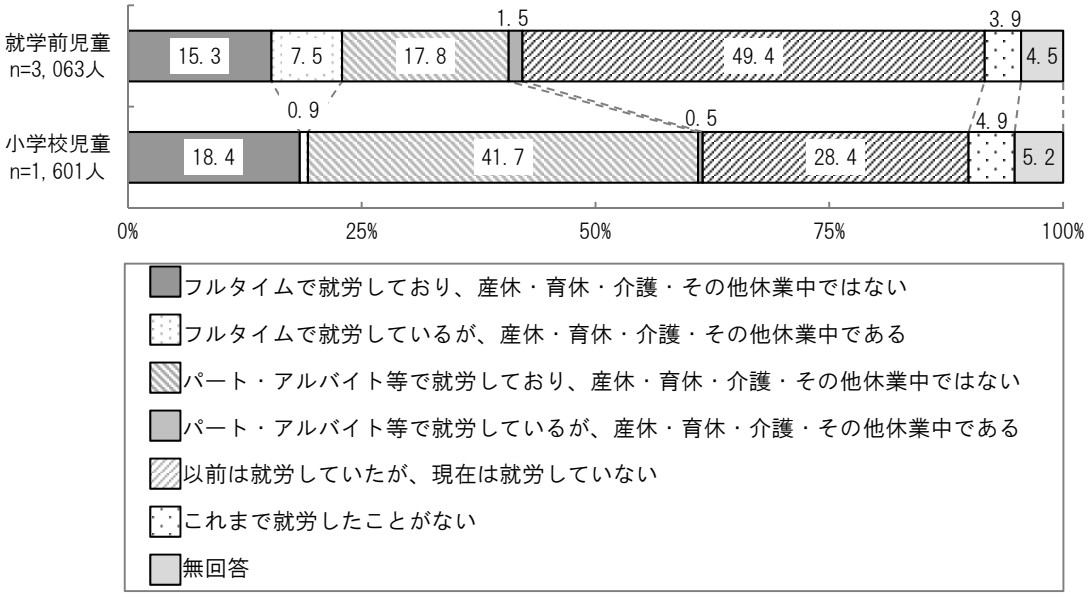

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

②母親の今後の就労希望

アンケート調査によると、現在就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童では就労したい人が 55.5%で、その内訳は「１年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」（38.0%）、「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」（17.5%）となっています。小学校児童では就労したい人が 40.7%で、その内訳は「すぐにでも、もしくは１年以内に就労したい」（23.8%）、「1 年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」（16.9%）となっています。

図表　就労していない母親の今後の就労希望

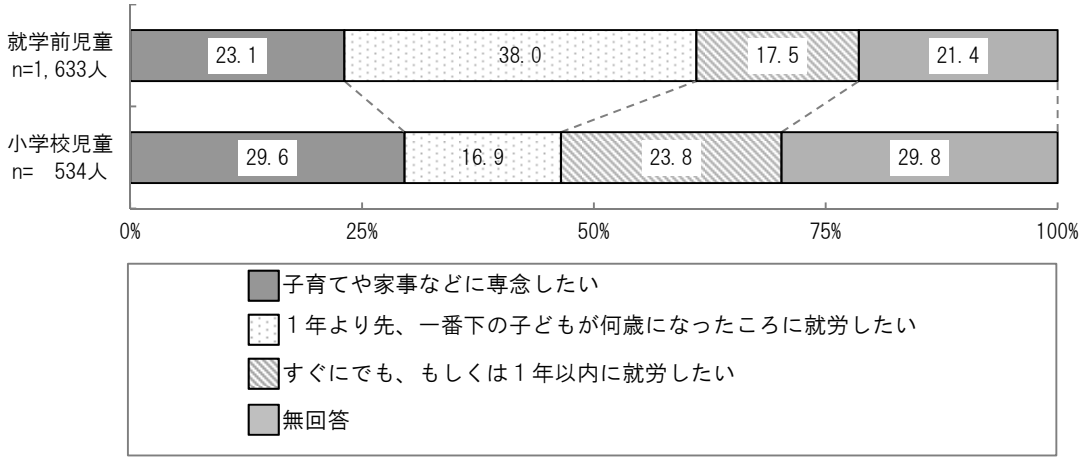

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

③育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況をみると、就学前児童では、母親は「取得した（取得中である）」（26.8%）に対して、父親は「取得した（取得中である）」（2.2%）となっています。

図表　育児休業制度の利用状況

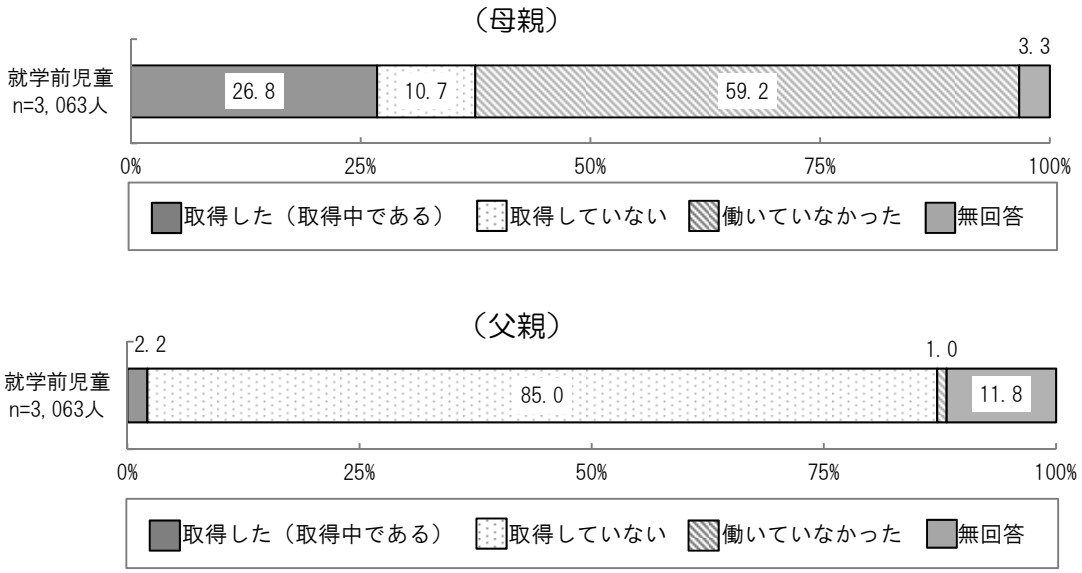

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

（３）子育てについての考え方

アンケート調査によると、子育てと仕事についての考え方は、「子育てと仕事を両立させたい」（就学前児童 52.7%、小学校児童 54.6%）、「仕事よりも子育てを優先させたい」（就学前児童 43.4%、小学校児童 42.1%）となっています。

図表　子育てと仕事についての考え

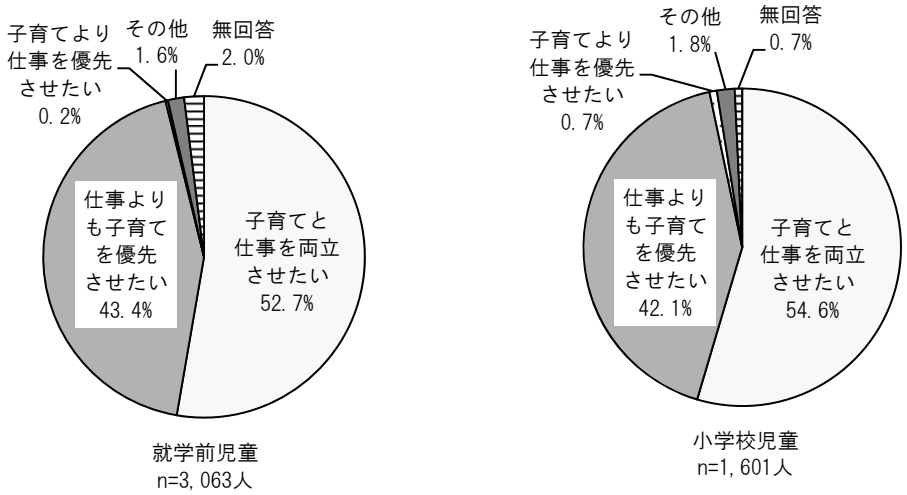

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

５　子ども・若者の状況

（１）６～39歳人口の推移

６～39 歳人口は減少傾向にあり、平成 26 年１月１日現在 274,907 人で平成 22 年から 28,113 人の減少となっています。今後も減少傾向は続くものと推計されています。

図表　６～39歳人口の推移

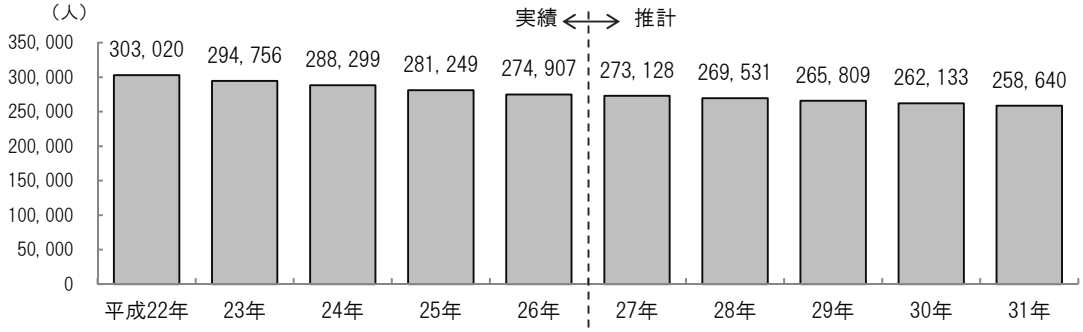

資料：相模原市年齢別人口（推計人口）（各年１月１日現在）
推計値は 2010 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

（２）不登校児童生徒数の推移

長期欠席者（年度間に通算 30 日以上欠席した者）のうち、不登校の数は、小学校児童、中学校生徒ともに減少傾向にあります。

図表　小学校児童数と不登校児童割合の推移

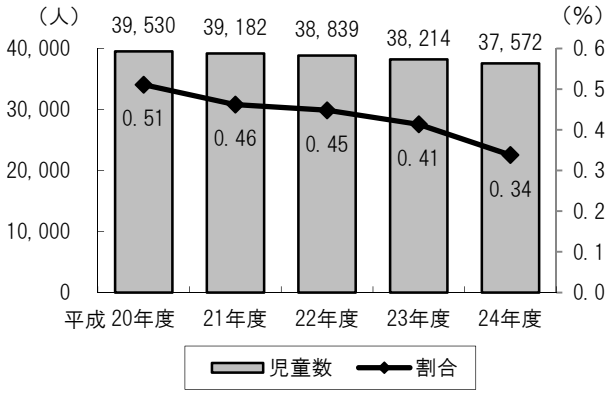

図表　中学校生徒数と不登校生徒割合の推移

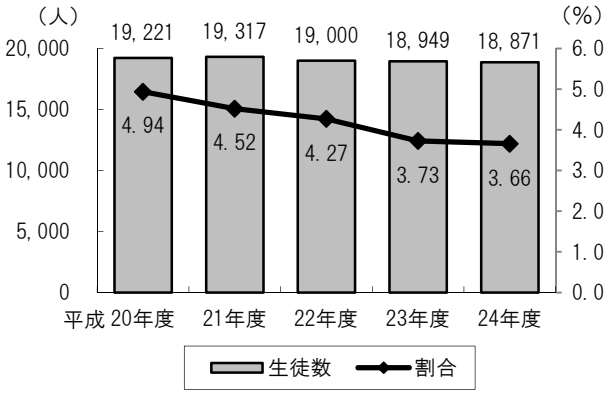

資料：相模原市平成 25 年版統計書

（３）若年無業者・フリーターの状況

①若年無業者の状況（全国）

全国の若年無業者の数は、平成 14 年以降はおおむね横ばいで推移しています。15～34 歳人口における割合は、平成 14 年以降は緩やかに上昇傾向にあり、平成 25 年には 2.2%となっています。

図表　若年無業者数の推移（全国）

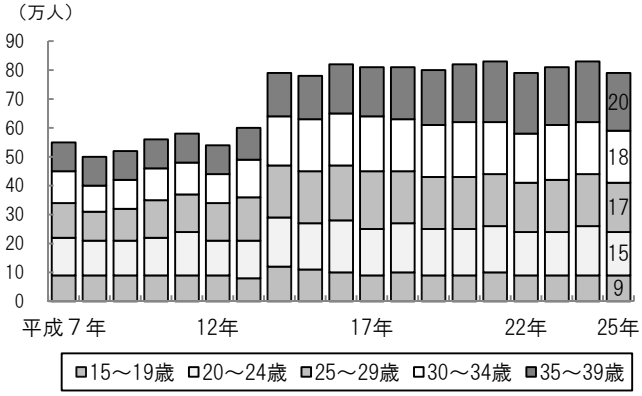

図表　15～34歳人口に占める若年無業者の割合（全国）

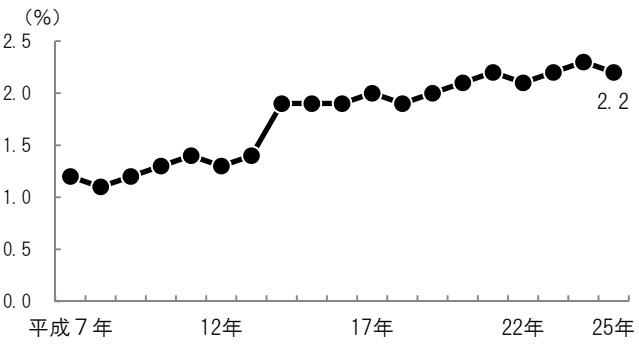

資料：平成 26 年版子ども・若者白書（総務省労働力調査）
注１：ここでいう若年無業者とは、15～34 歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者をいいます。
　　グラフでは参考として 35～39 歳の数値も記載しています。
注２：平成 23 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものです。

②フリーターの状況（全国）

全国のフリーター（パート・アルバイトとその希望者）の数は、平成 25 年は 182 万人で、15～34 歳人口に占める割合は 6.8%となっています。年齢階級別にみると、25～34 歳人口に占める割合が上昇傾向であり、平成 25 年には 7.0%となっています。

図表　フリーター数の推移（全国）

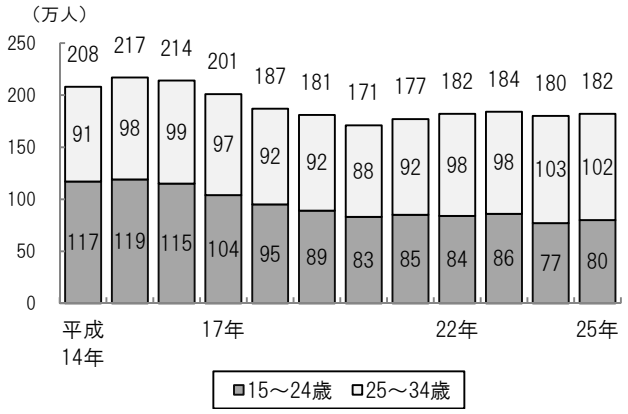

図表　当該年齢階級人口に占めるフリーターの割合（全国）

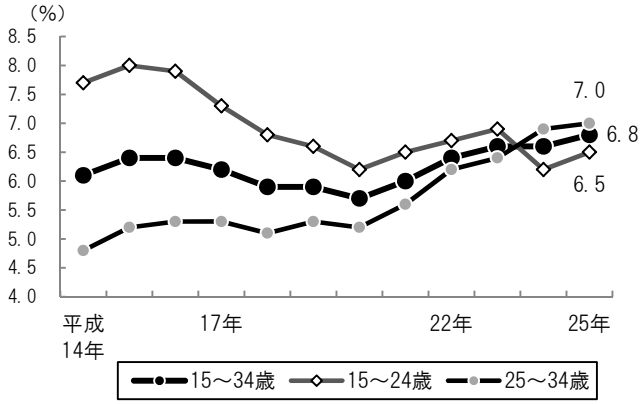

資料：平成 26 年版子ども・若者白書（総務省　労働力調査）
注：ここでいう「フリーター」とは、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、
①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」か「アルバイト」である者、
②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
③非労働力人口で家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者としています。

（４）携帯電話及びスマートフォンの所有と使い方

①自分の携帯電話及びスマートフォンの所有

自分の携帯電話及びスマートフォンの所有の有無をみると、11 歳では「持っていない」（55.4%）が多く、14 歳及び 17 歳では「持っている」（14 歳 83.4%、17 歳（98.5%）が多くなっています。

図表　自分の携帯電話・スマートフォンの所有の有無

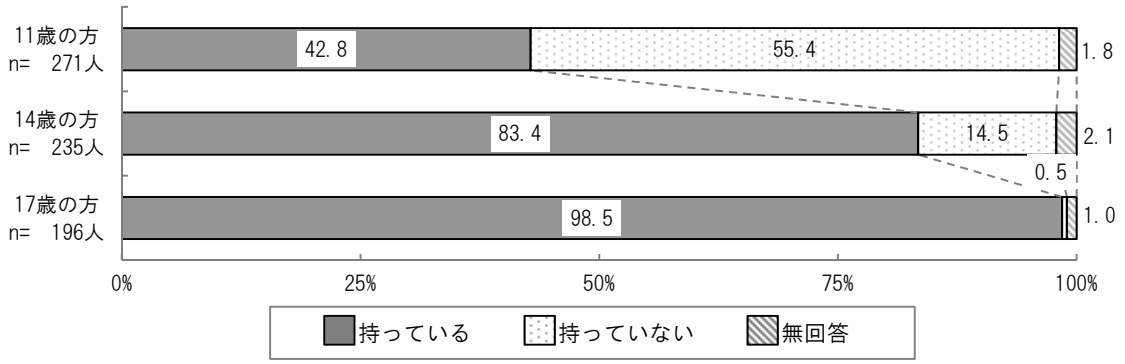

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

②携帯電話及びスマートフォンに対する考え方や使い方

携帯電話及びスマートフォンに対する考え方や使い方では、11 歳では「必要なものである」（53.5%）、「外出のときには必ず持ち歩く」（42.8%）、「連絡手段（電話、メールのみ）にしか使用しない」（41.3%）となっています。14 歳では「必要なものである」（76.6%）、「外出のときには必ず持ち歩く」（74.0%）、「多くの人とつながっていて楽しい」（38.3%）となっています。17 歳では、「外出のときには必ず持ち歩く」（82.7%）、「必要なものである」（81.1%）、「小学生には必要ない」（39.8%）となっています。

図表　携帯電話やスマートフォンに対する考え方や使い方（上位８項目）

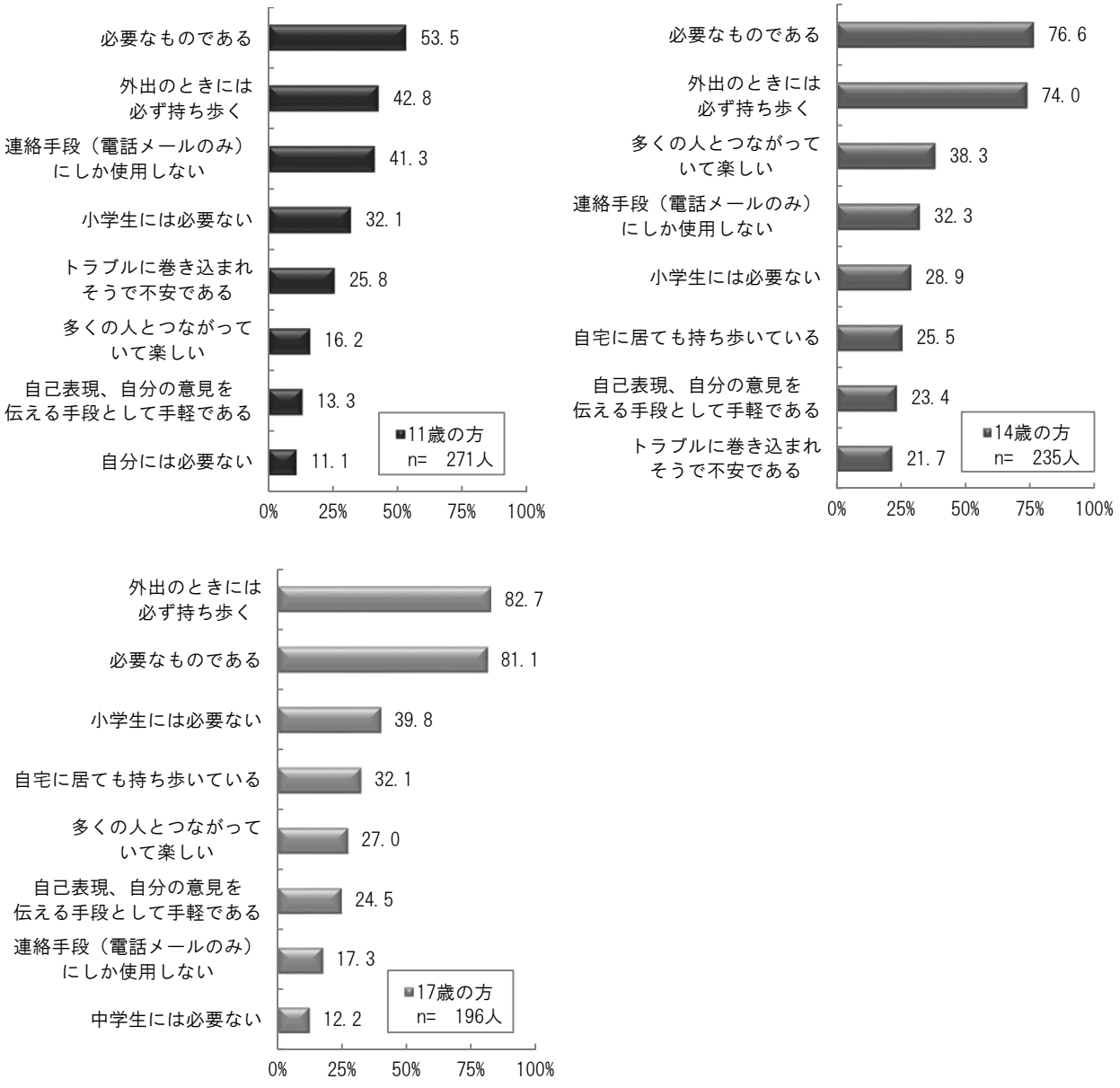

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

（５）将来希望する子どもの人数

①理想的な子どもの人数と持つつもりの子どもの人数

青年男女の考える理想的な子どもの人数は、「２人」（51.1%）、「３人」（34.9%）となっています。

持つつもりの子どもの人数では、「２人」（61.4%）が最も多くなっており、次いで「１人」（13.3%）、「３人」（12.9%）となっています。

図表　理想的な子どもの人数

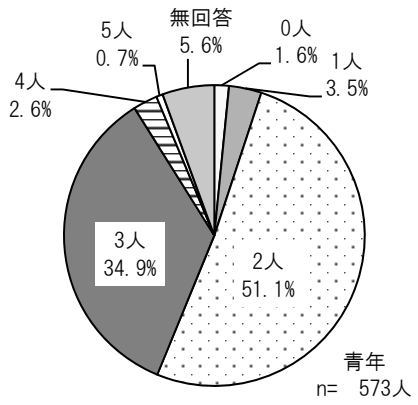

図表　持つつもりの子どもの人数

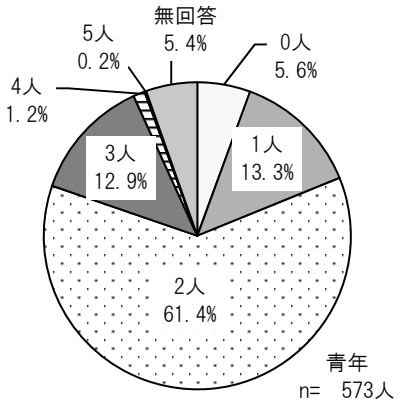

②持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由

持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（73.3%）が最も多くなっており、次いで「国や自治体の施策が不十分だから」（21.8%）、「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」（19.9%）、「子どもがのびのび育つ社会環境ではないから」（17.5%）となっています。

図表　持つつもりの子どもの人数が理想とする子どもの人数より少ない理由

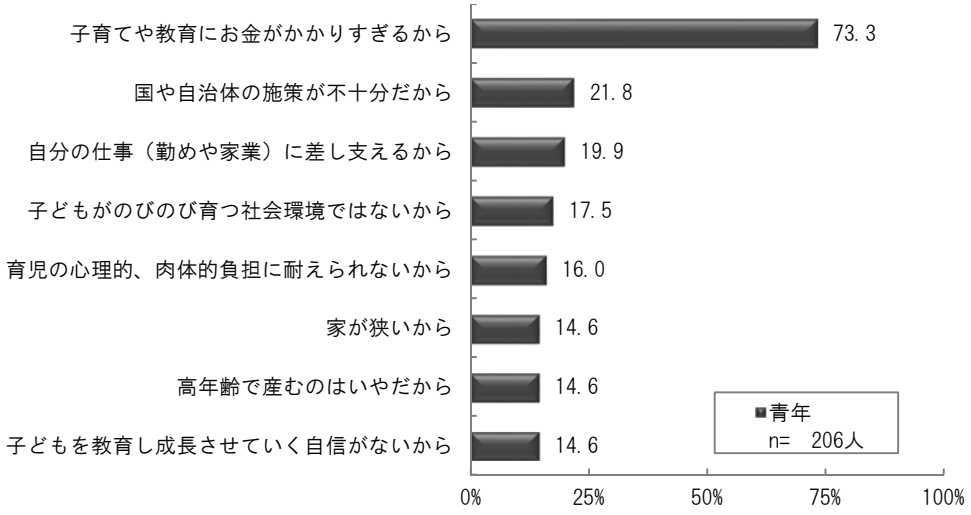

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

子どもの夢　輝く　みんなでつながりあうまち

さがみはら

すべての子どもは、社会にとって「希望」であり、未来をつくる存在です。

子どもは、子ども同士や地域社会の中で、様々な人との関わりにより、生きる力を培い、自立に向け、日々成長していきます。子どもが健やかに育まれるには、親やおとなが地域社会の中で、安心して暮らし、子どもの成長に喜びを感じ、周囲の人とつながりを持つことが大切です。

無限の可能性を持つ子どもの育ちを支えるとともに、子ども・若者が自信をもって自己を確立し、将来に夢と希望を持って育つことができる「まち」。

そして、家庭・地域・職場・行政が連携し、子どもと子育て家庭を支援し、「子どもの最善の利益」を目指す「まち」。

本市では、子育てを通して、社会全体がつながりあう「まち」を目指します。

２　基本方針

Ⅰ　子どもが自らの夢をふくらませ　育つことを支える環境づくり

すべての子どもは、社会の「財産（たから）」であり、未来へつづく「希望」です。

子どもは、「子どもとしての権利」が守られると同時に、おとなと同様にひとりの人として、また、権利の主体者として尊重されなければなりません。

また、子どもが豊かな心を持ち、輝かしい未来に向かって夢を持つためには、その育ちを支える環境が大切です。子どもが生まれてからおとなになるまで、周りが常に関心を持って見守り支えていくことで、子どもはさらに大きな夢をふくらませることができます。

この計画では、子どもの夢が実現できるよう、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立った環境づくりを進めていきます。

Ⅱ　子どもを生み育てることに安心と楽しさを感じ心が豊かになる暮らしづくり

子どもが生まれること、子どもが成長していくことは、親にとって大きな喜びです。

しかし、現在では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、身近な人から子育ての協力を得ることが困難になり、親は不安や負担感をかかえて、孤独に子どもと向き合っている場合が少なくありません。

子育ての楽しさや大切さの発見と感動を地域の人とわかちあいながら、子どもとともに親も成長していくことができるよう、地域での子育て支援を広げていく必要があります。

そのような環境で子育てができることで、親も子どもも心が豊かになり、地域社会との関わりを持ちながら、次代の親となる自覚を持った子どもや若者へと成長していく過程を見守っていきます。

この計画では、子育て家庭だけではなく、地域全体で子どもとおとなが共に育ち、子どもを生み育てることに安心と楽しさが感じられるような暮らしづくりを進めていきます。

Ⅲ　みんなが信頼しあい　子育て子育ちができるしくみづくり

家庭は、教育の原点であり、出発点であるという認識を持ちつつ、「地域の子ども」という意識を持ち、子育てを地域全体の問題として考えることが大切です。

今まで家族の中で行われていた世代間交流や異年齢交流が減少している現在、地域において、子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が交流し、信頼関係を築きながら助け合っていくことが大切です。

そのために、行政においては、全庁的に施策の推進に取り組むとともに、家庭や地域が自らの力でできることは地域が担っていけるよう、地域の育児力の向上に取り組みます。

この計画では、すべての子ども・子育て家庭をあたたかなまなざしで見守り続けるしくみを築き、家庭・地域・職場・行政が連携して、みんなで子育て・子育ちの在り方を考えるためのしくみづくりを進めていきます。

３　施策の体系

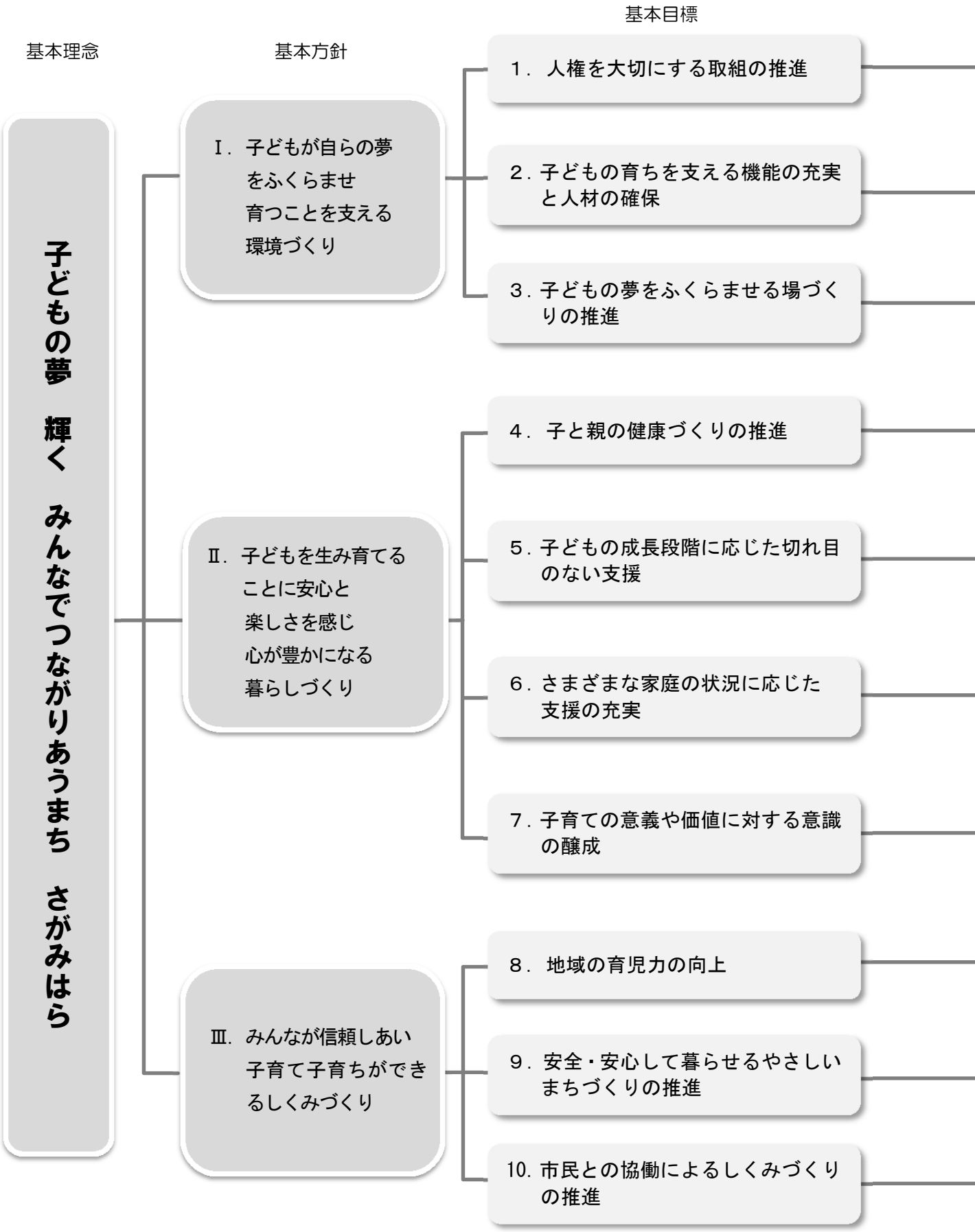
基本理念
基本方針
基本目標
子どもの夢　輝く　みんなでつながりあうまち　さがみはら
Ⅰ．子どもが自らの夢をふくらませ育つことを支える環境づくり
Ⅱ．子どもを生み育てることに安心と楽しさを感じ心が豊かになる暮らしづくり
Ⅲ．みんなが信頼しあい子育て子育ちができるしくみづくり
１．人権を大切にする取組の推進
２．子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保
３．子どもの夢をふくらませる場づくりの推進
４．子と親の健康づくりの推進
５．子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援
６．さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実
７．子育ての意義や価値に対する意識の醸成
８．地域の育児力の向上
９．安全・安心して暮らせるやさしいまちづくりの推進
10．市民との協働によるしくみづくりの推進

施策の方向

（１）子どもの権利に関する施策の推進
（２）児童虐待予防・防止対策の強化
（３）いじめ防止、不登校児童生徒への支援

（１）子どもに寄り添う人の確保と研修の充実
（２）相談機関の充実
（３）就学前の子どもに対する教育・保育の充実
（４）きめ細かな学校教育の推進
（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

（１）子どもの遊び場、居場所の確保
（２）子どもの参画・多様な活動の機会の充実
（３）子どもの職業観の育成

（１）妊娠前に対する支援
（２）妊娠・出産の安全性や快適さの確保
（３）子どもの心と身体の健やかな成長の促進
（４）育児不安の軽減
（５）乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

（１）妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策
（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
（３）子どもの年齢に応じた相談体制の充実

（１）ひとり親家庭等の自立に向けた支援
（２）障害、発達に遅れのある子どもと家庭への支援
（３）多様な文化をもった子どもと家庭への支援
（４）配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援
（５）社会的養護体制の充実
（６）困難をかかえる若者への支援
（７）経済的困難をかかえる家庭への支援

（１）家庭教育支援の充実
（２）子育てと仕事の両立支援
（３）男女が共に家事や育児を担う意識の啓発
（４）次代の親の育成
（５）企業による子育て支援の取組の促進

（１）身近な地域で進める子育て支援
（２）子育て支援活動のサポート
（３）地域の子育て支援者の育成
（４）子育てに関する学習機会の充実

（１）事故・犯罪から子どもを守る安全・安心対策の推進
（２）みんなにやさしいまちづくり
（３）子育て家庭への経済的支援

（１）計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営
（２）事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり
（３）子育てに関する情報の提供
（４）地域の支え合いとネットワークのしくみづくり
（５）企業との連携

第２部　各論

第１章

子ども・子育て支援事業の整備

第１章　子ども・子育て支援事業の整備

１　新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」及び「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

新制度のポイント

◆子ども・子育て関連３法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

〇認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

〇認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けず、政策的に促進
・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人及び社会福祉法人のみ（個人立等の既存幼稚園からの移行に係る特例あり）
・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

〇地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

２　新制度の事業体系

（１）子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受けるしくみ（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

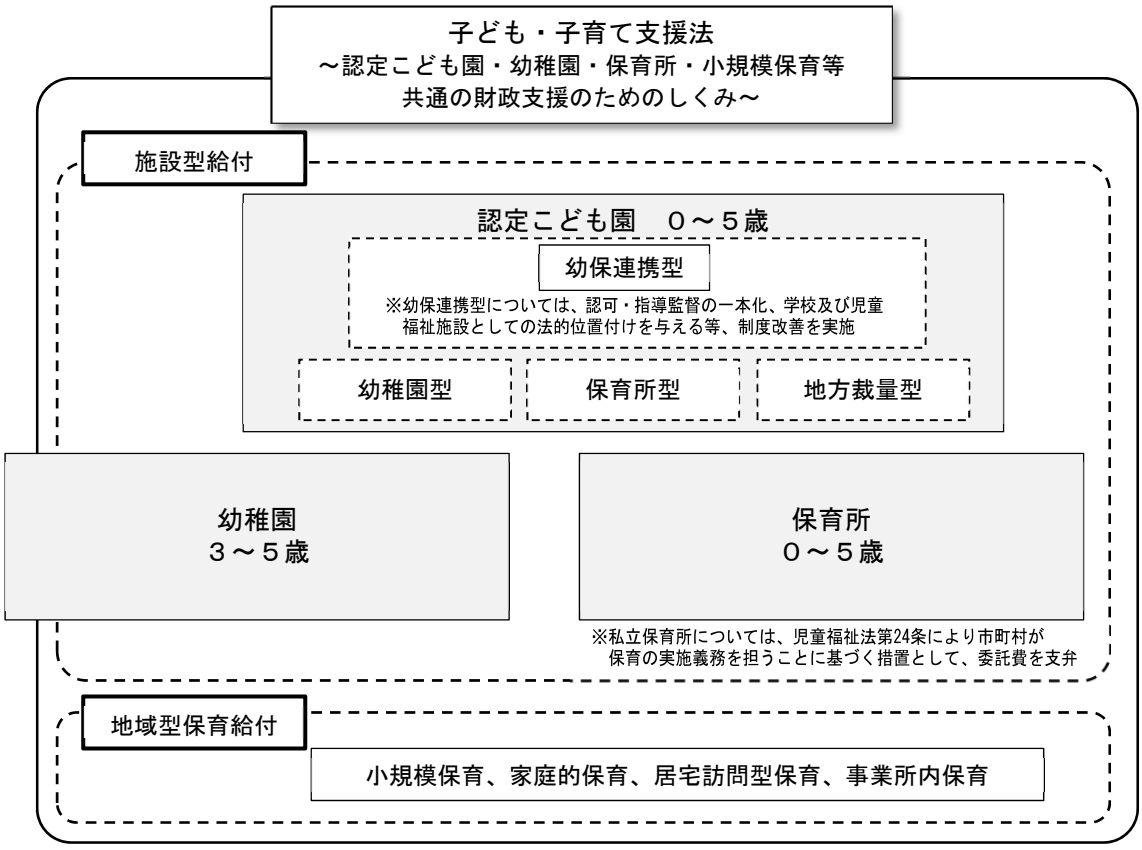

資料：内閣府

■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

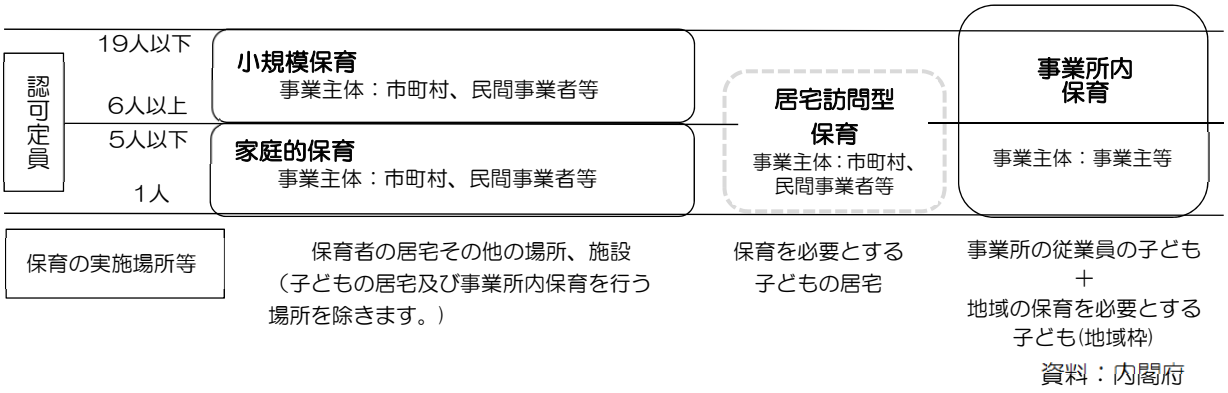

資料：内閣府

（２）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業
② 地域子育て支援拠点事業
③ 妊婦健康診査
④ 乳児家庭全戸訪問事業
⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守るネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
⑥ 子育て短期支援事業
⑦ 子育て支援援助活動支援事業
⑧ 一時預かり事業
⑨ 延長保育事業
⑩ 病児保育事業
⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（３）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付するしくみとなっています。

■認定区分

認定は、次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
１号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの	認定こども園 幼稚園
２号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 保育所
３号認定	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園 保育所 地域型保育

資料：内閣府

■認定基準

保育の必要性の認定（２号及び３号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

事　　由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区　　分※	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 （本市では、下限時間を64時間以上と設定）

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

３　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量

（１）見込量算出の手順

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込量算出に当たっては、就学前児童の保護者を対象者としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に従い、本市の地域特性を勘案して算出しました。

図　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順

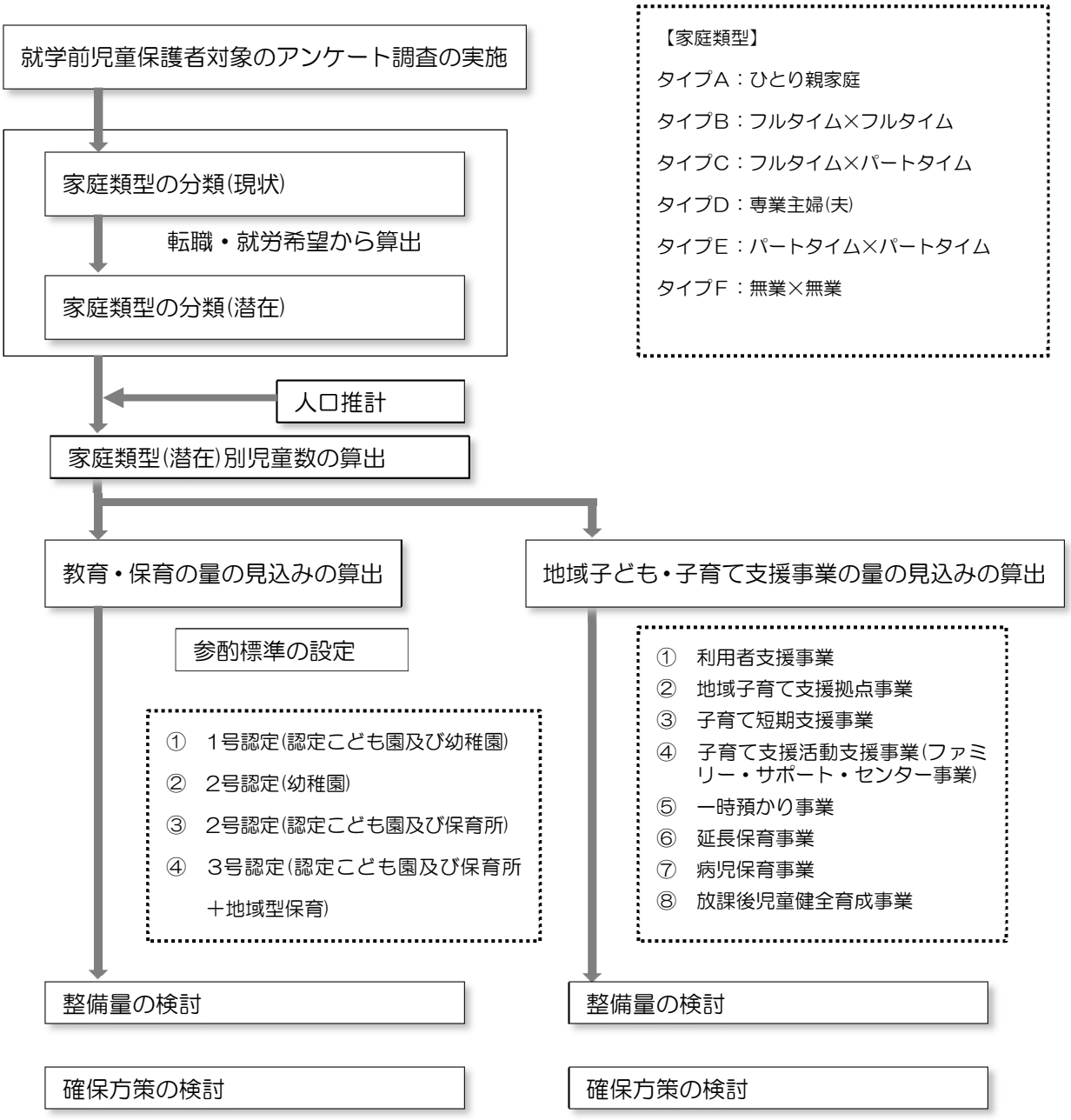

（２）就学前児童人口の将来推計

見込量算出に用いた就学前児童人口の将来推計は、次のとおりです。

図　就学前人口の将来推計（市全域）

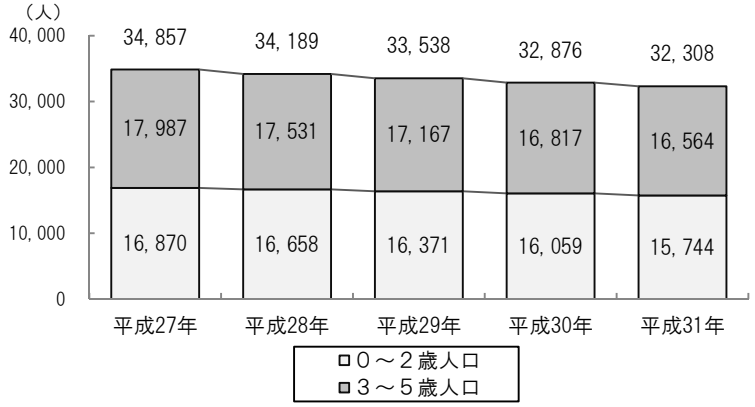

緑区１（橋本・大沢地区）

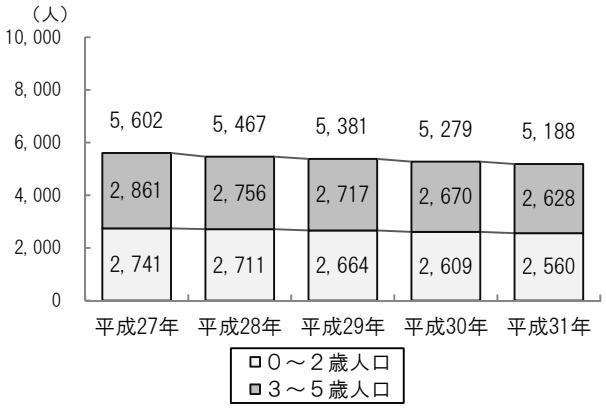

緑区２（津久井地域）

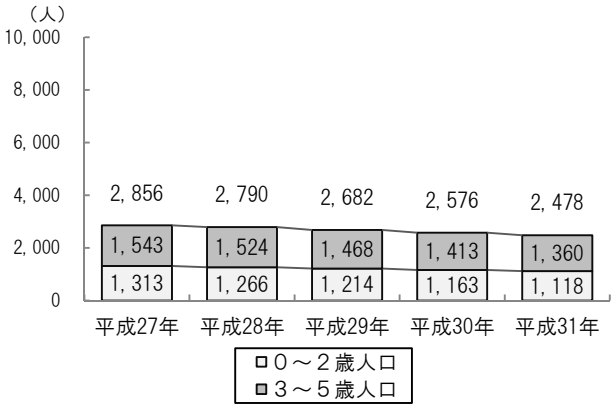

中央区

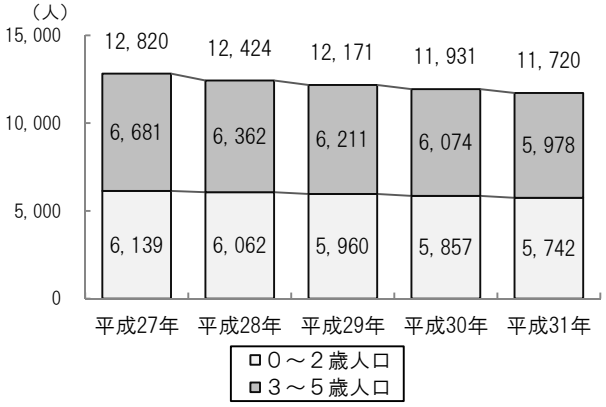

南区

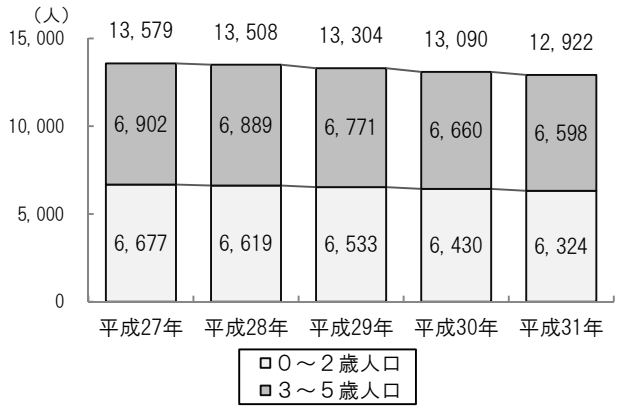

資料：2010 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計

４　保育環境・教育環境の状況

本市の保育所待機児童数は、平成26年４月１日現在、93人となっています。年齢別では「１歳」が39人で最も多く、次いで「２歳」が30人となっており、「１～２歳」が７割以上を占めています。区域では「南区」が45人で最も多くなっています。

（１）保育所入所児童数

平成26年４月１日現在　単位：か所、人

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	29	199	400	473	529	563	555	2,719
中央区	30	230	538	630	712	727	710	3,547
南区	30	265	531	621	694	652	625	3,388
市全域	89	694	1,469	1,724	1,935	1,942	1,890	9,654

（２）保育所待機児童数

平成26年４月１日現在　単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
緑区	4	8	9	2	1	0	24
中央区	1	14	3	0	5	1	24
南区	2	17	18	5	2	1	45
市全域	7	39	30	7	8	2	93

（３）私立幼稚園及び公立幼稚園の入園児童数

平成26年５月１日現在　単位：か所、人

	私立		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	13	2,649	3	156	16	2,805
中央区	18	3,701	0	0	18	3,701
南区	19	4,483	0	0	19	4,483
市全域	50	10,833	3	156	53	10,989

（４）児童クラブ入所児童数

平成26年５月１日現在　単位：か所、人

	民間		公立		合計	
	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数
緑区	3	56	20	1,128	23	1,184
中央区	12	354	21	1,521	33	1,875
南区	6	170	25	1,556	31	1,726
市全域	21	580	66	4,205	87	4,785

５　教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、交通事情、その他の条件を総合的に勘案して対象事業ごとに次のように設定します。

原則は、全市域を１区域又は行政区である３区域（緑区・中央区・南区）とします。

なお、緑区については、津久井地域の状況を考慮することが必要な事業は、緑区１（橋本・大沢地区）と緑区２（津久井地域）に分け、区域を設定することとします。

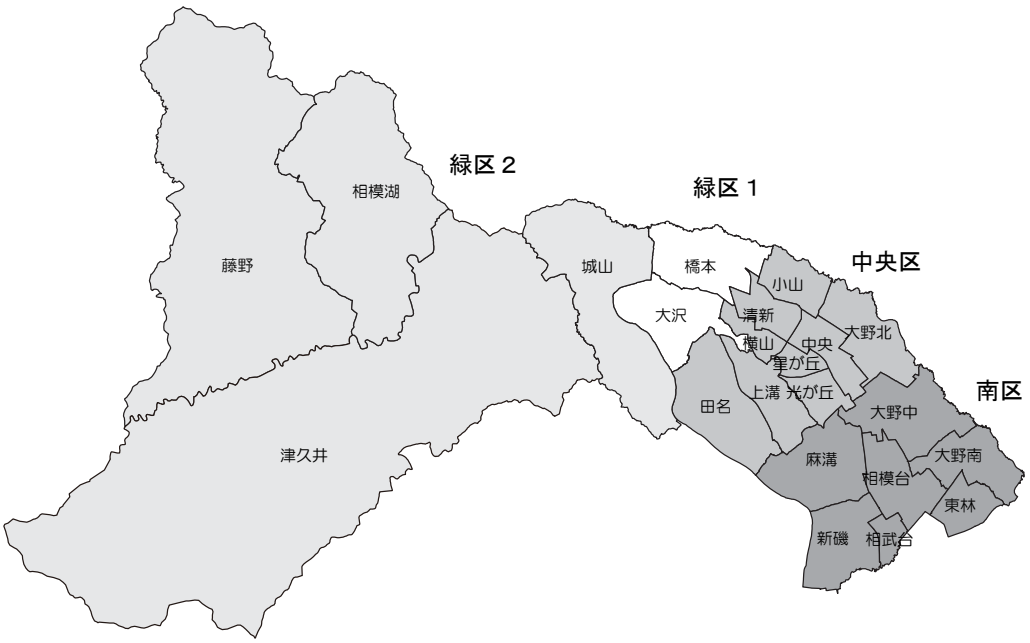

・区域【緑区１（橋本・大沢地区）、緑区２（津久井地域）、中央区及び南区】分けの対象施設・事業

対象施設・事業	対象区域
教育・保育の提供区域	４区域
地域子ども・子育て支援事業の提供区域	
①利用者支援事業	３区域
②地域子育て支援拠点事業	１区域
③妊婦健康診査	１区域
④乳児家庭全戸訪問事業	１区域
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	１区域
⑥子育て短期支援事業	１区域
⑦子育て援助活動支援事業	１区域
⑧-1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）	３区域
⑧-2 一時預かり事業（預かり保育以外）	１区域
⑨延長保育事業	３区域
⑩病児保育事業	１区域
⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	１区域
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	１区域
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	１区域

６　各年度における教育・保育必要量の見込みと確保方策

①市全域

単位：人

計画年度	利用者区分		Ⓐ量の見込み	Ⓑ確保の内容					Ⓑ－Ⓐ
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室	Ⓑ計	
平成27年度	１号認定		10,238	3,558	9,462			13,020	1,962
	２号認定	学校教育を希望	820	6,454			620	7,074	564
		上記以外	6,510						
	３号認定	０歳児	954	754		76	124	954	0
		１・２歳児	4,375	3,459		167	749	4,375	0
	計		22,897	14,225	9,462	243	1,493	25,423	2,526
平成28年度	１号認定		10,203	4,427	8,862			13,289	2,296
	２号認定	学校教育を希望	790	6,825			581	7,406	441
		上記以外	6,965						
	３号認定	０歳児	1,113	880		119	114	1,113	0
		１・２歳児	4,589	3,712		263	614	4,589	0
	計		23,660	15,844	8,862	382	1,309	26,397	2,737
平成29年度	１号認定		10,108	5,554	7,744			13,298	2,430
	２号認定	学校教育を希望	760	7,151			420	7,571	327
		上記以外	7,244						
	３号認定	０歳児	1,200	963		149	88	1,200	0
		１・２歳児	4,712	3,883		353	496	4,732	20
	計		24,024	17,551	7,744	502	1,004	26,801	2,777
平成30年度	１号認定		10,021	6,681	6,367			13,048	2,297
	２号認定	学校教育を希望	730	7,361			363	7,724	274
		上記以外	7,450						
	３号認定	０歳児	1,242	993		176	73	1,242	0
		１・２歳児	4,792	3,944		431	446	4,821	29
	計		24,235	18,979	6,367	607	882	26,835	2,600
平成31年度	１号認定		9,966	7,808	4,471			12,279	1,613
	２号認定	学校教育を希望	700	7,541			287	7,828	211
		上記以外	7,617						
	３号認定	０歳児	1,277	1,013		202	62	1,277	0
		１・２歳児	4,856	3,984		510	402	4,896	40
	計		24,416	20,346	4,471	712	751	26,280	1,864

※ □ の２号認定：満３歳以上で保育の必要のある子どものうち、１号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、１号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

【確保の内容】

・１号認定については、市内の４区域すべてにおいて計画年度の量の見込みに対し、確保されています。
・２号認定については、各区域の年度ごとの量の見込みに対し、保育所の新設、認定保育室等の認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
・３号認定については、各区域の年度ごとの量の見込みに対し、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業の実施を推進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

【幼保連携型認定こども園】

教育・保育施設のうち、本計画取組期間中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。

単位：施設

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置数	3	5	6	6	6

【保育利用率】

０～２歳の推計児童数は減少傾向にありますが、保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

単位：人

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
０～２歳推計児童数	16,870	16,658	16,371	16,059	15,744
３号認定子どもの量の見込み	5,329	5,702	5,912	6,034	6,133
保育利用率	31.6%	34.2%	36.1%	37.6%	39.0%

②緑区（全域）

単位：人

計画年度	利用者区分		Ⓐ量の見込み	Ⓑ確保の内容					Ⓑ－Ⓐ
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室	Ⓑ計	
平成27年度	１号認定		2,545	2,233	1,415			3,648	894
	２号認定	学校教育を希望	209	1,835			185	2,020	185
		上記以外	1,835						
	３号認定	０歳児	271	190		8	73	271	0
		１・２歳児	1,214	918		27	269	1,214	0
	計		6,074	5,176	1,415	35	527	7,153	1,079
平成28年度	１号認定		2,532	2,581	1,215			3,796	1,062
	２号認定	学校教育を希望	202	1,893			232	2,125	162
		上記以外	1,963						
	３号認定	０歳児	279	209		20	50	279	0
		１・２歳児	1,253	956		53	244	1,253	0
	計		6,229	5,639	1,215	73	526	7,453	1,224
平成29年度	１号認定		2,521	2,957	843			3,800	1,084
	２号認定	学校教育を希望	195	1,963			226	2,189	147
		上記以外	2,042						
	３号認定	０歳児	283	219		34	30	283	0
		１・２歳児	1,273	976		96	201	1,273	0
	計		6,314	6,115	843	130	457	7,545	1,231
平成30年度	１号認定		2,511	3,332	843			4,175	1,476
	２号認定	学校教育を希望	188	2,033			204	2,237	137
		上記以外	2,100						
	３号認定	０歳児	285	229		41	15	285	0
		１・２歳児	1,281	996		118	167	1,281	0
	計		6,365	6,590	843	159	386	7,978	1,613
平成31年度	１号認定		2,503	3,332	443			3,775	1,091
	２号認定	学校教育を希望	181	2,033			243	2,276	129
		上記以外	2,147						
	３号認定	０歳児	286	229		46	11	286	0
		１・２歳児	1,289	996		132	161	1,289	0
	計		6,406	6,590	443	178	415	7,626	1,220

※ □ の２号認定：満３歳以上で保育の必要のある子どものうち、１号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、１号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

【確保の内容】

- １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保されています。
- ２号認定については、量の見込みに対し、保育所の新設及び認定保育室等の保育所認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
- ３号認定については、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

②-１　緑区１（橋本・大沢地区）

単位：人

計画年度	利用者区分		Ⓐ量の見込み	Ⓑ確保の内容 特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室	Ⓑ計	Ⓑ－Ⓐ
平成27年度	１号認定		2,072	1,278	965			2,243	0
	２号認定	学校教育を希望	171	1,320			185	1,505	0
		上記以外	1,505						
	３号認定	０歳児	244	166		5	73	244	0
		１・２歳児	974	707		11	256	974	0
	計		4,966	3,471	965	16	514	4,966	0
平成28年度	１号認定		2,076	1,453	965			2,418	177
	２号認定	学校教育を希望	165	1,378			232	1,610	0
		上記以外	1,610						
	３号認定	０歳児	251	185		17	49	251	0
		１・２歳児	1,005	745		37	223	1,005	0
	計		5,107	3,761	965	54	504	5,284	177
平成29年度	１号認定		2,067	1,829	593			2,422	196
	２号認定	学校教育を希望	159	1,448			226	1,674	0
		上記以外	1,674						
	３号認定	０歳児	255	195		31	29	255	0
		１・２歳児	1,021	765		80	176	1,021	0
	計		5,176	4,237	593	111	431	5,372	196
平成30年度	１号認定		2,059	2,204	593			2,797	585
	２号認定	学校教育を希望	153	1,518			204	1,722	0
		上記以外	1,722						
	３号認定	０歳児	257	205		38	14	257	0
		１・２歳児	1,027	785		102	140	1,027	0
	計		5,218	4,712	593	140	358	5,803	585
平成31年度	１号認定		2,052	2,204	193			2,397	198
	２号認定	学校教育を希望	147	1,518			243	1,761	0
		上記以外	1,761						
	３号認定	０歳児	258	205		43	10	258	0
		１・２歳児	1,034	785		116	133	1,034	0
	計		5,252	4,712	193	159	386	5,450	198

※□の２号認定：満３歳以上で保育の必要のある子どものうち、１号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、１号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

【確保の内容】

・1号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保されています。
・２号認定については、量の見込みに対し、保育所の新設及び認定保育室等の保育所認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
・３号認定については、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

②-２　緑区２（津久井地域）

単位：人

計画年度	利用者区分		Ⓐ量の見込み	Ⓑ確保の内容					Ⓑ－Ⓐ
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室	Ⓑ計	
平成27年度	１号認定		473	955	450			1,405	894
	２号認定	学校教育を希望	38	515			0	515	185
		上記以外	330						
	３号認定	０歳児	27	24		3	0	27	0
		１・２歳児	240	211		16	13	240	0
	計		1,108	1,705	450	19	13	2,187	1,079
平成28年度	１号認定		456	1,128	250			1,378	885
	２号認定	学校教育を希望	37	515			0	515	162
		上記以外	353						
	３号認定	０歳児	28	24		3	1	28	0
		１・２歳児	248	211		16	21	248	0
	計		1,122	1,878	250	19	22	2,169	1,047
平成29年度	１号認定		454	1,128	250			1,378	888
	２号認定	学校教育を希望	36	515			0	515	147
		上記以外	368						
	３号認定	０歳児	28	24		3	1	28	0
		１・２歳児	252	211		16	25	252	0
	計		1,138	1,878	250	19	26	2,173	1,035
平成30年度	１号認定		452	1,128	250			1,378	891
	２号認定	学校教育を希望	35	515			0	515	137
		上記以外	378						
	３号認定	０歳児	28	24		3	1	28	0
		１・２歳児	254	211		16	27	254	0
	計		1,147	1,878	250	19	28	2,175	1,028
平成31年度	１号認定		451	1,128	250			1,378	893
	２号認定	学校教育を希望	34	515			0	515	129
		上記以外	386						
	３号認定	０歳児	28	24		3	1	28	0
		１・２歳児	255	211		16	28	255	0
	計		1,154	1,878	250	19	29	2,176	1,022

※□の２号認定：満３歳以上で保育の必要のある子どものうち、１号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、１号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

【確保の内容】

- １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保されています。
- ２号認定については、量の見込みに対し、保育所の新設及び認定保育室等の保育所認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
- ３号認定については、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

③中央区

単位：人

計画年度	利用者区分		Ⓐ量の見込み	Ⓑ確保の内容					Ⓑ－Ⓐ
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室	Ⓑ計	
平成27年度	１号認定		3,501	848	3,365			4,213	389
	２号認定	学校教育を希望	323	2,530			200	2,730	189
		上記以外	2,541						
	３号認定	０歳児	320	291		23	6	320	0
		１・２歳児	1,536	1,359		55	122	1,536	0
	計		8,221	5,028	3,365	78	328	8,799	578
平成28年度	１号認定		3,487	1,196	3,165			4,361	563
	２号認定	学校教育を希望	311	2,675			183	2,858	139
		上記以外	2,719						
	３号認定	０歳児	395	334		42	19	395	0
		１・２歳児	1,563	1,446		99	18	1,563	0
	計		8,475	5,651	3,165	141	220	9,177	702
平成29年度	１号認定		3,475	1,571	2,792			4,363	589
	２号認定	学校教育を希望	299	2,795			97	2,892	64
		上記以外	2,828						
	３号認定	０歳児	435	359		42	34	435	0
		１・２歳児	1,580	1,501		99	0	1,600	20
	計		8,617	6,226	2,792	141	131	9,290	673
平成30年度	１号認定		3,465	1,947	2,333			4,280	528
	２号認定	学校教育を希望	287	2,865			91	2,956	48
		上記以外	2,908						
	３号認定	０歳児	456	369		42	45	456	0
		１・２歳児	1,591	1,521		99	0	1,620	29
	計		8,707	6,702	2,333	141	136	9,312	605
平成31年度	１号認定		3,456	2,538	1,469			4,007	277
	２号認定	学校教育を希望	274	2,935			38	2,973	0
		上記以外	2,973						
	３号認定	０歳児	472	379		42	51	472	0
		１・２歳児	1,600	1,541		99	0	1,640	40
	計		8,775	7,393	1,469	141	89	9,092	317

※□の２号認定：満３歳以上で保育の必要のある子どものうち、１号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、１号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

【確保の内容】

- １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保されています。
- ２号認定については、量の見込みに対し、保育所の新設及び認定保育室等の保育所認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
- ３号認定については、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

④南区

単位：人

計画年度	利用者区分		Ⓐ量の見込み	Ⓑ確保の内容					Ⓑ－Ⓐ
				特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	認定保育室	Ⓑ計	
平成27年度	１号認定		4,192	477	4,682			5,159	679
	２号認定	学校教育を希望	288	2,089			235	2,324	190
		上記以外	2,134						
	３号認定	０歳児	363	273		45	45	363	0
		１・２歳児	1,625	1,182		85	358	1,625	0
	計		8,602	4,021	4,682	130	638	9,471	869
平成28年度	１号認定		4,184	650	4,482			5,132	671
	２号認定	学校教育を希望	277	2,257			166	2,423	140
		上記以外	2,283						
	３号認定	０歳児	439	337		57	45	439	0
		１・２歳児	1,773	1,310		111	352	1,773	0
	計		8,956	4,554	4,482	168	563	9,767	811
平成29年度	１号認定		4,112	1,026	4,109			5,135	757
	２号認定	学校教育を希望	266	2,393			97	2,490	116
		上記以外	2,374						
	３号認定	０歳児	482	385		73	24	482	0
		１・２歳児	1,859	1,406		158	295	1,859	0
	計		9,093	5,210	4,109	231	416	9,966	873
平成30年度	１号認定		4,045	1,402	3,191			4,593	293
	２号認定	学校教育を希望	255	2,463			68	2,531	89
		上記以外	2,442						
	３号認定	０歳児	501	395		93	13	501	0
		１・２歳児	1,920	1,427		214	279	1,920	0
	計		9,163	5,687	3,191	307	360	9,545	382
平成31年度	１号認定		4,007	1,938	2,559			4,497	245
	２号認定	学校教育を希望	245	2,573			6	2,579	82
		上記以外	2,497						
	３号認定	０歳児	519	405		114	0	519	0
		１・２歳児	1,967	1,447		279	241	1,967	0
	計		9,235	6,363	2,559	393	247	9,562	327

※□の２号認定：満３歳以上で保育の必要のある子どものうち、１号認定と同じく幼稚園等の利用を希望する子どもの推計値です。よって、１号認定の子どもと同じ施設で確保に努めます。

【確保の内容】

- １号認定については、区域内での量の見込みに対し、計画期間においてすべて確保されています。
- ２号認定については、量の見込みに対し、保育所の新設及び認定保育室等の保育所認可化を進めるとともに、認定こども園への移行や幼稚園の預かり保育を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。
- ３号認定については、保育所の新設及び小規模保育事業、家庭的保育事業等の地域型保育事業を促進し、保育の量的、質的拡充を図ります。

７　地域子ども・子育て支援事業の提供

（１）利用者支援事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	保育専門相談事業
⑵事業の概要	認定こども園、幼稚園、保育所等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするための窓口を設け、関係機関との連絡調整等を行う保育専門相談員（すくすく保育アテンダント）を各区のこども家庭相談課に配置します。
⑶提供区域の設定	行政区の３区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	各区のこども家庭相談課に保育専門相談員を配置し、実施します。計画期間中に担当の保育専門相談員による相談体制の拡充を図ります。

②確保提供量

単位：か所

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域（合計）	量の見込み	３	３	３	３	３	３
	確保提供量	３	３	３	３	３	３
緑　区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
中央区	確保提供量	1	1	1	1	1	1
南　区	確保提供量	1	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
⑵事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供等を行います。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	既存の施設に加え、こどもセンター、保育所等新たな実施場所を確保し、事業を実施します。

②確保提供量

単位：延べ人数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	49,497	77,467	101,931	126,395	150,859	175,323
	②確保提供量		60,000	89,175	118,350	147,525	176,700
	②－①		△17,467	△12,756	△8,045	△3,334	1,377
	実施箇所	14 か所	16 か所	20 か所	26 か所	32 か所	38 か所

（３）妊婦健康診査

①事業の概要

⑴本市における事業名	妊婦健康診査
⑵事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施します。 １人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付します。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方 （平成27～31年度）	【実施場所】 市が委託契約した医療機関・助産所 【実施体制】 妊婦が妊婦健康診査費用補助券を医療機関に提出し、妊婦健康診査を受診します。 【検査項目】 厚生労働省が示している妊婦健康診査の「標準的な妊婦健診の例」のとおり 【実施時期】 受診票の有効期間は、交付の日（妊娠届出書提出時）から出産の日までとします。

②確保提供量

単位：延べ回数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	69,378	77,224	76,216	75,208	73,108	71,890
	②確保提供量		77,224	76,216	75,208	73,108	71,890
	②－①		0	0	0	0	0

（４）乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	こんにちは赤ちゃん事業
⑵事業の概要	生後４か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成27～31年度）	生後４か月までに訪問ができるように、「出生連絡票」の提出について周知に努めます。また、乳児のいるすべての家庭に、保健師、母子訪問相談員が訪問します。

②確保提供量

単位：人

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	5,371	5,516	5,444	5,372	5,222	5,135
	②確保提供量		5,516	5,444	5,372	5,222	5,135
	②－①		0	0	0	0	0
	訪問率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（５）養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業の概要

⑴本市における事業名	養育支援家庭訪問事業
⑵事業の概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	育児指導及び育児・家事を援助する育児支援家庭訪問相談員や育児・家事援助訪問員（子育て経験者等）を各区に配置します。

②確保提供量

単位：延べ回数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	237	256	266	277	288	300
	②確保提供量		256	266	277	288	300
	②－①		0	0	0	0	0

③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の概要

⑴本市における事業名	要保護児童対策地域協議会の運営
⑵事業の概要	児童福祉法に基づき相模原市要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待を受けている子どもや様々な問題をかかえている要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行います。

（６）子育て短期支援事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	ショートステイ事業
⑵事業の概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方 （平成 27～31 年度）	市内３施設において、量の見込みを満たすことができる定員の確保ができています。

②確保提供量

単位：延べ人数/年

区　域	項　目	平成25年度 実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	108	380	460	540	620	700
	②確保提供量		1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	②－①		1,420	1,340	1,260	1,180	1,100

（７）子育て援助活動支援事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
⑵事業の概要	生後３か月から小学生まで（障害児は 18 歳まで）の子どもを持つ家庭が、安心とゆとりを持って子育てができるように、地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、事業の認知度が高くないことからも事業の周知に努め、利用会員及び援助会員の増加に努めます。

②確保提供量

単位：延べ人数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	8,177	9,183	9,945	10,707	11,469	12,230
	②確保提供量		9,183	9,945	10,707	11,469	12,230
	②－①		0	0	0	0	0

（８）一時預かり事業

【一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）】

①事業の概要

⑴本市における事業名	預かり保育
⑵事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、預かりを行う事業です。
⑶提供区域の設定	行政区の３区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっています。

②確保提供量

単位：延べ人数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域（合計）	①量の見込み	201,781	210,995	216,526	221,322	225,582	229,437
	②確保提供量		210,995	216,526	221,322	225,582	229,437
	②－①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み		43,989	44,941	45,733	46,412	47,007
	②確保提供量		43,989	44,941	45,733	46,412	47,007
	②－①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み		82,572	85,257	87,659	89,853	91,889
	②確保提供量		82,572	85,257	87,659	89,853	91,889
	②－①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み		84,434	86,328	87,930	89,317	90,541
	②確保提供量		84,434	86,328	87,930	89,317	90,541
	②－①		0	0	0	0	0

【一時預かり事業（預かり保育以外）】

①事業の概要

⑴本市における事業名	一時保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
⑵事業の概要	一時保育事業 日ごろ保育所等を利用していなくても、保護者の緊急的な事由等による保育需要に対応するため、一時的に児童を預けることができる事業です。 ファミリー・サポート・センター事業 安心とゆとりを持って子育てができるように、子どもを持つ家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人（利用会員）と援助を行いたい人（援助会員）を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する事業です。 なお、こちらは未就学児童のみを対象としています。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、今後もよりきめ細かいニーズに対応できる体制について検討します。

②確保提供量

単位：延べ人数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	30,561	35,343	40,391	45,439	50,487	55,535
	②確保提供量		35,343	40,391	45,439	50,487	55,535
	②－①		0	0	0	0	0

（９）延長保育事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	延長保育事業
⑵事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間である 11 時間を超えて保育を行います。
⑶提供区域の設定	行政区の３区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっています。

②確保提供量

単位：延べ人数/月

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域（合計）	①量の見込み	9,967	11,244	11,763	12,220	12,635	13,015
	②確保提供量		11,244	11,763	12,220	12,635	13,015
	②－①		0	0	0	0	0
緑区	①量の見込み		2,400	2,463	2,525	2,588	2,650
	②確保提供量		2,400	2,463	2,525	2,588	2,650
	②－①		0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み		5,392	5,778	6,104	6,386	6,635
	②確保提供量		5,392	5,778	6,104	6,386	6,635
	②－①		0	0	0	0	0
南区	①量の見込み		3,452	3,522	3,591	3,661	3,730
	②確保提供量		3,452	3,522	3,591	3,661	3,730
	②－①		0	0	0	0	0

（10）病児保育事業

①事業の概要

⑴本市における事業名	病児・病後児保育事業
⑵事業の概要	病気や病気回復期の児童や突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	量の見込みに対しては、確保可能な提供量になっていますが、地域のバランスを考慮しながら、新たに１か所の増設について検討します。

②確保提供量

単位：延べ人数/年

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	1,440	2,662	3,524	4,386	5,248	6,113
	②確保提供量		5,408	6,968	6,968	6,968	6,968
	②－①		2,746	3,444	2,582	1,720	855

（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

①事業の概要

⑴本市における事業名	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
⑵事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいない者に、放課後等に児童厚生施設や学校の余裕教室を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
⑶提供区域の設定	全市を１区域とします。
⑷確保方策の考え方（平成 27～31 年度）	学校施設等を活用した受入定員の拡大及び民間児童クラブの新規参入促進等による民間活力の活用を図り、提供量の確保を目指します。

②確保提供量

単位：人

区　域	項　目	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
市全域	①量の見込み	4,708	6,982	7,210	7,431	7,615	7,817
	②確保提供量		5,395	6,005	6,615	7,225	7,817
	②－①		△1,587	△1,205	△816	△390	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○　事業概要

幼稚園や保育所の保育料は、国が定める公定価格を基に、市が利用者負担額を定めますが、施設によっては実費徴収等（教材費、行事参加費等）の上乗せ徴収を行う場合があります。本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

○　考え方

現状では、同様の事業を実施していないため、国が設定する対象範囲と上限額を基に、助成の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○　事業概要

新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進するための事業です。

保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員の配置や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入支援を行います。

○　考え方

新規施設等に対する支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

８　教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可手続きの簡素化等により、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした国の動向を踏まえ、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行を目指す施設に対する相談体制の構築や必要な情報提供を行い、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への円滑な移行に向けた支援を行っていきます。

（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、これまでも合同で実施している支援保育研修に加え、職員間の交流を通じた情報の共有、専門性や知識の向上を図るための合同研修の実施に向けた支援を行います。

② 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障害のある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、専門研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である幼稚園教諭・保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となることが見込まれ、保育人材の確保や離職の防止を図るためにも保育士等の処遇改善を進める必要があることから、国の制度等も活用しながら、市として保育士等の処遇改善に向けた取組に努めます。

（３）質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

① 乳幼児期の発達の連続性の理解
② 乳幼児期にふさわしい体験の多様性と関連性の理解
③ 障害のある児童と共に行う活動機会の確保
④ 小学校以降の生活や学習基盤の育成

また、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要であり、下記のような点に留意が必要であると考えます。

① 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
② 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
③ 安全・安心で健全な子育て環境の確保
④ 地域活動との結びつき、人材の活用

こうした教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の果たす役割を踏まえ、社会全体が協力して、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していくことを支援していく必要があります。

（４）教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園・幼稚園・保育所は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、小規模保育等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな３歳児未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満３歳未満の子どもが、満３歳以降も認定こども園・幼稚園・保育所で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

（５）認定こども園・幼稚園・保育所、小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、認定こども園、幼稚園及び保育所の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

認定こども園、幼稚園又は保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

９　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育休休業満了時から利用できるような環境を整えるため、次のような取組を実施します。

（１）保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

（２）育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備

10　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

広域的な見地からも、県の取組を踏まえ、次のことについて連携を図ります。

（１）児童虐待防止対策の充実

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

（３）障害児施策の充実

11　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、国の法律及び県の取組等を踏まえ、次のことについて連携を図ります。

（１）保護者に対する両立支援制度の適切な周知

（２）両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ

第２章

子ども施策の総合的展開

第２章　子ども施策の総合的展開

基本目標１　人権を大切にする取組の推進

１　動向と課題

子どもは、おとなと同じ人格を持ち、権利が保障される存在であり、子ども一人ひとりの人権を尊重するという共通認識の確立が必要です。

平成６年に日本が批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では、子どもの最善の利益の確保、意見表明権等の市民的権利等、子どもを人権の主体として認めていくことがうたわれています。自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を認め、尊重することが大切です。

しかし、アンケート調査では、約30%の子どもがつらい体験をしたことがあり、その内容としては11歳・14歳・17歳のすべての年齢で「友だちからのいじめ」が最も多い回答となっています。また、つらい体験をした子どものうち、「生きていくのがイヤになるくらいのつらさ」と回答した子どもは14歳では32.5%となっています。

本市では、「相模原市人権施策推進指針」を策定し、人権施策に取り組んでいるとともに、相模原市子どもの権利条例を制定し、小・中学生を対象とする「子どもの権利条約」学習資料や、保護者等のおとなを対象に、子どもの権利について啓発するパンフレットを配布するなど、「子どもの権利」を知ってもらうための取組を進めています。

また、子どもの重大な権利侵害である児童虐待への対応としては、児童相談所の設置により、「要保護児童対策地域協議会」や関係機関と連携を図りながら、専門的な対応や権限を必要とするケースへの対応等を担っていくことになります。

さらに、平成26年３月に「相模原市いじめの防止等に関する条例」を制定するとともに、「相模原市いじめ防止基本方針」を策定し、家庭・学校・地域・行政・その他の関係機関が一体となったいじめ防止の取組を推進しています。

今後も、市民一人ひとりが「子どもの権利」を理解するとともに、子どもに関わる問題について気軽に相談し、対応できる体制の整備等が求められています。

図　つらくてどうしようもないことを人から言われたりされた経験とその内容（上位３項目）

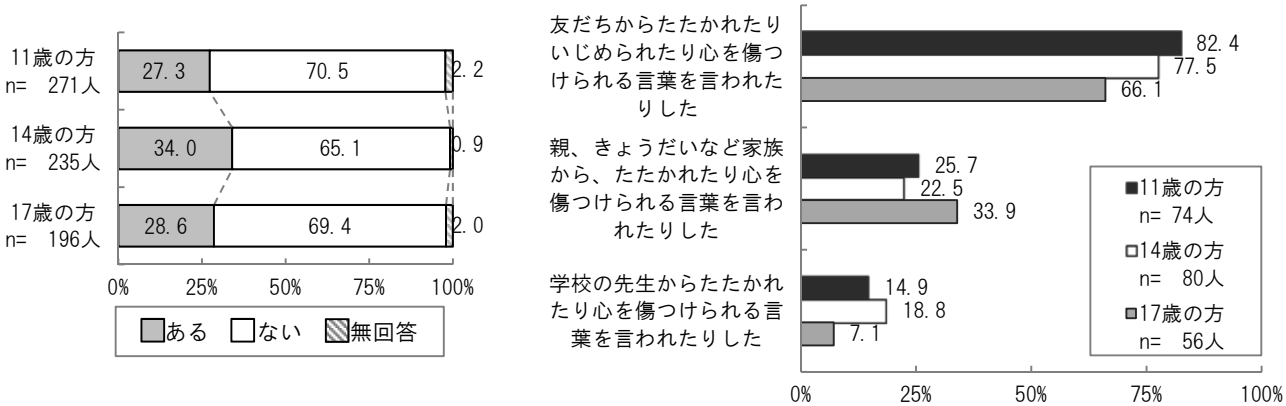

資料：相模原市平成25年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
自分のことが好きと言える子どもの割合【市独自調査】	41.7%	47.6%	子どもの自己肯定感を見る指標

※「子ども・子育て支援アンケート調査」において、「わからない」と回答した子どものうち２割が「好き」と回答し、増加することを目標に設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）子どもの権利に関する施策の推進

「子どもの権利条約」に関する教育・啓発活動を行うなど、子どもを含むすべての市民が子どもを権利の主体として尊重することやいのちの大切さの認識を深める取組等を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
1	人権・福祉教育の推進						人権尊重の精神を基盤とし、教育活動を通して憲法で保障された基本的人権を大切にする教育を推進する。
2	子どもの人権等にかかる研修事業の推進						子どもの権利保障、児童虐待の防止等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。（再掲№25）
3	「子どもの権利条約」学習資料の活用						「子どもの権利条約」の内容を理解し、自分の権利を正しく主張するとともに、周りの人の権利も大切にする人間になることを期待し、イントラネット格納の「子どもの権利条約」学習資料を活用する。
4	「子どもの権利条約」の教職員への啓発						各小・中学校に人権担当の教職員を配置し、「子どもの権利条約」の啓発に向けた研修を定期的に実施する。
5	新規 子どもの権利保障の推進	実施					相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利保障に関する施策を推進する。
6	新規 子どもの権利の普及、啓発	実施					相模原市子どもの権利条例のパンフレットを配布し、広く周知を図るとともに、子どもの権利の日を中心とした子どもの権利の普及・啓発のための事業を実施する。
7	新規 子どもの権利救済委員等の設置	実施					相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員等を置き、子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応する。（再掲№39）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
8	自殺総合対策の推進						相模原市自殺対策基本条例に基づき策定した「相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画」により、自殺総合対策に関する施策を推進する。

（２）児童虐待予防・防止対策の強化

児童相談所、警察、医師等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」の運営をさらに充実し、虐待や非行の早期発見及び適切な保護に努めるとともに、様々な事業において連携し、子どもとその家族を見守り、支援する体制の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
9	要保護児童対策地域協議会の運営						児童養護施設、警察、医師等関係機関による「要保護児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待や非行等の要保護児童等に関する問題について適切に対応するとともに、早期発見及び適切な保護のための連携を図る。
10	児童相談所機能の充実・強化						虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。（再掲№38・217・251）
11	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待検証部会の運営						児童福祉専門分科会において、より専門的な調査審議に対応するため、児童虐待の検証に係る部会を運営し、再発防止機能の充実を図る。
12	児童虐待防止の啓発事業						毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に児童虐待防止の啓発活動を行う。

（３）いじめ防止、不登校児童生徒への支援

いじめ、不登校等の悩みや課題を持つ児童生徒やその保護者が、学校や地域で気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
13	ＣＡＰプログラムの実施						子どもたちが虐待やいじめ等の暴力から身を守る方法を学ぶためのＣＡＰプログラムを実施する。
14	青少年・教育相談事業の推進						不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。（再掲№31・210）
15	ふれあい体験活動の開催						不登校や登校しぶり等の児童生徒及びその保護者を対象に、相模川自然の村やふるさと体験教室等で体験活動を行う。
16	不登校を考えるつどい・不登校対応セミナーの開催						不登校の児童生徒を持つ保護者が互いに語り合える場として「つどい」を設定する。また、教職員を対象に不登校対応について「セミナー」を開催する。
17	いじめ防止への取組						「相模原市いじめの防止等に関する条例」及び「相模原市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止月間やいじめ防止フォーラム等の取組を推進する。

基本目標２　子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

１　動向と課題

子どもたちを取り巻く状況は、急速な少子化の進行や、情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化等により大きく変化しています。

子どもにとって、乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、集団生活や遊び等の主体的な活動を通して就学前の子どもの教育・保育を充実することが大切です。また、就学後の子どもが一日の多くを過ごす学校においては、子ども一人ひとりの個性を伸ばすとともに、自らたくましく育つ力を育むなど、子どもの発達段階に応じた教育環境を整備・充実することが大切です。

アンケート調査においても、教育環境の整備として「学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等を含めた確かな学力を身に付けることができる取組」、「道徳教育の充実や地域と学校との連携・協力による多様な体験活動」を望む人が多くなっています。

また、子どもは、おとなの影響を大きく受けることから、子どもに関わる人の確保や人材育成に努めることも必要です。

携帯電話、スマートフォン、インターネット等の普及で、誰でも気軽に情報発信や伝達ができ、生活には欠かせないものとなっている反面、個人に対する誹謗中傷や個人情報の取り扱い、ネット依存等、社会的な問題でもあり、情報モラルについて、学習できる機会も必要です。

一方、解決に向けた取組を進めることが求められている問題のひとつに、いじめ、不登校、非行等の多様化、複雑化する子どもの問題行動があります。

これらの問題行動に対する、未然防止、早期発見・早期対応のためには、家庭、学校、地域が連携しながら、青少年相談機能や非行防止活動等を充実することが大切であり、子ども一人ひとりの個性を尊重し、温かい指導を行うために、子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保が求められています。

図「子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備」として最も望まれるもの（上位７項目）

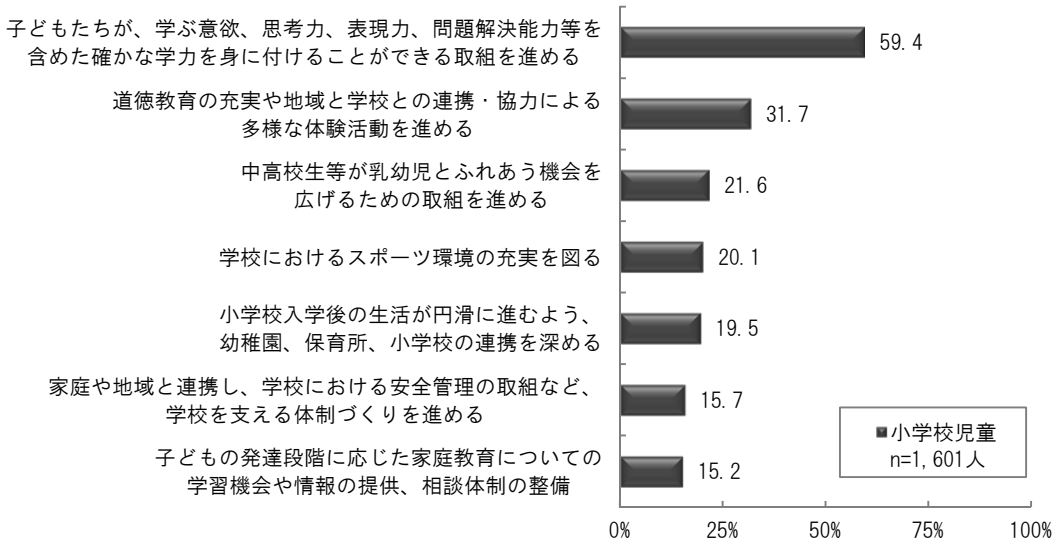

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
保育を必要とする児童が、保育を受けることができる割合	98.7%	100.0%	本市の保育環境が整えられているかを示す指標

３　施策の方向と具体的な事業

（１）子どもに寄り添う人の確保と研修の充実

保護者の就労状況や障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況にかかわらず、すべての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、認め、子どもと一緒に考えることができるよう、人材の確保と研修の充実に努めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
18	青少年指導者の育成						リーダーとして活動する青少年や青少年を育成する指導者等を対象とした研修会等を通して、青少年指導者の育成を図る。
19	教職員の研修の充実						教職員の経験や職に応じた「ライフステージに応じた研修」、専門性の向上や自己啓発を支援する「専門研修」、校内における研究・研修や人材育成を支援する「学校への訪問支援研修」、派遣研修等の「特別研修」及び職に応じた専門的な知識や技能の向上を図るための「職能研修」の５本を柱として実施する。
20	児童生徒理解に関する講座の開催						小・中学校の教員を対象として、児童生徒理解について研修を行い、教員としての専門性の向上を図る。
21	情報モラル教育の推進						教師用の指導資料「情報モラルハンドブック」の改訂や視聴覚教材の貸出し、学校のコンピュータへの教材用ソフトの導入、研修の実施等、情報モラル教育の推進に向けた取組を行う。
22	学校支援ボランティア制度の推進						対象者を学生及び一般市民とし、各小・中学校で子どもたちの教育活動を支え、より学習効果をあげるため、ホームページ等を活用し、「学校支援ボランティア制度」として推進する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
23	地域教育力活用事業の推進						教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に存在する知識、経験豊かな人を指導協力者として依頼して、教育活動の創意工夫並びに学習及び実技指導の充実を図り、地域と学校の連携を深める。（再掲№367）
24	援助職員専門研修会の開催						子どもが地域で生き生きと生活できることを目的に、認定こども園、幼稚園、保育所、学校の職員をはじめ関係者を対象に、支援に必要な専門的な知識及び技術に関する研修を行う。
25	子どもの人権等にかかる研修事業の推進						子どもの権利保障、児童虐待の防止等のため、市職員、児童福祉施設職員等に対する研修の充実を図り、福祉人材を育成する。（再掲№2）
26	相談指導教室ボランティアの活用						大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。（再掲№36・215）
27	こどもセンター、児童館、児童クラブ指導員等研修の充実						こどもセンター、児童館及び児童クラブ指導員等を対象に、子どもと接する上で必要な事項や専門的な知識を習得するための研修を行い、指導員の人材育成を図る。

（２）相談機関の充実

複雑化・多様化する子どもの心の成長と心の問題に関わるすべての相談について、児童生徒や親が気軽に相談できる体制づくりを進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
28	子どもに関する相談等について一元的に応じる組織等の充実						子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談、療育相談、児童虐待防止対策、保育所入所、各種手当等について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等のより高い専門性を有する関係機関と適切に連携し、相談から支援までの一貫した体制の充実を図る。（再掲№207・427）
29	療育相談事業の推進						障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練、巡回訪問等を実施し、療育に必要な支援及び助言を行う。（再掲№208・247）
30	発達障害支援センターの運営						発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。（再掲№209・250）
31	青少年・教育相談事業の推進						不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。（再掲№14・210）
32	ヤングテレホン相談の実施						青少年のかかえている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。（再掲№211）
33	思春期相談の実施						思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。（再掲№212）
34	学校出張相談の推進						青少年教育カウンセラーが定期的に学校へ出張し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行ったり、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。（再掲№213）
35	相談指導教室事業の充実						心理的な要因により登校が困難な児童生徒を対象に、集団適応指導として小集団活動を行い、人間関係づくりを支援し、学校復帰を目指す。（再掲№214）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
36	相談指導教室ボランティアの活用						大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。（再掲№26・215）
37	男女共同参画推進センター女性相談室事業						子育てを含む女性の様々な相談を一般相談、専門相談として行う。（再掲№216）
38	児童相談所機能の充実・強化						虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。（再掲№10・217・251）
39	新規 子どもの権利救済委員等の設置	実施					相模原市子どもの権利条例に基づく子どもの権利救済委員等を置き、子どもの権利侵害に関する相談・救済に対応する。（再掲№7）

（３）就学前の子どもに対する教育・保育の充実

就学前の教育・保育を担う認定こども園・幼稚園・保育所等の振興を図り、人間形成の基礎となる乳幼児期の子どもの発達に即した教育･保育の充実に努めるとともに、教育・保育の需要に応じた施設整備等の取組を進めます。また、就学前教育・保育から就学後の教育に円滑に移行できるよう、認定こども園･幼稚園･保育所等と小学校、中学校の連携を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
40	すくすく保育アテンダントの配置						利用者の状況をすくすく保育アテンダントがきめ細かく伺うことにより、適切な保育サービスの利用につなげる。（再掲№342・428）
41	認定こども園の設置促進						幼保連携型認定こども園等の設置促進を図る。（再掲№334）
42	新規 地域型保育事業の促進						小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の促進等を図る。（再掲№335）
43	幼稚園の預かり保育･一時預かり事業の充実						幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。（再掲№337）
44	園児の健康管理の促進						認定こども園・幼稚園・保育所の園児の定期健康診断、特定感染症の治ゆ証明書発行及び生活管理指導表発行に対する助成制度を継続して実施する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
45	幼稚園の教育振興に係る助成						幼稚園教育の振興及び教育環境の維持改善のための支援を実施する。
46	幼稚園教諭や保育士等の研修の充実						幼稚園教諭や保育士等の資質向上のため、専門研修等の充実を図る。
47	異年齢・世代間交流の推進						小・中学校の総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。（再掲№73）
48	一時保育の拡充						保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭時に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。（再掲№356）
49	延長保育の拡充						保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。（再掲№326）
50	支援保育の推進						認定こども園・幼稚園・保育所の支援保育を継続して推進するとともに、地域バランスに配慮した支援保育研究保育所の指定を拡充する。（再掲№284）
51	休日保育の拡充						保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲№327）
52	夜間保育の拡充						保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲№328）
53	病児・病後児保育の拡充						子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病後児保育の拡充と併せて病児保育事業を推進する。（再掲№329）
54	保育所の建て替え等による定員拡大の推進						既存保育所の建て替え及び公立保育所の民営化に併せて定員拡大を図る。（再掲№330）
55	保育所の新設による受入の拡大						保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。（再掲№331）
56	保育所等の定員の弾力化の活用						保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進する。（再掲№332）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
57	認定保育室の活用						保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。（再掲№333）
58	大規模開発における保育施設設置の働きかけ						大規模開発により、近隣の保育需要の増加が見込まれる場合、保育施設設置を働きかける。
59	福祉型児童発達支援センターの運営						就学前の発達支援を必要とする子どもが通園し、家庭との相互協力のもとに療育を通して日常的な基本的生活習慣や社会性を身に付けるための支援を行う。（再掲№252）
60	医療型児童発達支援センターの運営						就学前の運動の発達に遅れのある子どもを対象に、機能訓練や日常生活の援助を行うことによって、子どもの全体的な発達を促すための支援を行う。（再掲№253）
61	保育人材等の確保						教育・保育に従事する人材の確保に向けた取組を進める。
62	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進						小学校教諭の幼稚園派遣研修講座の継続実施並びに認定こども園、幼稚園及び保育所の園児・児童や職員の交流を推進するとともに、幼・保・小の連携推進のための体制づくりについて検討し、実施する。（再掲№437）
63	配慮を必要とする子どもの受入れの推進						アレルギー疾患のある子ども、外国人で日本の生活に順応できない子ども等、特別な配慮や保育体制が必要な子どもの受入れを推進する。
64	津久井地域の健全な保育環境の確保と保育サービスの充実						津久井地域の状況を考慮し、健全な保育の確保を目指すため、施設の適正な規模や配置を検討するとともに、保育サービスの充実を図る。
65	新規 新規施設への巡回支援の実施	実施					新たに開設された施設等が円滑に事業を実施できるよう巡回支援を実施する。
66	新規 実費徴収に係る補足給付事業	検討					特定教育・保育施設等が上乗せ徴収を行う場合の低所得者の負担軽減策の実施について、検討する。
67	新規 幼稚園教諭や保育士等の合同研修への支援	実施					教育と保育の一体的提供、職員の資質向上を図るため、合同研修への支援を実施する。

（４）きめ細かな学校教育の推進

少人数指導等の多様な学習形態を取り入れながら、児童生徒一人ひとりの個性や成長・発達段階に応じたきめ細かな指導を充実するとともに、地域の特色を反映した創意工夫ある教育活動の取組を進め、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます。また、異年齢交流や同世代の子ども同士が相互にふれあう機会が少なくなっていることから、各種教育活動を通じて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校等の相互の交流を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
68	少人数指導等支援事業の推進						少人数指導やティームティーチング指導及び学校全体にきめ細かな指導を展開することを目的とし、配置基準に基づき、小・中学校に非常勤講師を配置する。
69	小•中連携教育推進事業の充実						学校や地域の実情を踏まえ、中学校区を１つの単位として、小・中学校の教師間、児童生徒間、小学校間の児童交流を一層推進し、小・中学校の教育の在り方について相互理解を深める。
70	外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣事業の推進						英語教育の充実を図るとともに国際理解を深めるため、外国人英語指導助手（ＡＬＴ）を小・中学校に配置する。
71	海外帰国及び外国人児童生徒教育の推進						海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導巡回講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。（再掲№292）
72	支援教育の推進						「新・相模原市支援教育推進プラン」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。（再掲№285）
73	異年齢•世代間交流の推進						小・中学校の総合的な学習の時間等で行う認定こども園・幼稚園・保育所との交流等やその他各種交流事業の実施を推進する。（再掲№47）
74	環境教育の推進						身近な環境問題に関心を持ち、よりよい環境づくりに積極的に参加できる人間の育成を目指した教育を推進する。
75	道徳教育の充実						学校全体での道徳の指導体制を工夫改善し、地域の教育課程資源や人材を生かし、地域住民の参加や学生ボランティアの活用等により、豊かな人間性や心の教育の充実を図る。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
76	学校図書館における教育活動の推進						学校図書館の充実と積極的な活用を図るため、全小・中学校に図書整理員を配置する。
77	さがみ風っ子文化祭の開催						児童生徒の日ごろの学習活動を発表することにより、表現力及び創造力を育成し、より豊かな情操を養うとともに、児童生徒の相互鑑賞及び市民との交流を図る。
78	課題研究推進事業						本市学校教育推進の基本構想に基づき、各学校の実態に即した研究主題を設定し、学習指導要領の趣旨を生かした創意工夫に満ちた実践研究に取り組み、学校教育の向上に資する。
79	通学区域の弾力的運用の実施						児童生徒に特別の事情がある場合には、保護者からの申立てにより、就学を指定された学校以外の学校へ変更できる『指定変更許可制度』を運用し、通学区域の弾力化を図る。
80	学校施設の整備						教育内容の多様化、校舎等の老朽化に対応した改修を進めるなど、学校施設の充実に努める。
81	児童生徒災害共済給付制度等への加入						学校管理下の児童生徒の災害について、児童生徒の保護者に対し、災害共済給付を行うとともに、児童生徒の入院等に対し、見舞金の贈呈を行う。また、修学旅行等の児童生徒の災害については、緊急時の対応費用、治療費用を補てんする。
82	学校と地域の協働推進事業の実施						「人間性豊かな子どもの育成」と「生き生きとした市民活動」の実現に向け、学校と地域の協働推進コーディネーターを設置するなど、学校教育と社会教育がそれぞれの機能を生かしながら、学校・地域・家庭が連携し、協働していくための活動を支援する。

（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの非行等の問題行動を早期に発見し、適切に対応するため、学校、警察、青少年健全育成組織等の関係機関と連携しながら、街頭パトロールや相談等の活動を進めます。また、性や暴力等に関する図書や情報等の有害な環境は、子どもに対し悪影響を与えることから、地域住民や関係機関と連携・協力して、地域の環境浄化活動を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
83	青少年問題協議会の運営						青少年健全育成基本方針に基づいて、いじめ問題、薬物乱用防止、ネット依存対策等の各種事業を推進し、地域ぐるみで青少年の健全な育成を図る。
84	青少年健全育成協議会活動の推進						地域の青少年関係団体が青少年健全育成活動を地域ぐるみで効果的に行うために相互に連絡調整し、青少年健全育成に関する調査研究をし、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール等の啓発活動や諸事業を展開するための支援を行う。
85	青少年街頭指導事業の推進						青少年の非行防止と問題行動の早期発見のため、専門の相談員が地域の青少年相談員と協力して、繁華街、公園等を巡回して指導・相談に当たる。
86	学校警察連絡協議会						小・中学校における児童生徒の指導上の問題の情報交換及び機関の連携を図るため、市内４つの警察署ごとに「学校警察連絡協議会」を組織する。
87	ネットパトロールの実施						小・中学生がアクセスしやすい「学校裏サイト」「プロフ・コミュニティサイト」「ＳＮＳ」を日々探索・監視し、個人情報の流出や誹謗中傷、問題画像等の事例を発見した場合に、速やかに学校へ情報提供を行う。
88	インターネットのフィルタリング機能の利用促進						青少年の適正なインターネット利用を促進するために、家庭でのルール作り、フィルタリング機能の活用を促進するなど、社会全体で子どもたちを有害情報から守るための啓発を行う。
89	社会環境実態調査の実施						青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業、情報媒体の販売状況等の実態を調査する。
90	社会環境健全化啓発ポスターの配布						未成年者の飲酒防止、薬物乱用防止等、社会環境の健全化を啓発するポスターを、市内小・中学校、高等学校、公共施設、コンビニ等に配布する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
91	社会を明るくする運動の推進						犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、市が運動推進委員会を設置し、様々な事業を実施する。
92	路上違反広告物の撤去						魅力ある都市空間づくりと通行の安全を目指して、道路上に違法に放置されているはり紙、立看板等の広告物の除去活動を行い、青少年健全育成と美観風致の維持を図る。

基本目標３　子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

１　動向と課題

地域における子どもの数や屋外で自由に遊ぶことができる場所の減少により、年齢の異なる子どもが集団の中で遊び、ふれあうことを通して、他人を思いやる心や豊かな人間性を育むことが難しくなっています。このため、子どもが自由に遊べ、安全に過ごすことができる遊び場や居場所等の場づくりを推進することが求められています。

こどもセンターや児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、異なる年齢の子ども同士が遊べる放課後の居場所として、市内に46施設（こどもセンター24館、児童館22館）設置しています。子ども本人に利用状況を尋ねたアンケート調査では、約８割の子どもが利用経験を持っており、高い利用状況がうかがえます。

今後は、親子でのふれあいや地域の仲間づくりの促進等、子どもの健全育成や子育て家庭の支援を図るとともに、子どもの意見を取り入れた施設運営が求められています。

また、子どもの「生きる力」及び「道徳感・正義感」を育むためには、自然や社会の現実にふれる機会が必要ですが、普段の生活の中で、子どもがこうした機会を得ることが少なくなっているため、自然体験やスポーツ、文化・芸術活動等、多様な活動の機会を提供することが必要です。

さらに、アンケート調査では、約８割の子どもが将来仕事をしたいと考えていることからも、将来への夢を持つことができるよう、また、子どもの職業意識を醸成するための取組を進めることも必要です。

図　こどもセンターや児童館の利用経験

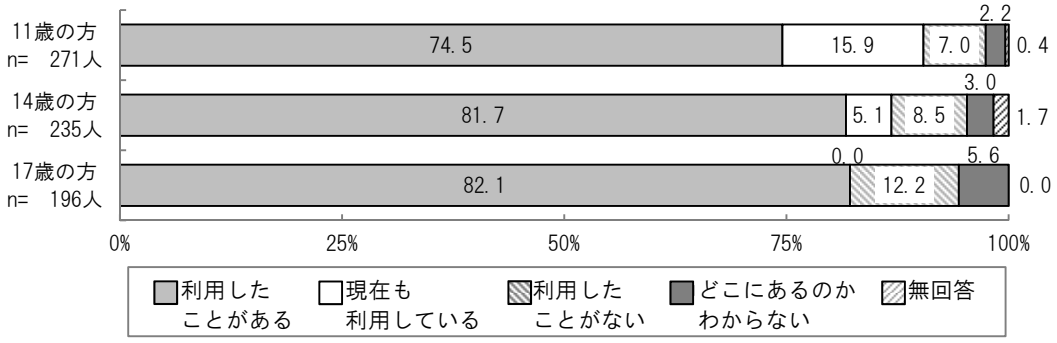

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
体験活動をして良かったと感じる児童生徒の割合【市独自調査】	75.6%	80.0%	体験学習の効果を見る指標

※活動内容の充実等により、4.4ポイントの増加を見込み目標を設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）子どもの遊び場、居場所の確保

公園、子どもの広場、ふれあい広場等、子どもの遊び場の充実を図ります。また、児童クラブの待機児童解消に向けた取組や年齢に応じた放課後の居場所づくりに努めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
93	こどもセンター、児童館事業の充実						こどもセンターや児童館を、地域における子どもや子育て家庭の活動拠点として、その積極的な受入れと活動の展開を図る。また、放課後子ども教室実施施設の拡大を図る。
94	こどもセンター、児童館、児童クラブ運営体制の充実						こどもセンター、児童館及び児童クラブの運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。（再掲№436）
95	中高生の居場所づくりの推進						こどもセンターに設置された創作活動室等を活用し、中高生の居場所の確保を図る。
96	公立児童クラブ運営体制等の充実						公立児童クラブの対象年齢の拡大の検討及び安定した運営に向けた育成料の見直しの検討を行う。（再掲№338）
97	公立児童クラブの再整備及び改修						待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。（再掲№339）
98	民間児童クラブの支援						民間で児童クラブを設置し、運営している団体を支援するとともに、新たに設置する児童クラブについて支援する。（再掲№340）
99	老朽化した児童館の建て替え						老朽化が進み、補強等の対応が必要な児童館について建て替えを行う。
100	日中一時支援事業の実施						障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。（再掲№266）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
101	放課後子ども総合プラン推進事業の実施						放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「さがみっ子クラブ（放課後子ども教室事業）」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携した総合的な放課後対策「放課後子ども総合プラン」を実施する。
102	青少年学習センター事業の充実						青少年に交流と活動の場、多様な体験学習の場を提供するとともに、青少年の自己実現や自主活動、社会参加活動を支援する。
103	青少年関係団体の育成・支援						子ども会育成連絡協議会や少年鼓笛バンド連盟等、市内で活動する団体等の活動の活性化を促進する。
104	学習のひろばの実施						８月(夏休み)、12月（冬休み）に青少年（小・中・高校生、勤労青少年）を対象に青少年学習センター内の青少年団体室を開放し、また、年間を通して施設の空き状況により、青少年団体室、小会議室等の開放を行い、「学習のひろば」として、青少年へ居場所の提供をする。
105	子どもの広場の設置等の助成						自治会や青少年を育成する団体が土地所有者から土地を借りて、幼児や小・中学生を中心として多目的に利用できる広場である「子どもの広場」の設置等の助成を行う。
106	児童遊園の維持管理の充実						子どもの健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的として設置する児童遊園の維持管理を行う。
107	ふれあい広場の整備推進						地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため、原則、1公民館区に2か所の設置を限度として、「ふれあい広場」（多目的広場）を整備する。
108	都市公園の整備推進						子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。（再掲№397）
109	冒険遊び場事業の推進						子ども自身が自由に遊びを創造できる「冒険遊び場」について、主体的に冒険遊び場を開催する市民団体を支援し、市内各地に展開できるよう指導者（プレイリーダー）育成事業を推進する。

（２）子どもの参画・多様な活動の機会の充実

子どもの声がまちづくりに反映されるよう、子どもが主体的に参画し、積極的に意見を表明できる場づくりを進めます。また、子どもの「生きる力」及び「道徳感・正義感」を育むため、自然体験をはじめスポーツ、芸術・文化活動、国際交流等、子どもの様々な関心や子どもの成長・発達段階に応じた多様な遊びや学習の機会の充実を図ります。また、青少年指導者、ジュニアリーダー、シニアリーダー等の育成・確保に努めるとともに、青少年の交流と活動の拠点である青少年学習センター事業の充実等により、青少年活動の促進を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
110	インターネットサイトによる情報の提供						学習リンク集「さがみはらスタディメイト」で児童生徒の多様な学習をサポートする。また、「相模原市からのお知らせ」で、小・中学生を対象とした体験的な行事及び催し物情報を提供する。
111	子ども向け映画会の開催						幼児から小学生を対象とした各種映画会を市立図書館（大集会室）ほか市内各地で開催する。
112	銀河連邦子ども留学交流事業の推進						宇宙航空研究開発機構の研究施設が縁で交流を始めた４市２町で構成する銀河連邦の各共和国を代表する小学生が集まり、各共和国の地域性や文化を生かした事業を通して、子ども同士の交流を深める。
113	学校体育施設の開放						地域体育の普及・振興を図るため、団体登録制で、小・中学校の体育館・グラウンドを開放する。
114	学校プールの開放						市立小・中学校のプールを水泳場に指定し、近隣の小・中学生を中心に開放することにより、水に親しむ機会を提供するとともに、利用者の健康保持及び増進を図る。
115	総合型地域スポーツクラブの育成事業の推進						スポーツを生活に欠かせない文化として市民生活の中に根付かせ、子どもから高齢者まで、それぞれに適したスポーツ・レクリエーション活動に親しむ環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの育成を推進する。
116	スポーツ少年団活動の充実						スポーツを楽しむ小・中学生とその指導者を対象に、各種スポーツ大会や他の種目団との交流事業等を行う。
117	相模原スポーツフェスティバル事業の推進						子どもから高齢者まで市民の誰もが、気軽にスポーツを親しむきっかけづくりと、スポーツ実施率の向上を図る啓発事業として実施する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
118	子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバルの実施						スポーツ及びレクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と活動の発展を図る。
119	企業•大学等スポーツネットワーク事業の推進						地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。（再掲№445）
120	若あゆ大冒険の開催						市内の小学３年生～中学２年生を対象に、施設周辺の自然の中で豊かな体験をし、友情の大切さを学ぶ。
121	若あゆ食農体験デーの開催						小・中学生とその保護者を対象に、参加者が自ら収穫、調理し、食べることにより、農業、食及びいのちに対する理解や関心を深める。
122	若あゆかかしフェスティバルの開催						市内の小学校、中学校、青少年団体等や「若あゆ食農体験デー」の参加者を対象に、かかし作りを通して、農業活動への興味や関心を高める。
123	やませみ自然体験スクールの開催						小・中学生とその保護者を対象に、自然への直接体験を通じて、自分たちが暮らす身近な環境についての理解を深める。
124	冬を遊ぼう！ やませみデイキャンプの開催						小・中学生とその保護者を対象に、冬の自然の中で様々な遊びを通してその楽しさを味わう。
125	こども鉱物教室の開催						鉱物の形結晶を実験、観察を通して調べ、大地の形成を学ぶ。
126	親子天文教室の開催						天体望遠鏡の製作等を通じて宇宙への興味や関心を高める。
127	原始体験教室の開催						まがたま作り等を通して古代の人々の生活を理解する。原始・古代の人々の生活や技術を体験的に学ぶ。
128	小学生講座「プチロボで競争しよう」の実施						プチロボットの製作を通して、科学技術やものづくりの楽しさを学ぶとともに、児童の科学技術への興味関心を高め、科学的な見方や考え方、創造的な力の育成を図る。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
129	新規 子ども消費者教室の開催	実施					消費生活の基礎的な知識を工作やゲームを通じて学び、正しい消費行動を身に付けてもらうための教室を開催する。
130	子ども読書活動推進のための事業の実施						子ども読書活動推進計画に基づき、本を通して子どもの創造力や研究心、豊かな感性を育てるための事業を実施する。
131	「子ども読書スタンプラリー」の実施						子どもたちの読書へのきっかけづくり及び読書意欲の喚起を促すとともに、図書館員との交流や図書館利用の拡大を図ることを目的に、楽しみながら読書ができるようにクイズ形式のスタンプラリーを実施する。
132	おはなし会の開催						乳幼児から小学生とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、素話等を行う。
133	発達段階別おすすめの本リストの発行						乳幼児から小学生及び中高生向けに、おすすめの本を紹介した冊子を発行・配布する。
134	地域・子どもふれあい事業の推進						地域社会が実施する親子の交流、異年齢の子どもたちの交流、生活体験活動、自然体験活動、ボランティア活動等の青少年健全育成活動の支援を行い、地域教育力の活性化を図る。
135	親子ふれあいの広場の実施						親と子が、レクリエーションを通して日常では味わえない体験を共有することによって、その愛情を深めるとともに、青少年の健全育成に対する理解と自覚を高める。
136	中高生ボランティア体験講座の実施						中高生がボランティア活動に対する認識を深め、その意欲を高めるとともに自分自身に対する理解や社会的な事柄に関心を高める機会とする。
137	公民館における青少年事業の推進						子ども自身の参画による子どもまつり、野外体験教室や親子参加による事業を行うとともに、これらの事業を通して、青少年の健全な育成を推進する。
138	青少年の自己実現や自主活動の支援						「あそびの学校」へ参加した子どもたちへのアンケートを通して、実施して欲しい企画を提案してもらい事業内容に反映させる。また、「あそびの学校」を青少年団体に運営させることにより、事業の企画及び実施に主体的に参画できる機会を提供する。
139	子どもの参画の機会の確保						子どもが参加し、又は意見を表明する機会の確保をする。

（３）子どもの職業観の育成

子どもの職業観を育成するため、子どもに社会との関わりを実感することができる機会を提供し、就労や自立に関する意識啓発を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
140	職場体験の受入れ						小学校４年生から６年生まで、中学生及び高校生を対象に、職業体験として、図書館のカウンター業務や書架整理、本の装備及び汚破損の修理作業を体験する。
141	農業体験学習の実施						小学校５・６年生が、もち米の田植えから刈り取りまでの農作業を体験し、その後収穫したもち米を使い、餅つき及び料理体験を行い、農業の大切さと働くことの喜びを認識するとともに、農業に対する理解を深める。
142	さがみはら子ども･青年アントレプレナー体験事業の推進						「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営をインターンシップの大学生が行う。（再掲№440）
143	中学生職場体験支援事業						中学校が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、おとなの知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。（再掲№441）
144	高校生インターンシップ（就業体験）の支援						「高校生インターンシップ連絡会議」への支援等、高校や企業、商工会議所等の関係機関と連携し、高校生の円滑なインターンシップ活動を促進する。（再掲№442）

基本目標４　子と親の健康づくりの推進

１　動向と課題

すべての子どもと親が、心身ともに健やかに成長し、豊かな人生を送ることはとても大切なことです。なかでも女性にとって短期間に大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は、安全で快適に過ごすことが、産後のメンタルヘルスや育児状況にも関わることから、満足が得られるような環境づくりが重要です。

さらに、子どもの心の発達については、一番身近な養育者である母親の心の状態と深く関係していることから、母親が育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることが大切です。

多くの母親は、子どもが泣き止まなかったり、言うことを聞かなかったりした時などに困ったという経験をしていることから、母親同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有･共感できる情報交換の場が必要です。また、育児不安が強い親にはきめ細かに個別的支援を行うなど、家庭や地域・関係機関が連携して対応できるような体制の整備が望まれます。

食生活・運動・睡眠等の生活習慣と密接な関連がある生活習慣病が大きな健康問題となっています。生活習慣は、乳幼児期からきちんと身に付けることが大切だということを保護者が正しく理解し、親子で実践することが必要です。アンケート調査においても子どもの年齢が上がるほど､朝食を食べない人や一人で食事をとる子どもが増えており、食を通じた子どもの心と身体の健康づくりを進めることが必要です。

図　子育てでどうしていいかわからなくなること

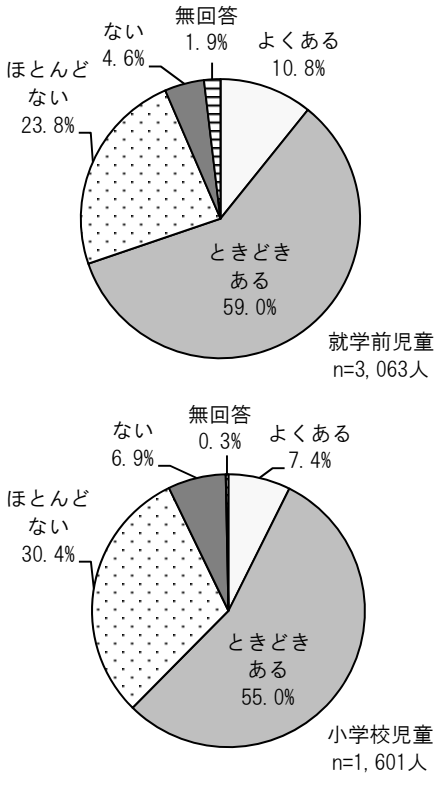

図　子育てをして不安や負担に思うこと（上位７項目）

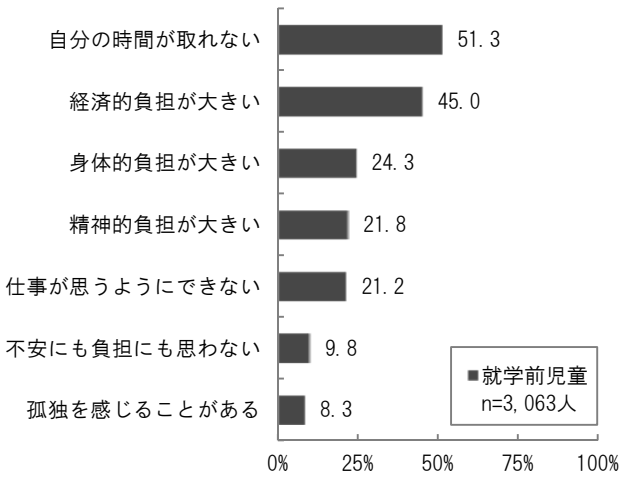

資料：相模原市平成 25 年度子ども・
子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
乳幼児の健康状況の把握率	95.9%	100.0%	乳幼児の健康、発達、発育等の支援ができているかを見る指標

※すべての乳幼児に対して健康、発達、発育等の支援をすることを目標に設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）妊娠前に対する支援

不妊で悩む人が正しく適切な情報に基づきその対応について自己決定できるよう、情報交換の場や気軽に相談できる体制を整えます。また、特定不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を推進していきます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
145	特定不妊治療費助成事業の推進						子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成する。（再掲№415）
146	妊娠前教室の開催						妊娠・生殖に関連した教育を実施し、不妊の予防、自己実現に向けた生活習慣、子どもを生み育てる意味について考える機会とする。
147	不妊･不育専門相談の実施						不妊・不育に悩む人が、電話又は面接で相談することにより、適切な情報を得たり、悩みの軽減ができるように不妊カウンセラーによる相談を実施する。

（２）妊娠・出産の安全性や快適さの確保

妊婦やその家族が協力して妊娠から出産まで安全・快適に過ごすことができるよう、産婦人科急病診療事業や妊婦健康診査事業等を実施します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
148	産婦人科急病診療事業の実施						休日等における産婦人科急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。
149	助産施設入所の実施						経済的な理由等により、病院等での出産が困難な妊産婦を助産施設に入所させ、その経費を支弁する。
150	母子健康手帳の交付						妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。（再掲№194）
151	母性健康管理指導事項連絡カードの普及・啓発						母子健康手帳交付時や広報さがみはら、ホームページ等において、「母性健康管理指導事項連絡カード」の情報提供や周知を行う。
152	妊婦健康診査事業の実施						妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、14回分を公費で実施し、妊婦の経済的負担を軽減する。（再掲№195）
153	妊婦歯科教室（妊婦歯科健康診査）の実施						妊婦を対象に、講義形式で歯科保健に関わる健康教育を実施し、歯科健康診査、口腔衛生指導及び受診勧奨を行う。
154	妊産婦訪問指導事業の実施						妊娠届出・妊婦健康診査や出生連絡票で把握した支援を要する妊産婦に対し、保健師や母子訪問相談員が訪問指導等を実施する。
155	マタニティキーホルダーの配布						妊産婦に対する気遣いややさしい環境づくりについて普及啓発するため、マタニティキーホルダーを配布する。
156	ハローマザークラス（母親・父親教室）の開催						初妊婦、父親及びその家族を対象に、妊娠・出産による不安を軽減し、安心して出産及び育児ができるような支援の場として実施するとともに、勤労妊婦や父親の参加を促進できるよう、各区で、休日を含め実施する。

（３）子どもの心と身体の健やかな成長の促進

安心して楽しく育児ができるよう訪問指導を充実するとともに、育児相談・育児教室等を通して育児に関する情報提供の充実を図ります。また、健康診査等を実施し、すべての子どもが安心して生活できるよう、個々に合ったきめ細かな育児支援を進めます。さらに、歯の健康を守るために、歯磨きの習慣を身に付け、積極的に虫歯の予防ができるように、普及・啓発や歯科保健に関する情報提供の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
157	こんにちは赤ちゃん事業の実施						母子訪問相談員（保健師・助産師等）により生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を実施する。（再掲№196）
158	未熟児訪問指導事業の実施						出生連絡票や医療機関からの連絡等により把握した未熟児に対し、発育、発達及び子育てについての相談や支援を継続実施する。
159	母子訪問指導事業の実施						乳幼児健康診査や育児相談等で何らかの心配がある母子に対して家庭訪問し、子どもの発育及び発達を確認し、育児の状況を見ながら相談や支援を実施する。
160	乳幼児健康診査事業の実施						乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種健康診査（4か月児、8か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児、乳幼児経過検診）を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。（再掲№197）
161	乳幼児健康診査未受診児対策の実施						乳幼児健診（4か月児、8か月児、1歳6か月児、3歳6か月児）のそれぞれの未受診者に「質問紙」を送付し、発育や育児状況についての把握に努めるとともに、保健師の訪問等により保健指導を実施する。
162	慢性疾患児等訪問指導事業の実施						長期に療養を必要とする慢性疾患児の日常生活の相談や支援を継続実施する。
163	幼児健康診査事後指導教室の開催						１歳６か月児健診及び３歳６か月児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。（再掲№282）
164	乳幼児精密健康診査事業の実施						乳幼児健診の結果、疾病や障害の疑いのある乳幼児に対して、専門医療機関において、精密健康診査を行い、疾病や障害の早期発見・早期治療を目指す。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
165	就学時健診の実施						翌年度に入学を予定している子どもの健康状態を把握するため、あらかじめ健康診断を行い、適正な就学に資する。（再掲№199）
166	児童生徒の健康診断の実施						学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。（再掲№200）
167	小児急病診療事業の実施						休日、夜間等における小児急病診療を相模原市医師会等に委託し、実施する。
168	かかりつけ医の普及						個人の健康管理及び成長の記録を一貫して管理してくれるかかりつけ医を持つことの有益性を周知し、その普及と定着を図る。
169	予防接種の実施						感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施する。（再掲№198）
170	子どもの事故予防対策の実施						事故等から乳幼児を守り、子どもたちが安全に生活できるよう、事故予防啓発のパネルや物品を設置するとともに、健康づくりのイベントや講演会等で普及啓発を実施する。
171	継続歯科健康診査（重度う蝕ハイリスク児歯科健診）の実施						重度う蝕につながるリスク要因を保有している乳幼児に対して、継続的に歯科保健指導を実施し、必要に応じ予防のための薬物塗布を行う。
172	特別歯科相談の実施						心身に障害があり通常の健診や相談を受けることができない者を対象に、歯科疾患の予防、早期発見、治療や継続的で適切な口腔管理・指導を行う。
173	親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（むし歯予防教室）の開催						10か月～1歳2か月児の乳幼児と家族を対象に、食事等の生活習慣を見直し、早期う蝕予防を行う。

（４）育児不安の軽減

育児で孤立することなく楽しんで子育てをすることができるよう、保護者同士で気軽に集い育児の悩みや不安を共有･共感できる情報交換の場の提供や育児不安が強い保護者には訪問等を行い、育児に対する不安や負担感の軽減に努めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
174	子育て広場の拡充						主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。（再掲№349・365）
175	地域子育て支援拠点事業の拡充						いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。（再掲№350）
176	保育所等における子育て広場事業の実施						子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。（再掲№351）
177	ふれあい親子サロンの開催						保健師・保育士・主任児童委員等が関わる「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。（再掲№352）
178	育児相談事業の充実（電話・来所）						育児に対する不安や悩みが軽減、解消できるよう、電話・来所による育児相談を実施する。
179	乳幼児健康診査における心理相談の充実						子どもの健全な育成を図るため、発達等に心配のある児や育児不安やストレスをかかえる保護者を対象に、１歳６か月児健診、３歳６か月児健診時に心理相談員等を配置し、相談を実施する。
180	おやこひだまり相談室（個別心理相談）の充実						子どもの健全な育成を図るため、継続的できめ細かな指導が必要な児と保護者を対象に、心理相談員、保育士、保健師による相談を実施し、児の発達促進及び育児支援を行う。
181	ぴよぴよサロン(低出生体重児･乳児等サロン）の開催						低出生体重児等で育児不安のある保護者同士が交流し、情報交換をする場として、実施する。
182	ビーンズクラブ(多胎児教室）の開催						多胎児を持つ保護者同士が交流し、育児不安の軽減を図れるように情報交換をする場として、実施する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
183	ママの休み時間（育児支援教室）の開催						育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みをかかえる「仲間に出会う場所」を提供し、自らの悩みを見つめ直すことにより、不安やストレスを軽減し、児童虐待の予防を図る。
184	産後うつ・育児支援の充実						妊娠届出時アンケートやこんにちは赤ちゃん事業及び４か月児健診等で育児不安のある母親を把握し、早期に育児支援を実施する。
185	育児支援家庭訪問事業の実施						子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、保健師、保育士等の訪問による支援や子育て経験者等による育児・家事援助を実施する。
186	赤ちゃんを迎える家族のための「ようこそ赤ちゃんブックリスト」						心穏やかに赤ちゃんを迎えることができるよう、図書館が選んだ妊娠・出産・子育てに役立つ本を紹介する。

（５）乳幼児期からの発育・発達に応じた食育の推進

子どもの発育・発達に応じた効果的な食育の推進のために、相模原市食育推進計画に基づき、子どもの食に関わる様々な機関が連携し、ネットワークづくりを進めます。

また、乳幼児期から適切な生活習慣を身に付けることができるよう、情報提供を充実するとともに、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
187	離乳食教室の開催						生後５～６か月と生後８～９か月で初めての乳児を持つ保護者とその家族を対象に、乳児の発育に合った離乳食の進め方、試食や簡単な実習等を実施する。
188	栄養相談事業の推進						乳幼児を持つ保護者とその家族を対象に、食生活に対する不安や悩みが軽減、解消できるよう栄養相談を実施する。
189	食育講座の開催						第２次相模原市食育推進計画に基づき、食への興味や食を営む力を身に付け、心身の健全育成を図ることを目的として、地域において食育講座を実施する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
190	認定こども園・幼稚園・保育所における食育の推進						認定こども園・幼稚園・保育所における正しい食習慣の習得や栄養バランスの確保等、食育の推進を図る。
191	健康な生活に関する指導の充実						食育担当者会、栄養教諭連絡会及びネットワークグループ協議会を開催する。
192	食生活改善推進員の育成						食育の普及・推進を図るため、地域における食生活改善の推進者として食生活改善推進員を育成するための研修を実施する。（再掲№373）
193	幼児の良い生活習慣普及啓発事業						幼児とその保護者を対象に、市内の関係機関や大型商業施設等に出向き、肥満・生活習慣病の予防の普及啓発を実施する。

基本目標５　子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援

１　動向と課題

今日の不安定な経済・雇用状況をはじめ、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化等により、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は大きく変化し、結婚や出産への希望の実現をあきらめたり、不安や悩みをかかえながら子育てを行っている人たちは少なくありません。このため、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する子育て家庭に対する支援のみならず、すべての家庭と子どもを対象として、地域ニーズに応じた、多様でかつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり、充実させていくことが必要です。

子育て支援が対象とする子どもの年齢は幼児期が多く、また、親の年齢も若い世代です。

しかし、子育ては幼児期にとどまりません。あっという間に、子どもは学齢期になり、少年少女期から思春期、青年期となっていきます。それとともに親自身も年齢を重ね、子育ての課題と共に年老いた親の支援や介護の課題等に直面するようになります。

こうした支援に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない、子どもや若者の成長・発達段階や家庭の状況に応じて行っていくことが重要です。

切れ目ない一貫したライフステージで施策を展開するためには、関係部局・機関の連携が不十分であったり、施策によって制度上の位置付けがまちまちであったりすれば、子どもが成長するにつれて支援が途切れたり、十分に受けられなかったりすることもあります。

市民の利便性の向上のため、保育所や児童クラブの入所・入会の利用手続方法の見直し等、関係部局・機関の情報共有や緊密な連携を充実するとともに、生まれる前から社会の担い手となるまでの成長段階に応じた切れ目のない施策を推進していきます。

図表　市が行う子育て支援策として希望する取組

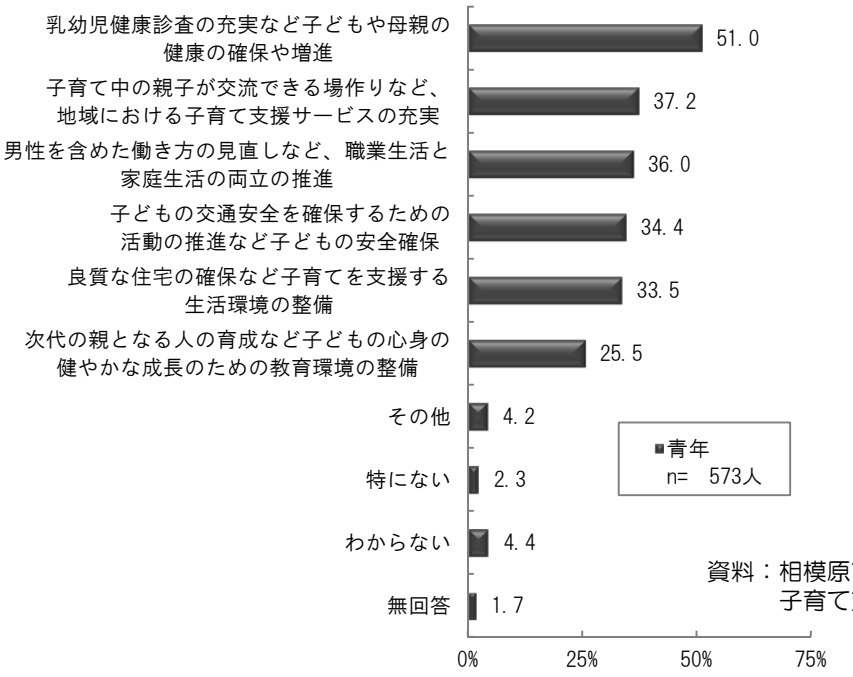

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

2　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
子どもを育てていることに満足している市民の割合【市独自調査】	76.5%	85.5%	子どもを育てていく上で、楽しく子育てができているかを見る指標

※「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、「満足していない・どちらかといえば満足していない」と回答した人が「満足」となるよう目標を設定しました。

3　施策の方向と具体的な事業

（1）妊産婦・乳幼児期に関する切れ目のない保健対策

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保され、安心して子育てをしていくために妊娠期からの継続した支援を行います。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
194	母子健康手帳の交付						妊娠・出産・育児等の母子の健康状態を記録しておく母子健康手帳を妊娠届出時に交付する。（再掲№150）
195	妊婦健康診査事業の実施						妊娠中の疾病の早期発見や健康管理のため、定期的な妊婦健康診査を勧奨するとともに、14回分を公費で実施し、妊婦の経済的負担を軽減する。（再掲№152）
196	こんにちは赤ちゃん事業の実施						母子訪問相談員（保健師・助産師等）により生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、発育、栄養、育児、生活環境の相談や支援を実施する。（再掲№157）
197	乳幼児健康診査事業の実施						乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理・育児不安の解消のため、各種健康診査（4か月児、8か月児、1歳児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児、乳幼児経過検診）を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。（再掲№160）
198	予防接種の実施						感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施する。（再掲№169）
199	就学時健診の実施						翌年度に入学を予定している子どもの健康状態を把握するため、あらかじめ健康診断を行い、適正な就学に資する。（再掲№165）

（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期は、子どもからおとなへと移る変化の大きな時期で精神的にも不安定な時期です。児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持に努めるほか、性感染症や喫煙、飲酒、薬物乱用防止等について各成長・発達段階の課題を認識し、保健対策の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
200	児童生徒の健康診断の実施						学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、児童生徒の各種健康診断を実施し、健康の保持増進に努める。（再掲№166）
201	学校歯科巡回指導の実施						市内小学校の2、5年生を対象に、歯科衛生士が学校を巡回し、歯科保健指導を行う。
202	エイズ等の相談・検査の実施						エイズ・性感染症に関する相談やＨＩＶ等の抗体検査を行う。
203	エイズ・性感染症予防対策の実施						エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。
204	「性に関する指導の手引き」の活用及び改訂と性に関する指導の推進						各学校で共通理解を図りつつ教育活動全体を通じて、性に関する指導の啓発を進めるとともに改訂した「性に関する指導の手引き」の周知を図る。
205	薬物乱用防止対策事業の推進						広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、地域の団体との連携を図り、地域における薬物乱用防止推進体制を整備するとともに、市民に対する積極的な啓発活動を推進する。
206	喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教育の推進						小・中学生を対象に、喫煙・飲酒及び薬物乱用防止教室を開催する。

（３）子どもの年齢に応じた相談体制の充実

子どもの成長によって変化する相談内容に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
207	子どもに関する相談等について一元的に応じる組織等の充実						子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談、療育相談、児童虐待防止対策、保育所入所、各種手当等について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等のより高い専門性を有する関係機関と適切に連携し、相談から支援までの一貫した体制の充実を図る。（再掲№28・427）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
208	療育相談事業の推進						障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練、巡回訪問等を実施し、療育に必要な支援及び助言を行う。（再掲№29・247）
209	発達障害支援センターの運営						発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。（再掲№30・250）
210	青少年•教育相談事業の推進						不登校、登校しぶり、性格・行動上の問題、交友関係、いじめ、家族関係、養育不安等の「教育相談」について電話や来所相談を行う。（再掲№14・31）
211	ヤングテレホン相談の実施						青少年のかかえている悩み、不安等について、青少年本人又はその保護者からの電話相談に応じる。（再掲№32）
212	思春期相談の実施						思春期の子どもとその保護者を対象に、心身ともに著しく成長する思春期における悩み・不安に関する相談を電話や来所により実施する。（再掲№33）
213	学校出張相談の推進						青少年教育カウンセラーが定期的に学校へ出張し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒・保護者・教員を支援するとともに、必要に応じて家庭訪問等を行ったり、課題解決に向けた「支援チーム」を組織する。（再掲№34）
214	相談指導教室事業の充実						心理的な要因により登校が困難な児童生徒を対象に、集団適応指導として小集団活動を行い、人間関係づくりを支援し、学校復帰を目指す。（再掲№35）
215	相談指導教室ボランティアの活用						大学生、大学院生、教師塾塾生等をボランティアとして相談指導教室に派遣し、個々に合った支援活動を行うことにより、自主性や社会性の伸長を援助する。（再掲№26・36）
216	男女共同参画推進センター女性相談室事業						子育てを含む女性の様々な相談を一般相談、専門相談として行う。（再掲№37）
217	児童相談所機能の充実・強化						虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。（再掲№10・38・251）

ライフステージごとの主な取組

結婚

妊娠前

【妊娠前に対する支援】
- 妊娠前教室
- 特定不妊治療費助成事業

妊娠期

妊産婦訪問指導事業

【妊娠期に対する支援】
- 母子健康手帳の交付
- 妊婦健康診査

など

出産期

【出産期に対する支援】
- こんにちは赤ちゃん事業
- 産後うつ、育児支援

【育児不安の軽減に対する取組】
- 子育て広場の推進
- 育児相談

など

乳幼児期

小児の医療費の助成

【乳幼児期に対する支援】
- 乳幼児健康診査
- 離乳食教室

など

【教育・保育の充実】
- 計画的な保育所の整備
- 延長保育、病児・病後児保育の拡充

学童期

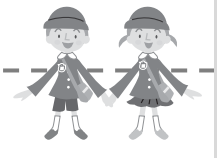

【学童期に対する支援】
- 健康診査実施

など

【多様な活動の機会の充実】

【遊び場・居場所の確保】
- 児童クラブの充実
- 民間児童クラブの支援
- 放課後子ども総合プラン推進事業の実施

思春期

【次代の親の育成】
- 赤ちゃんとのふれあい体験教室

青年期

【困難をかかえる若者への支援】
- 地域若者サポートステーションの設置
- 学びなおし塾の実施

相談機能の充実

基本目標６　さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

１　動向と課題

不安定な経済・雇用状況等により、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現には、様々な家庭の状況に応じた支援が必要となります。

離婚等によるひとり親家庭、特に母子家庭における生活は厳しいものとなっています。アンケート調査でも、ひとり親家庭になって困ったこととして、「生活費や子どもの養育費が不足して困った」が65.3%と特に多くなっています。

障害のある子どもへの支援については、障害の早期発見からその後の療育まで一貫した対応を進めるとともに、個人の持つ可能性を伸ばし、将来、社会で自立して豊かに生活できるように、一人ひとりの状況に応じた保育・教育を展開することが必要です。

また、多様な文化をもった子どもと家庭が暮らしに不安や不便を感じないようにするための多文化共生の地域づくりが求められています。

配偶者、恋人等の親密な関係にある者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）については、暴力を直接受けた被害者だけでなく、一緒にいる子どもにも重大な影響を与える行為であり、決して許されるものではありません。このため、関係機関と密接に連携して支援する体制の充実が求められています。

また、虐待等により家庭において適切な養育を受けることができず、社会的養護を必要とする児童に対しての支援の更なる充実も求められています。里親や施設の確保、施設職員をはじめとする福祉人材の育成、関係機関との連携強化等、子どもの多様かつ複雑な問題に対応できるよう体制の整備が求められています。

図　ひとり親家庭になったときに、困ったこと、悩んだこと（上位７項目）

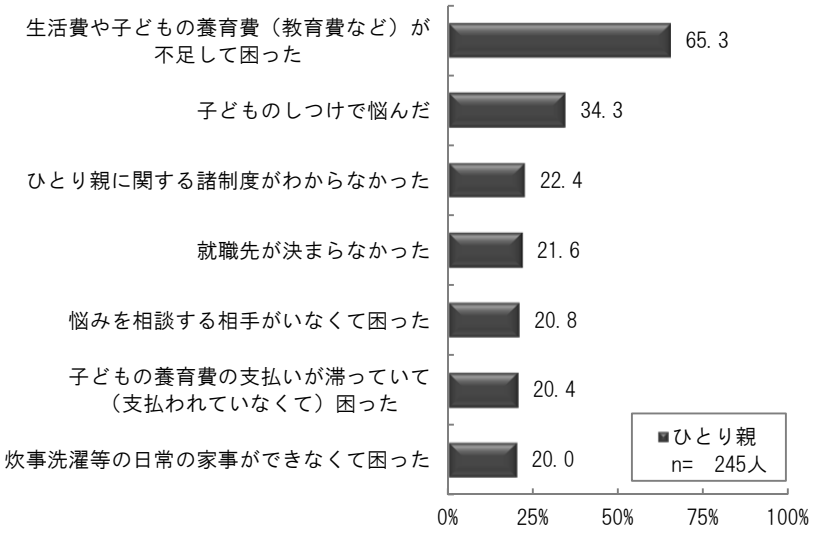

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後５年経過者の就労している割合	86.6%	88.0%	就労による自立に向けた指標（児童扶養手当法第１３条の３の該当者で就労している者）

※児童扶養手当法第13条の３の規定は、手当受給から５年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由が無く就業していない場合、支給額を２分の１にするものです。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、社会的かつ経済的な自立に向けた支援を推進するとともに、相談業務や支援制度・行政サービスについての情報提供を充実します。また、就業を促進するため、資格取得等に伴う経済的負担の軽減を図る施策を推進するとともに、就業相談や講習会、就業情報提供等の就業支援を実施します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
218	保育所等の利用調整						入所申込みをしたひとり親家庭の子どもは、利用調整選考基準に加点をして選考を行う。
219	児童クラブ入会の選考						入会申込みをしたひとり親家庭の子どもは、入会審査基準に加点をして入会選考を行う。
220	市営住宅入居者の選考						入居申込みの資格を有する子育て世帯について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行う。
221	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進						ひとり親家庭や寡婦が家族の病気や冠婚葬祭への出席等で一時的に家庭機能が低下したとき、家庭生活支援員を派遣し、手助けをする。
222	ひとり親家庭等生活向上事業「生活支援講習会」の開催						ひとり親家庭の父母や寡婦の健康、育児等の生活に役立つ様々な講習会を開催する。
223	ひとり親家庭等生活向上事業「生活情報交換会」の開催						ひとり親家庭の父母や寡婦が日常生活で直面する諸問題について、お互いに情報交換する場を設ける。
224	母子生活支援施設への入所						生活の支援が必要と認められる配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき子どもについて、母子生活支援施設において母子保護を実施する。（再掲№296）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
225	就学援助費の交付						経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。（再掲№314・418）
226	ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行						ひとり親家庭等施設利用証（本市）や母子福祉入場優待証（神奈川県）を発行し、施設使用料の優待を行う。
227	「官公庁等求人情報の提供」の実施						求人情報の提供を希望するひとり親家庭の父母に国等から提供された非常勤職員やアルバイト等の求人情報を提供する。
228	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施						ひとり親家庭の父母や寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。
229	就業促進事業「就職支援セミナー」の開催						母子家庭の母の就業及びキャリアアップを図るため、就業準備や転職に関するセミナーを開催する。
230	自立支援教育訓練給付金の支給						ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。（再掲№412）
231	高等職業訓練促進給付金の支給						ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。（再掲№413）
232	特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行						児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、ＪＲ通勤定期を購入する際に割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。
233	児童扶養手当の支給						父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。（所得制限あり）（再掲№407）
234	福祉手当の支給						父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで母子・父子家庭等福祉手当を支給する。（所得制限あり）（再掲№408）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
235	ひとり親家庭等の医療費の助成						ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（所得制限あり）（再掲№404）
236	高校進学就職支度金の支給						12月1日現在、中学3年生の子どもを養育しているひとり親家庭に進学又は就職の支度金を支給する。（再掲№409）
237	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の推進						ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。（再掲№410）
238	福祉資金貸付金利子補給交付金の支給			貎し			母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。（再掲№411）
239	支援制度の周知の充実						ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知方法を充実する。
240	母子(父子)相談の充実						相談員が、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援等の相談に応じ、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや養育費を確保する相談も行う。
241	身元保証人確保対策事業の実施						児童養護施設、母子生活支援施設等に入所している者、里親に委託されている者等の施設等の退所後の生活に際し、社会的な自立を促進するために必要な身元保証人を確保することを目的として、被保証人の損害保険契約にかかる保険料の助成をする。
242	女性の就労・継続支援事業の推進						再就職や仕事と育児の両立を目指す人を支援するための個別キャリアカウンセリングや再就職応援セミナー等、就業支援講座・再就職講座等を開催する。
243	寡婦(夫)控除のみなし適用						ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦（夫）控除が適用されていない、非婚のひとり親家庭に対し、所得に応じて使用料等が決定する行政サービスを受ける際に、寡婦（夫）控除をみなし適用し、経済的負担の軽減を図る。
244	養育費確保のための広報・啓発活動の推進	実施					養育費の確保について、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知を図る。
245	養育費確保のための相談・情報提供体制の充実	実施					相談員に対し、養育費確保についての研修を行い、関係機関との連携により、相談体制の充実を図る。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
246	生活保護受給者等就労自立促進事業の推進						生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行う。

（2）障害、発達に遅れのある子どもと家庭への支援

障害の軽減や生活能力の向上を図るために、障害の早期発見からその後の療育まで一貫した対応を進めます。また、一人ひとりの可能性を大切にし、乳幼児期の保育・教育内容の充実や子ども同士の交流を深めるための取組、子ども一人ひとりに適切な教育の場を提供するなど、ライフステージを見通した対応が可能となるよう取組を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
247	療育相談事業の推進						障害に関する相談・評価を行うとともに、心理個別支援、児童発達支援事業、機能訓練、巡回訪問等を実施し、療育に必要な支援及び助言を行う。（再掲№29・208）
248	障害児入所・通所給付費等の支給						障害児の能力や可能性を伸ばし、将来自立した生活を送ることができるよう、通所及び入所支援等を利用した場合、その費用を支給する。
249	障害児者介護給付費等の支給						障害児が居宅介護、日中活動系サービス、短期入所等の障害福祉サービスを利用した場合、その費用を支給する。
250	発達障害支援センターの運営						発達障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援体制の充実を図る。（再掲№30・209）
251	児童相談所機能の充実・強化						虐待、障害、非行等児童とその家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする事例への支援を担う児童相談所の機能の充実・強化を図る。（再掲№10・38・217）
252	福祉型児童発達支援センターの運営						就学前の発達支援を必要とする子どもが通園し、家庭との相互協力のもとに療育を通して日常的な基本的生活習慣や社会性を身に付けるための支援を行う。（再掲№59）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
253	医療型児童発達支援センターの運営						就学前の運動の発達に遅れのある子どもを対象に、機能訓練や日常生活の援助を行うことによって、子どもの全体的な発達を促すための支援を行う。（再掲№60）
254	福祉型児童発達支援センターの整備促進	実施					緑区及び中央区における福祉型児童発達支援センターの施設整備を促進する。
255	新規 要医療ケア障害児在宅支援事業						医療的ケアが必要な児童に対する支援機能を備えた医療と福祉の複合型施設の整備を促進する。
256	障害のある児童のための施設の整備						障害のある児童の多様化に対応した入所施設等の整備について検討する。
257	「福祉のしおり」の発行						障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。（再掲№433）
258	障害福祉相談員の配置						障害のある人及びその家族の生活等の相談に応じるため、障害福祉相談員を配置し、必要な助言を行う。
259	身体障害児者補装具費の支給						身体障害児の日常生活の向上を図るために必要な補装具を購入及び修理するための費用を支給する。
260	障害児者日常生活用具給付等事業の実施						障害児の日常生活を容易にするため、障害のある人が使いやすいように作られた日常生活用具の給付等を行う。
261	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施						身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等を助成する。
262	リハビリテーション事業の推進						リハビリ評価をはじめ理学療法・作業療法・言語療法訓練や摂食相談、福祉機器相談、グループ支援及び啓発事業を行う。
263	障害児訓練器具等購入費助成事業の実施						身体障害又は知的障害のある児童に対し、訓練器具、介助用具及び生活補助器具の購入費を助成する。
264	地域生活支援事業の推進						障害児（者）の地域での生活を支援するための相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、各種サービス提供の援助・調整及び地域啓発を行う。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
265	障害児者入浴サービス事業の実施						在宅において入浴が困難な重度障害児に対して、訪問による入浴サービスを提供する。
266	日中一時支援事業の実施						障害児に日中活動の場を提供し、健全な育成を図るとともに、保護者の養育負担の軽減を図る。（再掲№100）
267	住宅設備改善費の助成						在宅の重度障害児が居宅内の住宅設備を障害に適するように改善するための経費を助成することにより、在宅生活を容易にする。
268	障害児者宿泊費の助成						在宅の障害児が宿泊施設を利用した場合に宿泊費用の一部を助成し、社会参加の促進を図る。
269	自動車燃料費の助成						在宅の重度障害児等が自動車を利用する場合に、その燃料費の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。
270	福祉タクシー利用料の助成						在宅の重度障害児等がタクシー等を利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、社会参加及び生活圏の拡大を促進する。
271	移動支援事業(ガイドヘルプサービス)の実施						屋外での移動に困難がある障害児について、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援としてガイドヘルプサービス費を給付する。
272	身体障害者用福祉車両（あじさい号）の運行						在宅の歩行が困難な身体障害児を対象に、車いす等を使用したまま乗車できるリフト付車両を運行することにより、通院・買い物等、日常生活の行動範囲の拡大を図る。
273	送迎支援等の検討						自らの力で通学が困難な児童生徒の現状把握と福祉サービスの活用を含めた移動手段の確保の検討をする。
274	オモチャライブラリーの実施						障害児（者）を対象に障害の状態に適したオモチャを貸し出す。また、障害に対する理解を深めるため、保護者等に専門図書やビデオ等の貸出しを行う。
275	重症心身障害児者訪問看護支援事業の実施						在宅の重症心身障害児を対象に、医療サービスで実施する訪問看護に連続して福祉サービスによる訪問看護を実施する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
276	自立支援医療(育成医療）の給付						身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障害児に対し、医療費を給付する。
277	重度障害者等福祉手当の支給						在宅の障害児に対し、手当を支給する。（障害児福祉手当が支給されている者は対象外）
278	障害児福祉手当の支給						在宅の20歳未満の最重度障害児で、日常生活に常時の介護を必要とする者に対し、手当を支給する。
279	特別児童扶養手当の支給						精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。（再掲№414）
280	重度障害者の医療費の助成						重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（再掲№405）
281	障害者歯科診療事業の助成						相模原市歯科医師会により、週２日、相模原口腔保健センターにおいて、障害児（者）の歯科診療を行う。
282	幼児健康診査事後指導教室の開催						１歳６か月児健診及び３歳６か月児健診等で把握した発達等に心配のある幼児とその保護者に対して、小集団による継続的な育児支援を実施する。（再掲№163）
283	巡回訪問の推進						支援保育を実施している市内の認定こども園、幼稚園、保育所を訪問し、集団生活等の状況を把握した上で、職員に対する技術支援を行う。
284	支援保育の推進						認定こども園・幼稚園・保育所の支援保育を継続して推進するとともに、地域バランスに配慮した支援保育研究保育所の指定を拡充する。（再掲№50）
285	支援教育の推進						「新・相模原市支援教育推進プラン」に基づき、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進を図る。（再掲№72）
286	児童発達支援事業の推進						早期療育の提供と保護者が子どもの発達を理解し、適切に対応できるように小グループの場面を通して、具体的な助言や技術支援をはじめ、地域での子育てを考える上で必要な情報の提供を段階的に行う。
287	特別支援学級就学奨励費の交付						特別支援学級に在籍する児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。

（３）多様な文化をもった子どもと家庭への支援

外国人市民のニーズを把握しつつ、情報面での支援や市民ボランティアが主体となった支援活動の充実等、多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
288	通訳、翻訳ボランティアの派遣等						さがみはら国際交流ラウンジの登録ボランティアを福祉や医療の現場で必要とされる通訳・翻訳業務に派遣する。
289	国際交流ラウンジ事業の充実						外国人市民に対する情報提供を図るとともに、市民との交流の場、ボランティア活動の場として「さがみはら国際交流ラウンジ」の充実を図る。
290	外国人懇話会の開催						住みよいまちづくりを推進するため、市内に暮らす外国人市民と市が語りあい、本市の目指す「世界に開かれた地域社会の実現」の一助とする。
291	外国人相談の実施						英語、中国語、スペイン語及びポルトガル語による市民相談を行うとともに、外国人市民を対象にした法律相談を行う。
292	海外帰国及び外国人児童生徒教育の推進						海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒への日本語指導と日本の学校生活等への適応を援助するため、日本語指導巡回講師や母語を話せる日本語指導等協力者を派遣する。（再掲№71）
293	「暮らしのガイド」外国語版の作成						市内在住外国人支援の一環として、暮らしに必要な情報を提供するため、「暮らしのガイド」を多言語で作成し、市ホームページに掲載する。
294	「子育てガイド」の外国語版の作成						外国人市民を支援するため、子育てに関する情報を一元的に掲載した「子育てガイド」の外国語版を作成し、各施設で配布するとともに市ホームページに掲載する。

（４）配偶者等からの暴力の問題をかかえる家庭への支援

配偶者等からの暴力の根絶に向けて、あらゆる機会を通して広報・啓発に努めます。また、配偶者等からの暴力に苦しむ被害者からの相談に応じ、救済に努めるとともに、自立に向けた支援を推進します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
295	婦人相談事業の実施						相談員を配置し、女性の様々な悩みごとの相談相手となり、助言等を行う。
296	母子生活支援施設への入所						生活の支援が必要と認められる配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき子どもについて、母子生活支援施設において母子保護を実施する。（再掲№224）
297	配偶者暴力相談支援センター事業						ＤＶ被害者の支援を目的とした相談や保護、自立に向けた支援等を行う。

（５）社会的養護体制の充実

社会的養護の体制については、様々な事情により保護者と暮らすことができない子どもを、できる限り家庭的な環境で養育するため、原則として里親委託を優先するなど、家庭養護を推進するとともに、乳児院や児童養護施設の小規模化及び地域分散化を推進します。

また、社会的養護が必要な子どもや様々な事情により地域での自立が困難な母子がかかえる課題に対し、的確に対応するため、専門的ケア、自立支援、家族支援等を推進するとともに、社会的養護の担い手となる人材の確保・育成を推進し、支援体制の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
298	里親委託等の推進						里親委託等を推進するため、里親の開拓、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設を促進するとともに、里親等に対する支援の充実を図る。
299	里親制度の普及啓発						市民に対する里親制度の普及啓発を通じ、新たな里親を開拓するため、里親会や施設などの関係機関・団体と連携し、広報啓発活動の充実・強化を図る。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
300	児童養護施設の小規模化及び地域分散化の推進		検討		実施		児童養護施設で生活する子どもに対し、できる限り家庭的な環境での養育を行うため、児童養護施設の本体施設の小規模グループケア化及びグループホーム（地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア）の整備を検討し、促進を図る。
301	専門的ケアの充実		検討		実施		心理的困難や苦しみをかかえ、日常生活に生きづらさを感じている子どもに対し、心理治療など専門的なケアと養育を行うため、入所施設の整備等を検討し、促進を図る。
302	母子生活支援施設における支援の充実						地域社会での自立した生活が困難な母子に対し、就労や養育等の家庭の課題に応じた支援を行うため、母子生活支援施設の専門性の向上を図る取組を実施するなど、支援体制の充実を図る。
303	児童養護施設等における支援の充実						社会的養護が必要な子どもに対し、個々の課題に応じた支援を行うため、児童養護施設等の専門性の向上を図る取組を実施するなど、支援体制の充実を図る。
304	自立支援の充実						社会的養護により育った子どもに対し、地域社会での自立に向けた支援を行うため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の開設を促進するとともに、就学、就労等に関する支援の充実を図る。
305	家庭支援の充実						社会的養護が必要な子どもに対し、家庭復帰等に向けた支援を行うため、児童養護施設等のソーシャルワーク機能を強化するなど、支援の充実を図る。
306	地域支援の充実						地域の子育て家庭に対する支援を行うため、施設の機能や施設職員の専門性を生かした子育て支援の充実を図る。
307	子どもの権利擁護の推進						社会的養護が必要な子どもの権利擁護を図るため、被措置児童等虐待の防止、予防に関する取組を実施するとともに、被措置児童等虐待の事例に対し、適切な対応ができる体制の充実を図る。
308	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談所措置部会の運営						児童福祉専門分科会において、より専門的な調査審議に対応するため、児童相談所の措置等に係る部会を運営し、機能の充実を図る。

（６）困難をかかえる若者への支援

困難をかかえた若者の自立を支援するためには、相談支援だけではなく、個別の状況に応じた生活支援や社会体験活動、就労訓練等を実施していきます。

また、ひきこもり等の困難をかかえる若者の自立に向けた取組を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
309	地域若者サポートステーション事業の実施						若者支援機関、民間支援団体等から構成されるネットワークを構築し、若者がかかえる様々な課題に、その時々に応じた支援を行い、若者の職業的自立を促進する。（再掲№438）
310	若者の学びなおし・職業体験支援事業						若年無業者等若者の個人の能力に合わせた基礎学力・コミュニケーション能力の向上や職場体験等を通じて社会へ出て行くために必要な能力を身に付ける支援を行う。
311	ひきこもり相談支援事業の推進						ひきこもりにより孤立しがちな家族を対象に、ひきこもりに関する知識・理解を深める普及啓発を進めるとともに、家族教室を開催する。
312	子ども若者支援協議会の運営の充実						関係機関や団体等の連携を強化し、子ども若者の社会的自立を促していくとともに、市民向けのシンポジウムの開催やリーフレットの配布により、気軽に相談できる窓口を広く市民に周知する。
313	困難を有する子ども・若者の状況に応じた支援の取組						困難を有する子ども・若者やその家族の状況に応じた相談体制や支援体制の充実を図る。

（７）経済的困難をかかえる家庭への支援

生活保護世帯や生活困窮世帯への自立を支援するため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、継続的な支援と個々の状況に合った支援を実施していきます。

生活保護世帯等の子ども・若者への学習支援や日常的な生活を身に付けるための支援を行い、子どもが健全に育成される環境を整備しながら、子どもの貧困連鎖の防止に向けた取組を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
314	就学援助費の交付						経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。（再掲№225・418）
315	岩本育英会奨学金の給付						学術優秀にもかかわらず、経済的理由により、高等学校等への修学が困難な方に修学を奨励するため、奨学金を給付する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
316	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの学習支援						高校進学の促進や高校中退防止に向けて、学習支援や進路相談等を行う。
317	生活保護世帯及び生活困窮世帯の若者自立支援						居場所の提供を通じて、高校中退やメンタル面等で課題をかかえる若者に対して、学びなおしや社会性の育成のための支援を行う。また、さがみはら若者サポートステーションとの連携により、ひきこもり等の若者に対する相談や就労体験等の支援を行う。

基本目標７　子育ての意義や価値に対する意識の醸成

１　動向と課題

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣住民等から子育てに対する助言や協力が得にくくなっています。また、現在の親世代の人の兄弟姉妹の数が少なくなっていることから、自分自身が親になるまで、赤ちゃんにふれあう経験も非常に少なくなっています。

父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まり、いわゆる「イクメン」も増えつつありますが、子育て期の家事・育児時間は諸外国に比べると依然として少ない時間となっています。

アンケート調査によると、育児休業の利用状況は、取得していない母親が10.7%に対し、取得していない父親は85.0%で、その理由として、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」、父親は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」と回答した人が多くなっています。

また、アンケート調査では、現在、就労していない母親の就業希望は高く、就労している、していないにかかわらず利用できる「認定こども園」の設置を促進する必要があります。

男性を含めたすべての人が希望どおりに働き、子育てと仕事のバランスがとれた多様な働き方ができ、育児休業や子どもの看護休暇の取得等を促進するなど、子育てしながら就業することができるように、企業による子育て支援の取組の促進が求められています。

また、男性が家庭内における自らの役割を自覚し、男女が協力して家事や育児を担う環境を整備するためには、男性自身の考え方・行動を変えていくとともに、家庭、地域、職場等すべての場で子育てに対しての関心と理解を深め、地域全体で子育てを行うよう、市民意識を醸成することが大切です。

図　育児休業を利用しない理由（上位７項目）

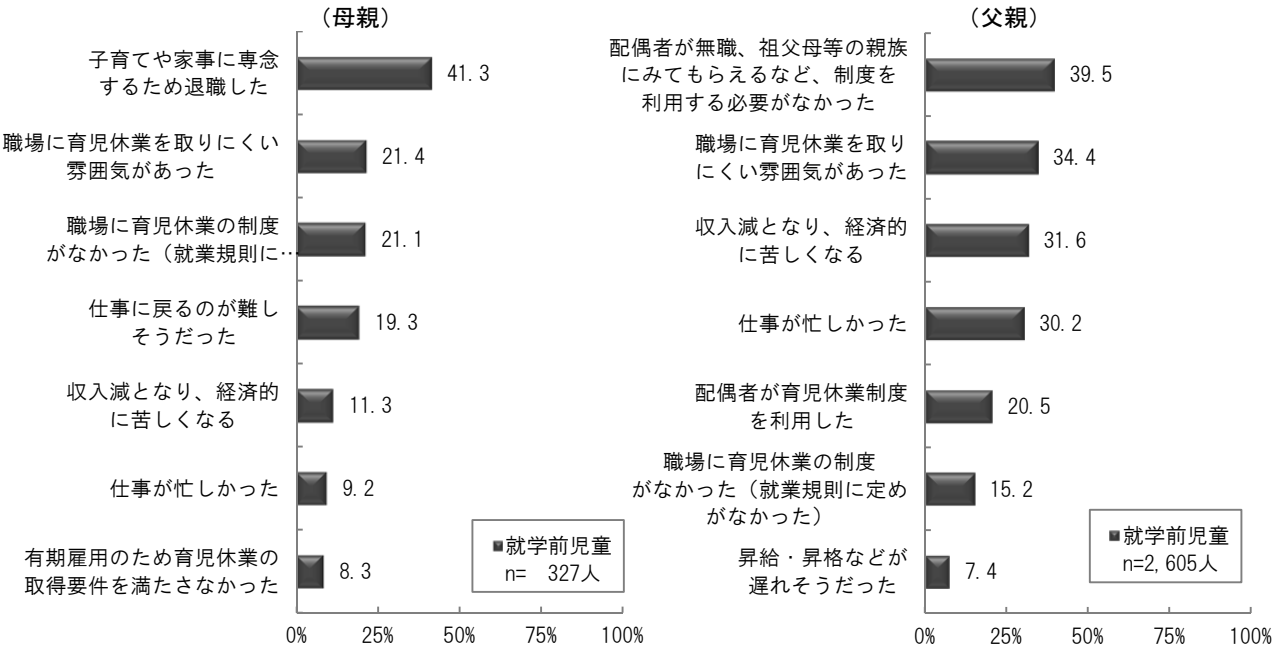

資料：相模原市平成 25 年度子ども・
子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合【市独自調査】	17.5%	24.0%	子育てに対する社会全体の意識の醸成を見る指標

※「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において、子育てに対して十分な評価を受けていないと回答した人のうち、３割の人が「評価されている」と感じるように目標を設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）家庭教育支援の充実

子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、思いやりや善悪の判断、自尊心や自立心、社会的なマナー等を身に付けるための学習の機会や情報提供を行っていきます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
318	家庭教育の推進						小・中学校ＰＴＡ連絡協議会に委託し、ブロック単位で子育てや家庭教育に関する学習機会を提供する。
319	公民館等で行う子育て学習講座の充実						公民館や総合学習センターにおいて、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供する。
320	副読本教材等の発行						児童生徒の学びや家庭教育を支援するために、各種教育に関わる副読本教材を発行し、各小・中学校の児童生徒へ配布する。
321	「家庭の日をつくりましょう」の推進						家庭は子どもが家族との関わりを通して生活習慣や社会で生きるルール等を身に付け成長していく大切な場である。「家庭の日」は家族の役割を考え、親子のふれあいや対話等を通して、家庭の大切さを見つめ直す契機として提唱していく。
322	子育て支援に関する講座等の実施						子育て支援に関する様々な講座を開催し、保護者の育児をサポートするとともに関連資料の紹介を行うことにより、図書館の利用促進を図る。

（２）子育てと仕事の両立支援

多様な働き方に対応するため、延長保育、休日保育等の特別保育や放課後児童対策等を充実し、子育てと仕事の両立支援に努めます。また、子育てと仕事の両立を目指す人に対する就労支援を推進します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
323	ファミリー・サポート･センター事業の充実						子どものいる家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織し、育児の相互援助活動を支援する。（再掲№363）
324	ショートステイ事業の実施						保護者の病気、出産等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等で宿泊を伴う養育を行う。
325	トワイライトステイ事業の実施	検討・実施					保護者が残業等の理由により、家庭で子どもを養育することが困難となった場合に、児童福祉施設等で生活指導、夕食の提供等を行うトワイライトステイ事業の実施について検討する。
326	延長保育の拡充						保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化等に対応するため、延長保育を原則全保育所で実施するとともに、保育需要を考慮しつつ、延長時間の拡充を図る。（再掲№49）
327	休日保育の拡充						保護者の休日就業に対応した日・祝・年末の休日保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲№51）
328	夜間保育の拡充						保護者の勤務時間の多様化に対応した夜間保育事業を保育需要や地域バランスに配慮して拡充する。（再掲№52）
329	病児･病後児保育の拡充						子どもが病気の際（回復期を含む。）に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病後児保育の拡充と併せて病児保育事業を推進する。（再掲№53）
330	保育所の建て替え等による定員拡大の推進						既存保育所の建て替え及び公立保育所の民営化に併せて定員拡大を図る。（再掲№54）
331	保育所の新設による受入の拡大						保育ニーズが高い地域を中心に、保育所（分園）を整備する。（再掲№55）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
332	保育所等の定員の弾力化の活用						保育所等の定員を超えて子どもを受け入れる入所定員の弾力化を推進する。（再掲№56）
333	認定保育室の活用						保育資源のひとつとして、認定保育室の積極的な活用を図る。（再掲№57）
334	認定こども園の設置促進						幼保連携型認定こども園等の設置促進を図る。（再掲№41）
335	新規 地域型保育事業の促進						小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の促進等を図る。（再掲№42）
336	事業所内保育事業の促進						地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。（再掲№347・447）
337	幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の充実						幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間中等において、保護者の希望により園児の教育・保育を行う預かり保育事業等を促進する。（再掲№43）
338	公立児童クラブ運営体制等の充実						公立児童クラブの対象年齢の拡大の検討及び安定した運営に向けた育成料の見直しの検討を行う。（再掲№96）
339	公立児童クラブの再整備及び改修						待機児童の多い公立児童クラブについて再整備や改修を行う。（再掲№97）
340	民間児童クラブの支援						民間で児童クラブを設置し、運営している団体を支援するとともに、新たに設置する児童クラブについて支援する。（再掲№98）
341	子育てと仕事の両立のための広報、啓発、情報提供						商工会議所や勤労者福祉サービスセンター等の協力を得て、広報誌やインターネット等各機関の情報媒体を活用し、子育てと仕事の両立支援に向けた広報・啓発を行う。（再掲№346・439）
342	すくすく保育アテンダントの配置						利用者の状況をすくすく保育アテンダントがきめ細かく伺うことにより、適切な保育サービスの利用につなげる。（再掲№40・428）

（３）男女が共に家事や育児を担う意識の啓発

男性が子育てに目を向け、家庭内における子育ての役割分担を自覚し、男女が共に協力して家事や育児を担う意識を広めていきます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
343	「お父さんといっしょ」の配布						父親の育児参加等を促進するため、啓発冊子である「お父さんといっしょ」の作成・配布を行う。
344	男女共同参画意識の普及啓発						男女共同参画推進センターの管理運営を中心とした、家事・育児を含む男女共同参画意識の普及・啓発を行う。

（４）次代の親の育成

将来の親となる世代が、子どもや家庭の大切さを知るための体験活動や講座、道徳教育等の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
345	赤ちゃんとふれあい体験教室の開催						思春期の子どもたちが、乳児を持つ親と接し、また、乳児とふれあう中で、いのちの大切さや子育ての意義等を学ぶ機会として、中高生を対象に実施する。

（５）企業による子育て支援の取組の促進

企業や関係機関と連携し、子育てと仕事の両立に向けた情報提供や事業所内保育事業を促進します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
346	子育てと仕事の両立のための広報、啓発、情報提供						商工会議所や勤労者福祉サービスセンター等の協力を得て、広報誌やインターネット等各機関の情報媒体を活用し、子育てと仕事の両立支援に向けた広報・啓発を行う。（再掲№341・439）
347	事業所内保育事業の促進						地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。（再掲№336・447）
348	院内保育施設運営費の助成						医師・看護師等の定着・確保を図るために、病院に勤務する医師・看護師等の乳幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。

基本目標８　地域の育児力の向上

１　動向と課題

これまで、三世代世帯等では子育ての知識が世代を超えて継承されてきましたが、核家族化が進み、地域とのつながりが希薄化する中で、家族や地域社会全体で子育てをする力が弱まりつつあります。このような社会で子育てをする家庭は、孤立感を抱くことも少なくありません。

アンケート調査からも、子どもを生み育てることを社会が十分に評価していると思う割合は２割程度となっています。子育ての育児不安の軽減や孤立を防ぎ、楽しく子育てができるよう子どもとその家庭を地域社会全体で支えていくことが求められています。

子どもを生み育てやすい社会を実現するためには、行政や企業のみならず、地域の住民が子育てに関心を持ち、保護者同士や地域の人々とのつながりを深め、地域の子育て支援に役割を果たしていくことが大切です。

アンケート調査では、ファミリー・サポート・センター事業の周知の状況は、52.2%、地域子育て支援拠点事業は35.3%となっており、更なる周知や利用に結び付ける対策等の検討が必要です。

また、子育てや子育ちに関するニーズは多様化していることから、すべてのサービスを公的サービスで賄うことは困難になってきています。特に潜在化しているニーズへの対応においては、地域の状況を把握している子育て支援のボランティアやＮＰＯ法人等の市民活動団体の人的資源を活かすことも重要です。

そのためには、行政と市民、団体同士の連携や子育て支援に関する情報の集約化を図り、利用者が容易に子育て支援情報を入手できるようなしくみづくりが求められています。

図　子育て支援事業の周知状況

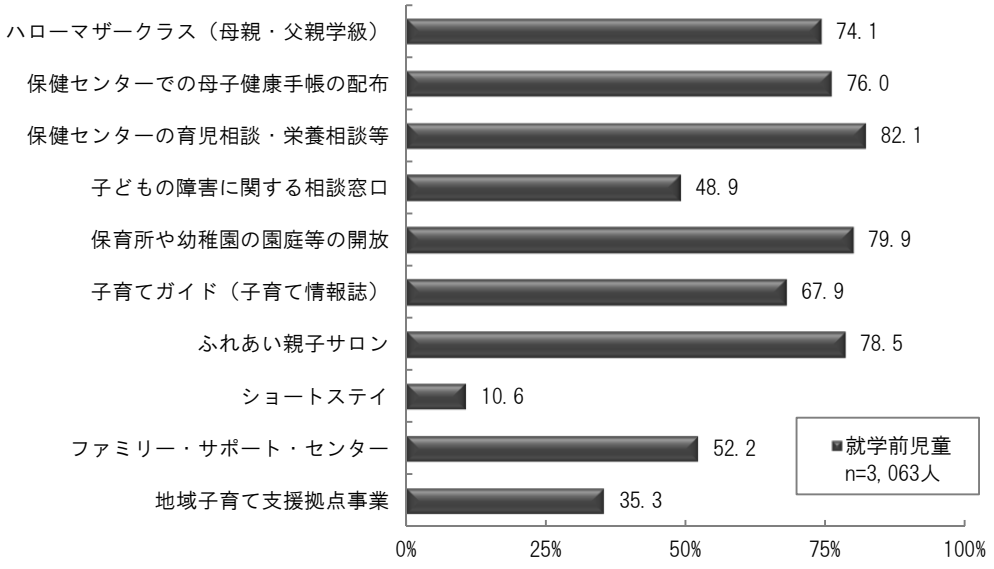

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
子育てサポーターの活動率	59.3%	67.0%	地域の子育て支援が推進されているかを見る指標

※子育てサポーターとして登録したが、活動していない人のうち、２割の人が活動することを目標に設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）身近な地域で進める子育て支援

地域の人材や資源を活用し、子どもとその家庭への支援の充実を図るため、子育て中の親子が交流する場の提供、子育てに関する情報の提供や相談の実施など、地域における子育て支援を推進します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
349	子育て広場の拡充						主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。（再掲№174・365）
350	地域子育て支援拠点事業の拡充						いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換ができる場を提供し、育児不安の軽減を図る。（再掲№175）
351	保育所等における子育て広場事業の実施						子育て中の親子が気軽に集える場を提供し、また、保育所の専門機能を活用し、子どもの年齢や個性に応じた育児相談等を実施することにより、保護者の育児不安を解消するなどの支援を行う。（再掲№176）
352	ふれあい親子サロンの開催						保健師・保育士・主任児童委員等が関わる「親子で集える場」を設け、保護者の育児不安を軽減するとともに、地域の育児力を高める。（再掲№177）
353	子育てサロンの設置促進						子育て中の親子が気軽に集える場として、ボランティアや民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が取り組んでいる子育てサロンの設置を促進する。
354	地域の子育て活動の支援の推進						保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに学生やボランティアを保育所で受け入れ、地域の育児力の向上を図る。（再掲№366・372）
355	民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実						民生委員・児童委員、主任児童委員による、地域における子どもの健全育成活動や虐待防止の取組の推進等、子どもと子育て家庭への支援を充実する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
356	一時保育の拡充						保護者の疾病やリフレッシュ・出産・冠婚葬祭時に、子どもを一時的に預かる事業（一時保育）の拡充を図る。（再掲№48）
357	中学校部活動支援事業の推進						中学校部活動の活性化のため、顧問教諭の協力者として「技術指導者」を派遣する。
358	青少年指導員活動の推進						青少年団体の指導育成や地域社会における青少年活動を推進するため、青少年指導員の資質の向上を図る。
359	スポーツ推進委員活動の推進						スポーツ講習会や大会の企画･運営等、地域におけるスポーツを振興するため、スポーツ推進委員の資質の向上を図る。
360	地域に開かれた幼稚園づくり						幼稚園等における子育て相談や園庭・園舎の開放、未就園児の親子登園、情報提供等、幼稚園等が行う地域における子育て支援を促進する。
361	子育て応援店事業						妊娠中の人や18歳未満の子どもがいる家庭にやさしい設備やサービス等に取り組む店舗・事業所等を協賛店として登録し、市ホームページ「はなたんネット」で紹介する。

（２）子育て支援活動のサポート

子育てを応援する機運を高め、市民による子育て支援活動を奨励し、ボランティアグループやＮＰＯ法人等を育成するとともに、その活動を支援します。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
362	みどりの少年団の育成						みどりに関する学習活動、奉仕活動及びレクリエーション活動を行う「みどりの少年団」に対し、その活動を支援する。
363	ファミリー・サポート・センター事業の充実						子どものいる家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人と援助をしたい人を会員として組織し、育児の相互援助活動を支援する。（再掲№323）
364	地域子育て支援事業の推進						子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。（再掲№434）
365	子育て広場の拡充						主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図る「親と子の育ちの場」の設置を進めるとともに、内容の充実を図る。（再掲№174・349）
366	地域の子育て活動の支援の推進						保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに学生やボランティアを保育所で受け入れ、地域の育児力の向上を図る。（再掲№354・372）
367	地域教育力活用事業の推進						教育課程に位置付けられた教科・領域において、地域に存在する知識、経験豊かな人を指導協力者として依頼して、教育活動の創意工夫並びに学習及び実技指導の充実を図り、地域と学校の連携を深める。（再掲№23）
368	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営						市民や企業からの寄付金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンドゆめの芽」の運営を通して、市民活動団体が行う子育て支援活動等の社会貢献活動を支援する。（再掲№446）
369	コミュニティビジネスの普及・推進に向けた取組の推進						市民が主体になり、地域でかかえる課題やニーズをビジネスの手法（有償サービス）により解決・実現していく取組であるコミュニティビジネスを普及・推進していくため、支援サイトの開設や専門相談等を実施する。

（３）地域の子育て支援者の育成

子育てに関わる支援者等を育成するとともに、退職後や子育て後のシニア世代が地域においてより活動しやすい環境を整えるなど、人材づくりと活動の一層の促進を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
370	ファミリー・サポート･センター事業の援助会員の研修の充実						子どものいる家庭を地域で支援することを目的として組織したファミリー・サポート・センターの援助会員の研修の充実を図る。
371	子育てサポーターの育成						地域との支え合いと市民とのパートナーシップにより、地域や家庭に対する子育て支援を実施するために、「子育てサポーター」を育成するとともに、活動の促進を図る。
372	地域の子育て活動の支援の推進						保育所の専門機能を活用して、子育てサークルの活動支援を行うとともに学生やボランティアを保育所で受け入れ、地域の育児力の向上を図る。（再掲№354・366）
373	食生活改善推進員の育成						食育の普及・推進を図るため、地域における食生活改善の推進者として食生活改善推進員を育成するための研修を実施する。（再掲№192）

（４）子育てに関する学習機会の充実

家庭教育はすべての教育の出発点であることから、子どもに関わる関係機関が連携し、子どもの成長・発達段階に応じた子育て講座等、家庭教育や子育てに関する学習機会の提供を進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
374	男女共同参画による子育て支援事業の推進						男女共同参画推進センターにおける「男女共同参画による子育て支援事業」として子育て支援等のための講座や各種事業を行う。
375	地域子育て支援拠点事業における講座の充実						地域子育て支援拠点において、実施している講座の充実を図る。

基本目標９　安全・安心して暮らせるやさしいまちづくりの推進

１　動向と課題

子どもが事故や犯罪に巻き込まれないようにするためには、市民が危険や不安を感じることがない、安全で安心して生活できるまちづくりへの取組が必要です。

アンケート調査では、「通学路における防犯灯やガードレールの設置の推進等、子どもが犯罪や交通事故の被害にあわないようなまちづくりを進める」ことを希望する回答が最も多くなっています。

子どもを交通事故から守るためには、家庭、学校、地域、警察等関係機関・団体の連携・協力のもと、子ども一人ひとりが交通ルールを知り、守るための交通安全教育に力を入れるなど、交通安全意識の高揚や交通マナー及びモラルの向上に努める必要があります。

また、子どもや妊婦、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化、子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、また、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進めます。

一般的に一人の子どもが成人するまでにかかる費用は、2,000万円を超えるといわれており、子育てに関わる経済的な負担が課題となっています。

アンケート調査では、理想的な子どもの人数の回答は「３人」が最も多いものの、持つつもりの子どもの数は「２人」と回答した人が最も多く、その理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という経済的理由を上げる人が、70.5%となっています。

こうしたことから、各種手当の支給や子育て家庭への経済的支援を引き続き実施していくことが必要です。しかしながら、厳しい財政状況の中、経済的な支援の在り方については、その効果や他分野とのバランス、子育て家庭間の受益と負担の公平性等を考慮しながら、施策を進めることが求められています。

図　理想的な子どもの人数

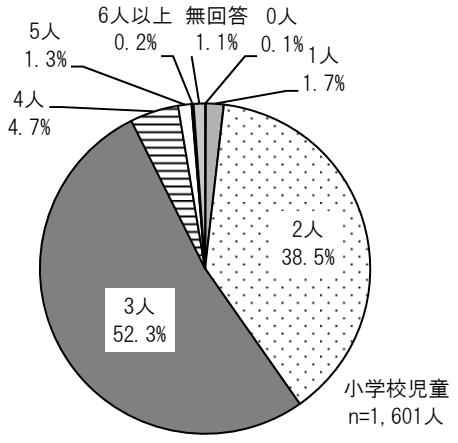

図　持つつもりの子どもの人数

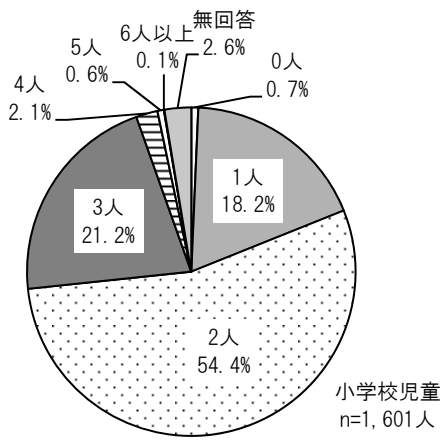

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
市内で発生した子どもの交通事故件数	322件	272件	子どもの安全が確保されているかを見る指標

※　前年比約３％の減少を目指し、目標を設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）事故・犯罪から子どもを守る安全・安心対策の推進

交通事故や犯罪の発生を未然に防止するため、家庭、学校、地域等、あらゆる機会を通じて交通安全教育を徹底し、交通安全意識の高揚に努めます。また、自主防犯活動の充実を促進するとともに、住民相互の連帯意識と防犯の意識の高揚に努めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
376	交通安全教室の開催						防犯交通安全指導員が、横断の仕方、自転車の正しい乗り方、信号機の見方等を指導し、交通安全意識の高揚を図るとともに、正しい知識の普及を図る。
377	安全・安心パトロールの実施						毎月20日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において、安全・安心パトロールを実施し、交通安全に努める。
378	鹿沼児童交通公園事業の推進						一般道路と同一の形態となっている園内で、来園者に遊具の貸出しを行い、交通知識や交通マナーの指導を行う。
379	交通安全母の会等の支援						各地区の交通安全母の会等に対して助成を行う。
380	学童通学安全指導員の配置						登下校時における児童の安全確保を図るため、通学路に学童通学安全指導員を配置する。
381	防犯講習会の実施						防犯交通安全指導員による防犯講習会を実施する。
382	防犯対策団体の活動の支援						防犯意識の高揚と自警心を喚起し、犯罪のない明るい社会の実現に向け、防犯協会を中心とした防犯活動を支援する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
383	防犯活動物品購入支援事業補助金の交付						子どもの見守りを含め、地域の防犯パトロール等を行う自治会等の団体に対し、防犯活動物品購入支援事業補助金を交付し、市民の自主防犯活動を支援する。
384	防犯灯の設置及び維持管理						夜間における犯罪を防止し、市民の通行の安全を確保するため、防犯灯の設置及び維持管理を行う。
385	防犯ブザーの貸与						登下校時における児童生徒の安全確保を図るため、防犯ブザーを貸与する。
386	こども110番の家の設置						子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになった時に、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。（再掲№443）
387	走るこども110番の家の設置						市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。（再掲№444）
388	監視カメラ、センサーライトの設置						全小学校校門付近に向け、監視カメラを設置し、不審者の侵入を未然に防ぐとともに、必要な学校へ防犯対策としてセンサーライトを設置する。
389	モニター付インターフォン、防犯用電磁ロック等の設置						全保育所にモニター付インターフォンや防犯用電磁ロック等を設置し、保育所建物内への不審者の侵入を未然に防ぐ。
390	安全・安心メールによる情報提供						「安全・安心メール」により犯罪情報や不審者情報等を電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信する。
391	学校安全活動団体設立支援事業の実施						児童生徒の安全確保に係る地域の取組を支援するため、小学校を中心として地域住民が主体となった子ども安全見守り活動団体の設立及び活動に対し助成する。
392	街区公園等における遊具の安全点検及び改修事業の推進						街区公園等における遊具の事故を未然に防ぐため、国が定めた指針に基づき、有資格者等による安全点検を行うとともに、遊具の補修や更新を行う。

（2）みんなにやさしいまちづくり

妊婦、子ども、子ども連れの人等、誰もが安心して利用できるように、公共施設等のバリアフリー化を進めます。また、歩道の段差解消をはじめ、安全な歩行者空間の整備等、みんなが安心して通行できる、人にやさしいまちづくりを進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
393	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進						障害者や高齢者等、誰もが安心して快適に生活できるよう、「相模原市ユニバーサルデザイン基本指針」や神奈川県の「みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、公共の建築物をはじめ、誰にでも利用しやすいトイレとして「みんなのトイレ」の普及や授乳スペースの確保、道路、公園等のバリアフリー化等、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。
394	木もれびの森づくり事業の推進						「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、自然環境に配慮した森の適正な維持管理を進めるとともに、自然とのふれあいの場等として有効に活用する。
395	市民ふれあいの森づくり事業の推進						市街地に残る良好な緑地を「市民緑地」及び「市民ふれあいの森」等として指定し、市民等と協議して効果的に保全・活用を行う。
396	市民の手による街区公園･緑道の美化推進						地域への愛着や関心、市民同士の交流を深めるため、自治会や子ども会等市民が主体的に、街区公園や緑道の清掃・除草や花壇の整備等を行う。
397	都市公園の整備推進						子どもの遊び場や地域のコミュニティの場として、かつ、災害時の避難場所としての機能も持つ都市公園の整備を進める。（再掲№108）
398	都市公園のバリアフリー化等の推進						都市公園において、妊婦、子ども及び子ども連れの人が使いやすいように、段差の解消等、公園施設のバリアフリー化を図る。また、公園内の見通しを良くするなど、防犯に配慮し、安心して利用できる公園づくりを行う。
399	公共交通機関におけるバリアフリー化の促進						駅舎へのエレベータ等の整備やノンステップバス導入等を促進する。
400	交通バリアフリー道路特定事業計画による道路整備						相模大野駅周辺地区約40ha内にある特定経路等において、エレベータの設置や歩道の新設、拡幅改良を進めるとともに、歩道の段差や傾斜の改善、点字ブロックの整備を行う。
401	人にやさしいみちづくり事業の推進						都市計画道路や地区集散道路の整備に併せた歩道整備や既存道路の車道幅員を減じて歩道を拡幅するなど、バリアフリーに配慮した道路整備を行う。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
402	国道16号橋本駅南入口交差点横断地下道の整備						交差点に横断地下道を整備することで、交通安全の確保や利便性の向上を図る。(事業者：国土交通省相武国道事務所)

（３）子育て家庭への経済的支援

子育て家庭を経済的に支援するため、各種手当の支給や助成等を実施します。また、就学や就職を促進するための経済的な支援を行います。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
403	小児の医療費の助成						小児の健康の保持及び保護者の経済的負担を軽減するため、医療費を助成する。（1歳児以上所得制限あり）
404	ひとり親家庭等の医療費の助成						ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（所得制限あり）（再掲№235）
405	重度障害者の医療費の助成						重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（再掲№280）
406	児童手当の支給						家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図る観点から、中学校修了までの児童を養育している者に「児童手当」を支給する。
407	児童扶養手当の支給						父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の３月31日まで児童扶養手当を支給する。（所得制限あり）（再掲№233）
408	福祉手当の支給						父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の３月31日まで母子・父子家庭等福祉手当を支給する。（所得制限あり）（再掲№234）
409	高校進学就職支度金の支給						12月１日現在、中学３年生の子どもを養育しているひとり親家庭に進学又は就職の支度金を支給する。（再掲№236）
410	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の推進						ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。（再掲№237）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
411	福祉資金貸付金利子補給交付金の支給			見直し			母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。（再掲№238）
412	自立支援教育訓練給付金の支給						ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。（再掲№230）
413	高等職業訓練促進給付金の支給						ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。（再掲№231）
414	特別児童扶養手当の支給						精神、知的又は身体障害等が一定程度の状態にある20歳未満の児童を養育している人に対し、手当を支給する。（再掲№279）
415	特定不妊治療費助成事業の推進						子どもを持つことを望む夫婦の不妊治療（体外受精・顕微授精）の経済的な負担を軽減することを目的に、その治療に要する費用の一部を助成する。（再掲№145）
416	小児医療費援護事業（養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病）の実施						入院することが必要な未熟児、障害のある子ども及び特定の疾病に罹患している子どもに、必要な医療を給付する。
417	幼稚園就園奨励補助事業の充実						幼稚園に在園する園児の保護者の負担軽減を図り、幼稚園への就園を奨励するため、助成制度の充実を図る。
418	就学援助費の交付						経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。（再掲№225・314）
419	奨学金の貸与						経済的理由により、高等学校等への修学が困難な人に修学を奨励するため、奨学金を貸与する。

基本目標10　市民との協働によるしくみづくりの推進

１　動向と課題

本市が取り組む子育て施策については、本計画により、総合的に進めていきます。

平成25年度には、計画の進行管理や評価をする機関として「子ども・子育て会議」を設置しました。

今後は、各事業や施設の質を確保するための評価のしくみや受益者負担に関する検討を行うしくみ等も必要です。

これらは、行政だけではなく市民の視点で取り組んでいくことが大切で、市民と行政が協働して進めることで効果が現れます。

また、家庭では、様々な手段で子育て情報を得ることができますが、求めている情報が適切に提供できるよう、提供方法も含め、子育て支援情報の充実が求められています。

家庭、学校、地域、企業、行政が連携して、市民一人ひとりが地域全体で子育てを支援するという意識を持ち、子どもを見守り、子育て・子育ちを支え合いの中で取り組むことが大切です。

図　市提供の子育て情報・学習機会の利用について

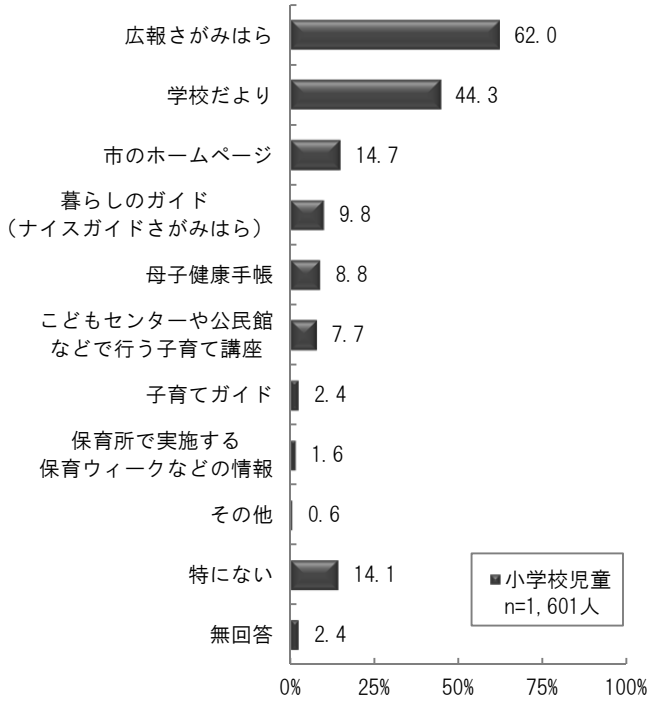

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

２　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
地域の子どもへの育成活動に参加した市民の割合【市民アンケート】	14.7%	19.8%	地域における、子どもに関する各種活動への参加状況を見る指標

※「社会生活基本調査」（総務省）の「子どもを対象とした活動」の結果をもとに、アンケート値の毎年の伸び率を参考に、目標を設定しました。

３　施策の方向と具体的な事業

（１）計画の実施状況を市民との協働により把握、点検するための機関の運営

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される機関を運営し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、市民の意見を計画の推進に反映させます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
420	子ども・子育て支援事業計画の進行管理						公募市民や学識経験者、関係団体等で構成される「子ども・子育て会議」において、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行う。

（２）事業等の質の確保・評価をするためのしくみづくり

安心して教育・保育等のサービスを選択し利用するためには、教育・保育の質の確保・向上への取組は欠かせません。事業等の質の確保・向上を図るため、巡回指導、相談、第三者評価の受審の促進等の環境整備を進めていきます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
421	学校評議員制度の推進						学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して子どもの健やかな成長を図るとともに、特色ある教育活動を展開できるよう「学校評議員」を置く。
422	認定こども園・幼稚園・保育所における外部評価の推進						保育内容の充実と利用者の施設選択に資するため、認定こども園・幼稚園・保育所における外部評価の受審を推進する。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
423	児童福祉施設等のサービス評価の促進						児童福祉施設等が適切な施設の運営を確保するため、第三者機関によるサービス評価を受ける場合に必要な支援を行う。
424	児童福祉施設等指導監査の実施						児童福祉施設等の運営が、法令等に違反することなく適正に実施されているかを監査・監督し、指導するとともに、必要な指導助言を行う。
425	学校評価ガイドラインに基づく学校評価の実施						各学校が学校評価の結果を説明し、公表することにより、自己改善に努め、保護者・地域住民から教育活動への参加・協力を得て信頼される開かれた学校づくりを進めるため、本市が策定したガイドラインに基づき、学校関係者評価等を実施する。
426	学校環境衛生検査等の実施						学校教育の円滑な実施とその成果を確保するため、学校保健安全法の学校環境衛生基準により、教室の換気及び保温等、採光及び照明、飲料水、プール水の検査等を実施し、良好な環境の維持に努める。

（３）子育てに関する情報の提供

子育て関連情報を紹介するため、様々な情報媒体やあらゆる機会を通して、情報の提供に努めます。また、多様な子育て支援に関する情報が適切に届き、サービスの利用につなぐことができるよう体制の充実を図ります。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
427	子どもに関する相談等について一元的に応じる組織等の充実						子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談、療育相談、児童虐待防止対策、保育所入所、各種手当等について一元的に対応するとともに、内容に応じて児童相談所等のより高い専門性を有する関係機関と適切に連携し、相談から支援までの一貫した体制の充実を図る。（再掲№28・207）
428	すくすく保育アテンダントの配置						利用者の状況をすくすく保育アテンダントがきめ細かく伺うことにより、適切な保育サービスの利用につなげる。（再掲№40・342）
429	育児情報提供環境の充実						子育て家庭がいつでもわかりやすく子育てに関する情報の取得ができるよう市ホームページの充実を図る。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
430	広報誌「てんとうむし」の発行						広報誌「てんとうむし」を通じて、青少年の問題行動への対応の仕方や予防的な取組の在り方等について、広く市民や学校関係者の啓発を図る。
431	ブックリストの配布						赤ちゃんへの絵本の読み聞かせの意義や効用等とともに、絵本を紹介した「赤ちゃんのためのブックリスト」を「子育てガイド」に盛り込み、母子健康手帳交付時等に配布する。
432	「子育てガイド」の発行						子育て家庭を支援するため、妊娠から出産までの母子の医療・健康に関する情報から各種の手当・助成制度、子どもの遊び場、地域での子育て支援、育児相談の情報等を一元的に掲載した「子育てガイド」を発行する。
433	「福祉のしおり」の発行						障害のある人及びその家族等への情報提供のため、相談窓口や福祉・医療・療育等の情報を掲載した「福祉のしおり」を発行する。（再掲№257）

（4）地域の支え合いとネットワークのしくみづくり

子どもの健やかな育ちを身近な地域で支えるため、ボランティア、ＮＰＯ法人、幼稚園・保育所・学校、行政等を含めた子どもに関わる関係者が連携し、地域の子育て支援のネットワークづくりに取り組みます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
434	地域子育て支援事業の推進						子育て支援に関わる人材・団体等のネットワークの構築や子育て支援研修会の開催、子育ての当事者を対象にした講演会の開催等により、地域活動の活性化及び子育てに対する不安感・負担感の軽減を図る。（再掲№364）
435	子育て広場の連携の強化						市内で実施している子育て広場に携わる団体やスタッフと行政の連携を図る。
436	こどもセンター、児童館、児童クラブ運営体制の充実						こどもセンター、児童館及び児童クラブの運営に当たっては、運営委員会に利用者が参加するなどにより、利用者の意見を反映した運営を進める。（再掲№94）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
437	認定こども園・幼稚園・保育所・小学校の連携の推進						小学校教諭の幼稚園派遣研修講座の継続実施並びに認定こども園、幼稚園及び保育所の園児・児童や職員の交流を推進するとともに、幼・保・小の連携推進のための体制づくりについて検討し、実施する。（再掲№62）
438	地域若者サポートステーション事業の実施						若者支援機関、民間支援団体等から構成されるネットワークを構築し、若者がかかえる様々な課題に、その時々に応じた支援を行い、若者の職業的自立を促進する。（再掲№309）

（５）企業との連携

企業との連携により子育て支援の充実を図るとともに、子育て支援に参画しやすいしくみづくりを進めます。

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
439	子育てと仕事の両立のための広報、啓発、情報提供						商工会議所や勤労者福祉サービスセンター等の協力を得て、広報誌やインターネット等各機関の情報媒体を活用し、子育てと仕事の両立支援に向けた広報・啓発を行う。（再掲№341・346）
440	さがみはら子ども・青年アントレプレナー体験事業の推進						「会社設立から決算まで」の経済の擬似体験のプロセスを通じて、子どもたちが「失敗を恐れずに挑戦する心」、「自分の考えで行動できる力」、「お金の大切さ」等を学ぶため、体験事業を行う。事業の構想から運営をインターンシップの大学生が行う。（再掲№142）
441	中学生職場体験支援事業						中学校が地域における長期職場体験を実施し、勤労の喜びや厳しさを体験しながら、自己を見つめ直したり、おとなの知恵やたくましさを学んだりすることで、勤労観・職業観の育成を図る。（再掲№143）
442	高校生インターンシップ（就業体験）の支援						「高校生インターンシップ連絡会議」への支援等、高校や企業、商工会議所等の関係機関と連携し、高校生の円滑なインターンシップ活動を促進する。（再掲№144）
443	こども110番の家の設置						子どもが痴漢やつきまとい行為の被害を受けたり、受けそうになった時に、安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により実施する。（再掲№386）
444	走るこども110番の家の設置						市公用車や民間の車両に「こども110番の家」の機能を持たせ、子どもの安全の確保及び犯罪の未然防止を図る。（再掲№387）

	事業名	実施年度					事業概要
		H27	28	29	30	31	
445	企業・大学等スポーツネットワーク事業の推進						地域の企業・大学と連携したスポーツセミナーの開催等により、地域のスポーツ資源を活用し、魅力的で質の高いスポーツ環境づくりを進める。（再掲№119）
446	「市民・行政協働運営型市民ファンド」の運営						市民や企業からの寄付金及び市からの負担金を原資とする「市民・行政協働運営型市民ファンドゆめの芽」の運営を通して、市民活動団体が行う子育て支援活動等の社会貢献活動を支援する。（再掲№368）
447	事業所内保育事業の促進						地域の受入枠を確保する事業所内保育事業の実施の促進を図る。（再掲№336・347）

合計 354 事業（再掲分を除く。）

第３章

計画の推進

第３章　計画の推進

１　計画の推進

子ども・子育て支援新制度における教育・保育、地域子育て支援事業の整備及び次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する施策事業は、福祉、保健、医療、教育、商工労働、まちづくりなど広範囲にわたり、それぞれが連携をとりながら基本理念に沿った事業を展開することが必要です。

また、若者の自立や子どもの貧困といった新たな課題に対する施策には、学校との連携は不可欠です。

計画の着実な実行を促し、その目標を達成するためには、共通の課題意識を持ち、横断的に取り組んでいくことが大切です。

また、この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備することを目的としています。

このため、市民と行政が協働で、責任をともにする市民参画のまちづくりを進め、市民一人ひとりが次世代育成支援への関心を高めるとともに、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政等がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

＜市民の役割＞

子ども・若者は地域に明るさと喜びをもたらし、将来の相模原市に新たな活力を生み出す頼もしい存在であるという認識のもと、市民一人ひとりが子育てや子ども・若者の育ちや自立に関心を持ち、支えていくことが求められています。

＜家庭の役割＞

家庭は子どもが生まれ育つ基本的な場です。保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭が子どもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識しなければなりません。

この認識のもと、子どもの思いやりや自主性、責任感等を育むよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。

また、家庭において女性に子育てや家事の負担が偏らないよう、男性の積極的な参加が求められています。

＜子どもに関わる施設の役割＞

認定こども園や幼稚園、保育所、学校等は、子どもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場であり、また、集団生活を通して社会の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。

すべての子どもの声に耳を傾け、その存在をありのままに受け入れ、一人ひとりの個性を大切にした関わりが求められています。

子どもが学び育つ場として、家族や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じ、心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めることが必要です。

＜地域の役割＞

地域社会は、地域に住むすべての人が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。

子どもは、地域社会との関わりの中で社会性を身に付けて成長していきます。しかし、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、子どもや子育て家庭が地域の人々と交流する場が減ってきています。

こうしたことから、すべての子どもが健全に成長できるよう、子育てのための相互支援活動への積極的な取組等、子育て家庭を地域ぐるみで応援していくことが大切です。

＜企業の役割＞

共働き世帯が増加する中、企業が子育て支援で担う役割も増大しています。

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されるとともに、地域社会の一員として、より一層の貢献と参画に努めることが求められています。

＜行政の役割＞

市は、この計画の内容を広く市民に周知するとともに、施策・事業の実施主体として庁内の横断的な体制で保育・母子保健・学校教育等に取り組むことが必要です。さらに、関係機関・団体等との連携のもと、地域の子育て支援、家庭教育に対する支援をきめ細かく展開していきます。

２　計画の進行管理

５年という短期間に実効性のある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究等を行います。

また、計画の進行状況を定期的に「相模原市子ども・子育て会議」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

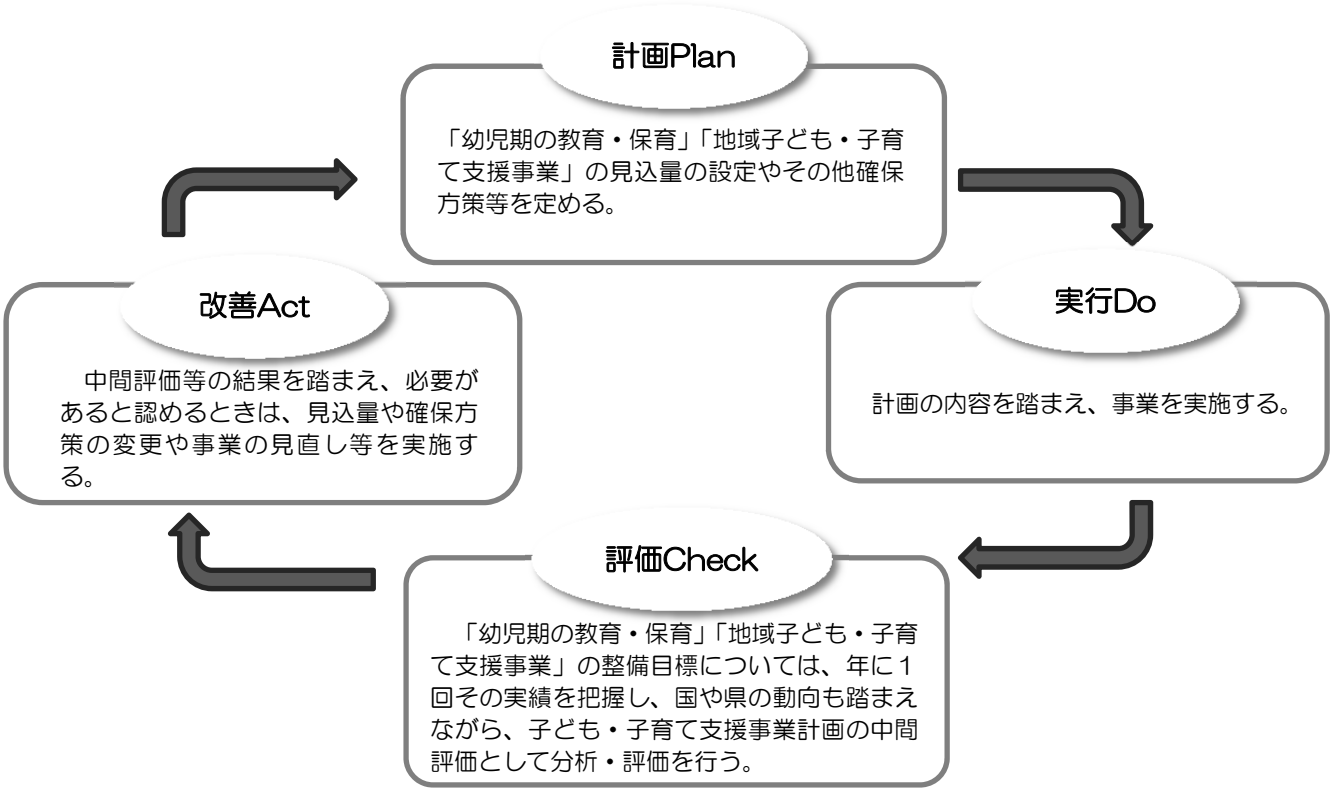

３　計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

第３部　個別計画

相模原市幼稚園教育振興プログラム

相模原市幼稚園教育振興プログラム

1　計画の基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

これまで本市における幼児教育は、私立幼稚園がその中核を担い、各幼稚園では、それぞれの建学の精神に基づく幼稚園教育と、地域における子育て支援に積極的に取り組んできました。

本市では、平成 17 年３月に相模原市幼稚園教育振興プログラムを策定し、本市と私立幼稚園が連携して取り組む施策を作成しました。

平成 22 年にはこのプログラムを改定するとともに、相模原市次世代育成支援行動計画の中の個別計画としても位置付けました。

平成 27 年４月からの「子ども・子育て支援新制度」のスタートに当たり、本市では「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

新制度においては、現行のまま私学助成を受ける私立幼稚園として運営を継続する園、新制度に移行し、施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園として運営する園というように、複雑に分かれることになりました。

このように複雑な環境におかれた私立幼稚園と本市が連携して取り組むため、「子ども・子育て支援事業計画」の個別計画として、改めて「相模原市幼稚園教育振興プログラム」を作成し、基本目標を設けて施策を体系付け、計画的に幼児教育に関する事業を推進するものとしました。

（2）計画の位置付け

このプログラムは、「相模原市子ども・子育て支援事業計画」の一領域を構成する個別計画として位置付けます。また、「相模原市教育振興計画」との整合を図ります。

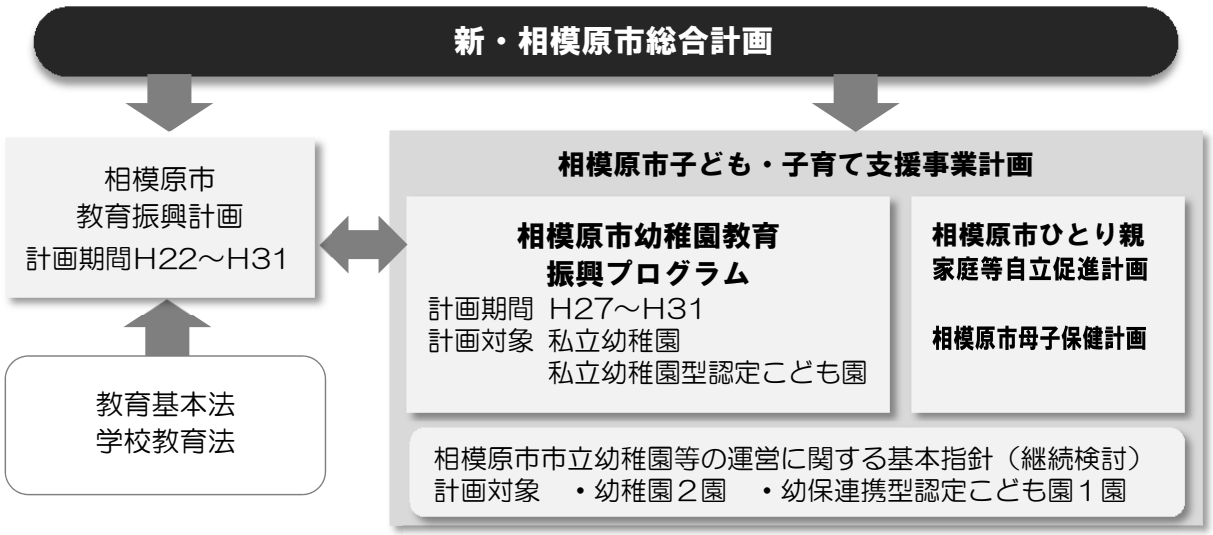

（３）計画の期間

計画期間は、相模原市子ども・子育て支援事業計画と同様に平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間とします。

（４）本プログラムを推進する主体

①私学助成を受ける幼稚園
②子ども・子育て支援新制度における
・施設型給付を受ける私立幼稚園
・私立幼稚園型認定こども園

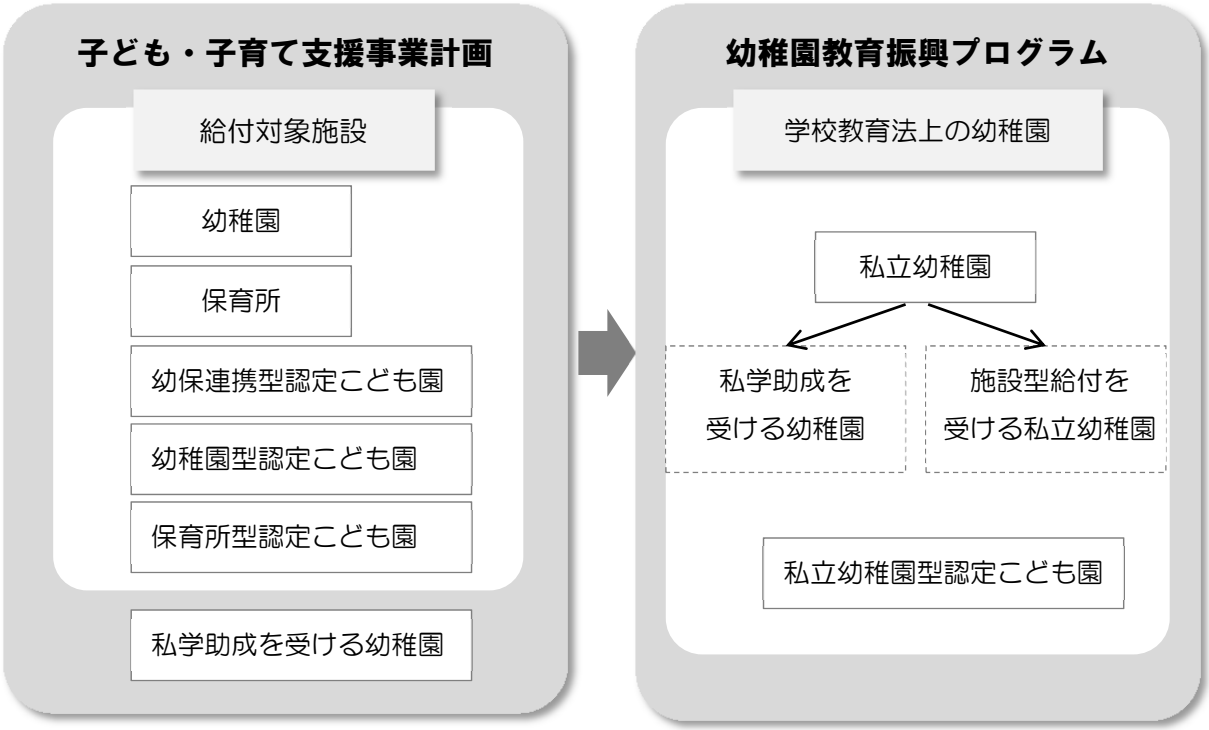

（５）体系図

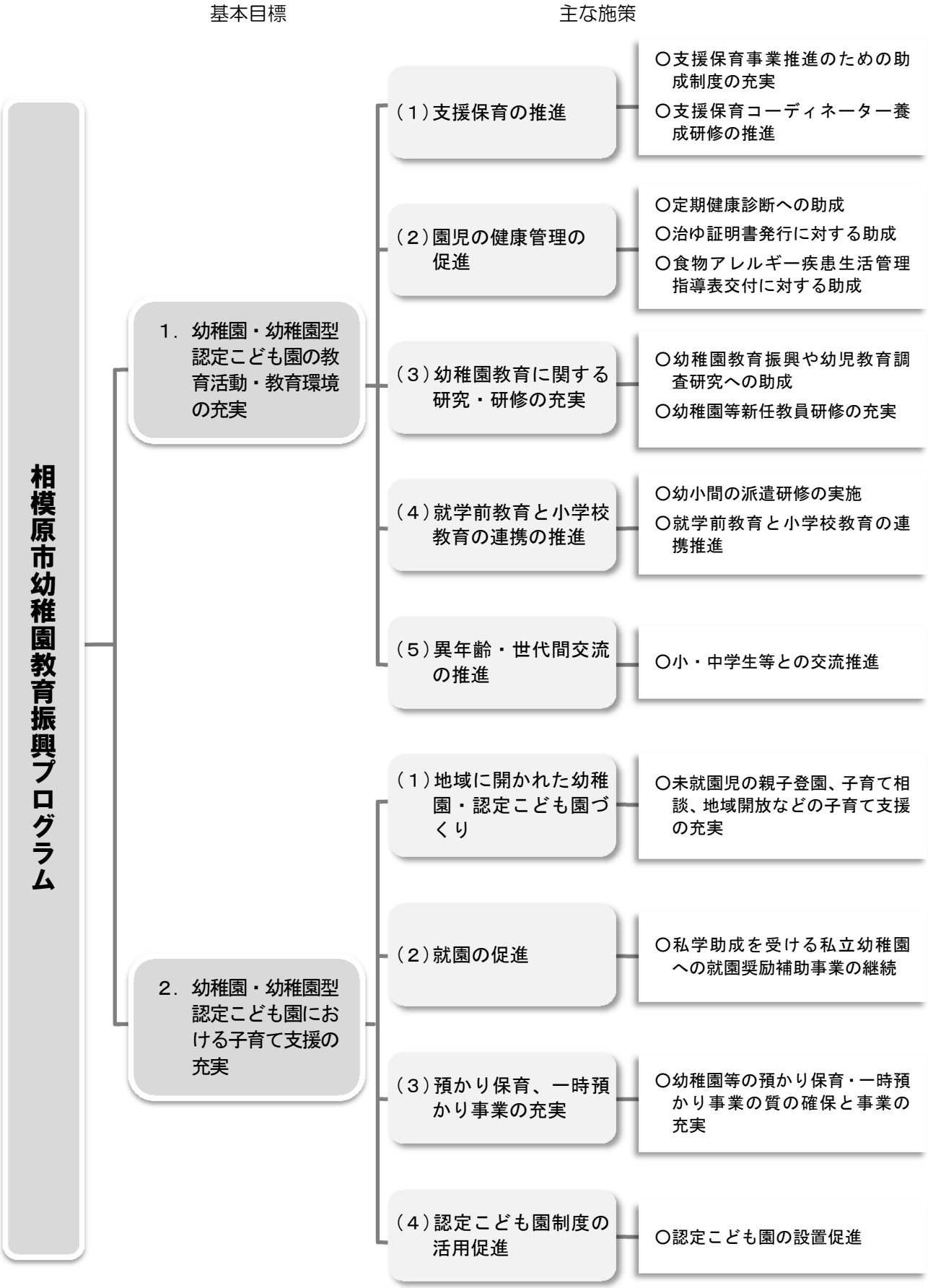
基本目標
主な施策
相模原市幼稚園教育振興プログラム
1．幼稚園・幼稚園型認定こども園の教育活動・教育環境の充実
（１）支援保育の推進
○支援保育事業推進のための助成制度の充実
○支援保育コーディネーター養成研修の推進
（２）園児の健康管理の促進
○定期健康診断への助成
○治ゆ証明書発行に対する助成
○食物アレルギー疾患生活管理指導表交付に対する助成
（３）幼稚園教育に関する研究・研修の充実
○幼稚園教育振興や幼児教育調査研究への助成
○幼稚園等新任教員研修の充実
（４）就学前教育と小学校教育の連携の推進
○幼小間の派遣研修の実施
○就学前教育と小学校教育の連携推進
（５）異年齢・世代間交流の推進
○小・中学生等との交流推進
2．幼稚園・幼稚園型認定こども園における子育て支援の充実
（１）地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり
○未就園児の親子登園、子育て相談、地域開放などの子育て支援の充実
（２）就園の促進
○私学助成を受ける私立幼稚園への就園奨励補助事業の継続
（３）預かり保育、一時預かり事業の充実
○幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の質の確保と事業の充実
（４）認定こども園制度の活用促進
○認定こども園の設置促進

２　事業計画

基本目標１　幼稚園・幼稚園型認定こども園の教育活動・教育環境の充実

幼稚園・幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園等」といいます。）の教育活動や教育環境の充実、支援を必要とする幼児に対するきめ細かな対応等に向けた施策を推進することにより、充実した幼児教育の提供を進めます。

（１）支援保育の推進

本市では、各園での支援保育を推進するため、平成 24 年度より「支援保育制度」をスタートしました。この制度では、発達に障害のある園児だけでなく、生活上適切な配慮が必要な園児に対し、幼稚園等の集団の中で、通常の保育に加え、人的又は環境的に配慮した支援保育を実施する幼稚園等に対し、助成制度を設けその推進を図ってきました。

また、教育の処遇の水準をさらに向上させるために、各園に支援保育コーディネーターを設置し、コーディネーターの資質向上を目指して養成研修を実施しています。また、必要な園に対しては、巡回相談を実施してきました。

今後さらに、幼稚園等・家庭・市・専門機関等が密接な連携を図りながら、園児一人ひとりの発達に合わせた支援の充実に努めていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
1	支援保育の推進	継続	→	→	→	→	支援保育を行う幼稚園等に対する助成制度等の充実を図る。
		継続	→	→	→	→	園児一人ひとりの発達に合わせた支援が図られるよう、支援保育コーディネーターに対する養成研修を推進する。

（２）園児の健康管理の促進

園児が健やかに成長することは、すべての保護者や園の教職員等の願いであり、健康管理は幼稚園等の教育の基本となるものです。

園児の健康の保持増進を図り幼稚園等での生活が円滑に営まれるよう、幼稚園等では、学校保健安全法に基づき定期的に健康診断を実施しており、市は、この健康診断事業に対し助成制度を設け、健康管理の促進を図っています。

また、同法に定められた特定の感染症の拡大を防ぐため、医療機関による治ゆ証明書の発行に対しても、助成を行っています。

また、食物アレルギー対応として、必要に応じて保護者に生活管理指導表を作成していただき、これにかかる交付手数料の助成を行っています。

これらの助成制度の充実を図ることにより、園児の健康の保持増進に努めていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
2	園児の健康管理の促進	実施	→	→	→	→	園児の定期健康診断及び歯科健康診断に対する助成を実施する。
		継続	→	→	→	→	治ゆ証明書発行に対する助成制度を実施する。
		継続	→	→	→	→	生活管理指導表交付手数料の助成を実施する。

（３）幼稚園教育に関する研究・研修の充実

急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、幼稚園等を取り巻く急速な環境の変化や、子育て相談や預かり保育の実施等、保護者のニーズが多様化する中、幼稚園等では教育内容の充実や教員の資質向上に向けた積極的な取組が行われています。

市は、こうした取組を支援するため、幼稚園等や幼稚園団体が取り組む教育研究や研修経費等への助成制度を設けてきました。

また、新任の幼稚園教諭を対象とした「幼稚園等新任教員研修」を、本市の幼稚園教育の実情に合わせながらより充実させていくなど、今後も、園児一人ひとりの発達の課題に即した適切な指導が行われるよう、幼児教育の研究･研修の充実に向けた取組に対する支援を行っていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
3	幼稚園等の教育に関する研究の充実	継続	→	→	→	→	幼稚園教育振興や幼稚園団体の幼児教育調査研究の補助事業を実施する。
4	幼稚園等新任教員研修の充実	継続	→	→	→	→	幼稚園等新任教員を対象とした研修を実施する。

（４）就学前教育と小学校教育の連携の推進

子どもが健やかに成長・発達するためには、就学前教育と小学校教育との連携をさらに進める必要があります。

本市では、就学前教育と小学校教育の連携について、平成 22 年に「幼・保・小連携推進研究協議会」を設置し、連携についての研究協議を進め、平成 25 年には新たに「幼・保・小連携推進協議会」を設置し、さらに連携推進について、協議を進めています。

こうした中で、幼稚園団体の協力により、小学校教諭の幼稚園派遣研修等を実施してきました。

各地域の個々の幼稚園等と小学校では、園児と児童や教員同士の交流の取組も行われています。

今後も、これまでの幼稚園等と小学校の連携を推進するとともに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を目的として、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実に向けた取組を進めていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
5	幼小間の派遣研修の実施	継続	→	→	→	→	小学校教諭の幼稚園派遣研修を継続して実施する。
		調査・検討・実施					幼稚園教諭の小学校への派遣研修について調査・検討する。
6	就学前教育と小学校教育の連携の推進	実施	→	→	→	→	就学前教育と小学校教育の連携の拡充を図る。

（５）異年齢・世代間交流の推進

少子化や人間関係の希薄化等により、子どもにとって保護者や通園先の園児以外との関わりが得にくい状況となっています。

こうした中で、幼・保・小・中の連携や交流を通して、同じ園の友達や先生だけでなく、いろいろな人との交流も大切になってきました。

現在、市内の小学校では、生活科や総合的な学習の時間等で、中学校では、家庭科や職場体験等で幼稚園等との交流を実施しています。

異年齢の子どもと関わる中で、あたたかな人間関係の基礎を培うものとなるので、今後もこうした異年齢・世代間交流の推進に努めていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
7	異年齢･世代間交流の推進	継続	→	→	→	→	小学校の生活科や中学校の職場体験等で行う幼稚園等との交流やその他各種交流事業の実施を推進する。

基本目標２　幼稚園・幼稚園型認定こども園における子育て支援の充実

幼稚園等の子育て相談、未就園児の親子登園等の子育て支援の充実、預かり保育事業の充実や認定こども園制度の活用を進めることにより、幼稚園等の持つ専門機能を生かしながら、就学前の子どもに対する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を進めます。

（１）地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり

市内の幼稚園等では、未就園児の親子登園、子育て相談、地域とのふれあい交流事業等を実施し、地域における子育て支援とともに、家庭教育への支援に向けた取組を進めています。

市では、このような地域における子育て支援事業に対し、平成 18 年度から助成制度を設けることにより、事業の体系化やその質の向上に努めてきました。

今後も、幼稚園等の人材や施設等を生かした地域に開かれた取組への支援を進めていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
８	地域に開かれた幼稚園・認定こども園づくり	継続	→	→	→	→	未就園児の親子登園、子育て相談、地域開放等、幼稚園等が行う地域における子育て支援の充実を図る。

（２）就園の促進

幼稚園は、幼児が集団生活の中で、豊かな体験を通じて自立への歩みを進め、人との関わり方を学び、「生きる力」を育む大切な役割を担っています。

私学助成を受ける幼稚園については、今までどおり保護者負担の軽減を図り、助成制度を継続していきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
９	就園の促進	継続	→	→	→	→	私学助成を受ける幼稚園在園児の保護者の負担軽減を図り、幼稚園への就園を奨励するため助成制度を継続する。

（３）預かり保育・一時預かり事業の充実

幼稚園等の預かり保育及び一時預かり事業は、子どもを安全に友達と遊ばせたい、子どもを一時的に預けてリフレッシュしたい、あるいは、保護者の就労のため夕方まで保育をしてほしいなどの多様なニーズに応える子育て支援策として、１日４時間を標準とする幼稚園等の教育時間の前後や長期休業期間中等において保護者の希望によって保育を行うもので、市内私立幼稚園等で実施されてきました。

市では、今後も教育・保育ニーズを踏まえながら、預かり保育・一時預かり事業の推進やその質の向上に向けた取組を進めていきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
10	幼稚園等の預かり保育•一時預かり事業の充実	継続	→	→	→	→	幼稚園等の預かり保育・一時預かり事業の質の確保と事業の充実を図る。

（４）認定こども園制度の活用促進

認定こども園とは、幼稚園・保育所のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）と、地域における子育て支援を行う機能を備える施設をいいます。

本市の私立幼稚園では、これまでも預かり保育の充実や地域における子育て支援に積極的に取り組んできた実績があります。

このような私立幼稚園の取組を踏まえながら、保育の必要な子どものための保育時間を確保していくなど、幼稚園が保育所機能を備えた認定こども園の設置・運営を促進していきます。

	具体的施策	実施年度					内　　容
		H27	28	29	30	31	
11	認定こども園の設置促進	検討					認定こども園の設置を促進するため、保育所機能の充実のための助成を行う。

相模原市ひとり親家庭等自立促進計画

相模原市ひとり親家庭等自立促進計画

1　計画策定の概要

（1）計画策定の趣旨

国においては母子家庭等施策の抜本的な見直しを行い、平成 14 年 11 月に母子及び寡婦福祉法の一部を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制の整備を進めることとしました。この中で、母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」が定められ、地方公共団体において、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、実施することが求められました。

平成 26 年には、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法等が一部改正されることとなりました。次世代育成新対策推進法は有効期限が 10 年間延長され、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例認定制度が創設されます。さらに、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、「子どもの貧困」対策にも資するよう、母子家庭、寡婦に加え父子家庭に対する支援を拡充し、法律名も平成 26 年 10 月より「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

本市においては、平成 22 年３月に策定した「相模原市次世代育成支援行動計画（さがみはら　いきいき親子　応援プラン）後期計画」の中で様々な家庭の状況に応じた支援の充実として、母子家庭や父子家庭、いわゆるひとり親家庭や寡婦を対象とした「ひとり親家庭等の自立に向けた支援」を施策にとり入れ、実施してきました。

ひとり親家庭等の現状を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、引き続き自立支援に向けて各種施策を総合的かつ計画的に展開する必要があることから、「相模原市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

（2）計画の位置付け

相模原市子ども・子育て支援事業計画の個別計画

（3）計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの５年間

２　ひとり親家庭等の現状と課題

（１）ひとり親家庭の推移

母子世帯数、父子世帯数ともに増加傾向にあり、平成 22 年には母子世帯 3,755 世帯、父子世帯 549 世帯となっています。

児童扶養手当受給世帯も増加傾向にあり、全世帯の約 2%となっています。

図表　母子世帯と父子世帯数の推移（本市）

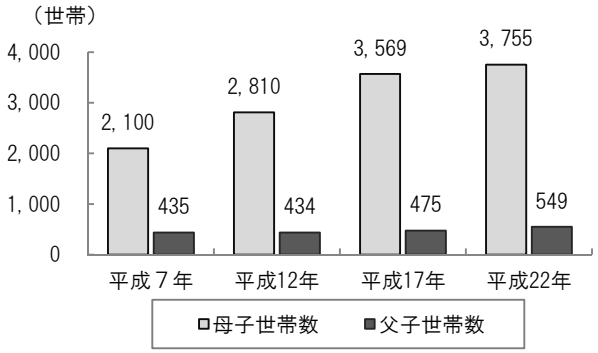

※母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

資料：国勢調査

図表　児童扶養手当受給世帯の推移（本市）

単位：世帯

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
全世帯数	292,551	296,789	299,634	304,177	307,300	309,946
児童扶養手当受給世帯数	5,696	5,789	6,095	6,205	6,272	6,300
割合	1.95%	1.95%	2.03%	2.04%	2.04%	2.03%

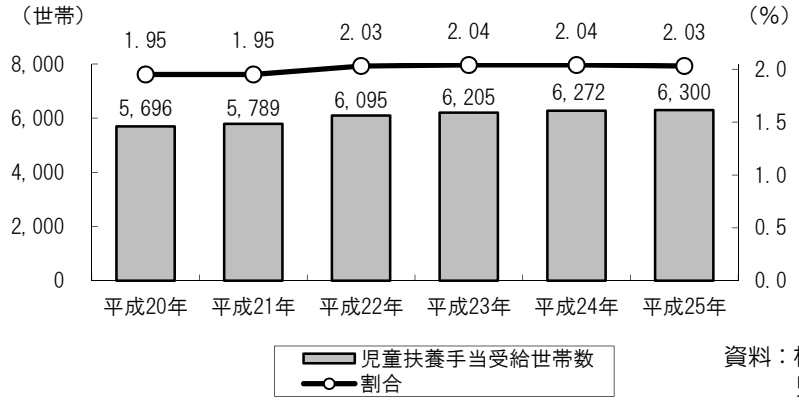

資料：相模原市　全世帯数は各年４月１日現在、
児童扶養手当受給世帯は各年３月末現在

（２）子どもの貧困率

「平成 25 年国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」（17 歳以下）は、上昇傾向にあり、平成 24 年には 16.3%、子どもがいる現役世帯の貧困率は、15.1%となっています。子どもがいる現役世帯のうち、「大人が１人」の世帯の貧困率は 54.6%、「大人が２人以上」の世帯の貧困率は 12.4%で、大人が１人の世帯の貧困率は、非常に高い水準となっています。

図表　子どもの貧困率（全国）

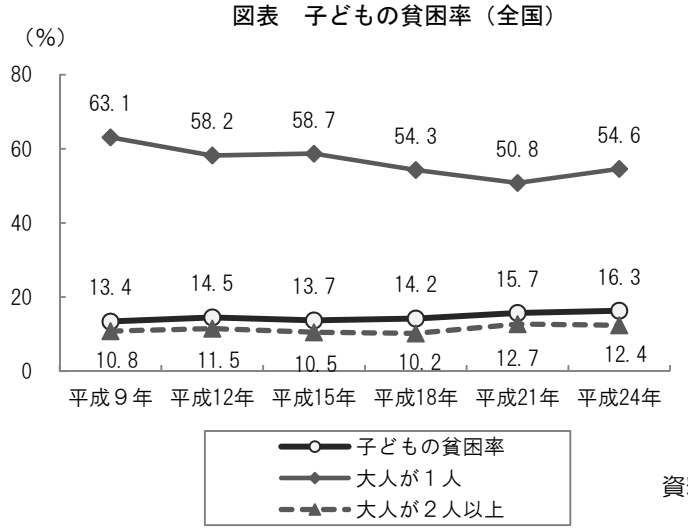

※子どもの貧困率
平成24年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は122万円となっており、貧困線に満たない世帯で暮らす17歳以下の割合をいいます。
※子どもがいる現役世帯
世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯をいいます。

資料：厚生労働省　平成 25 年国民生活基礎調査

（３）アンケート調査結果からの現状と課題

相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果からみたひとり親家庭の現状と課題は次のとおりです。

① ひとり親家庭になった理由

ひとり親家庭になった理由は「離婚」が約９割を占めています。

図表　ひとり親になった理由

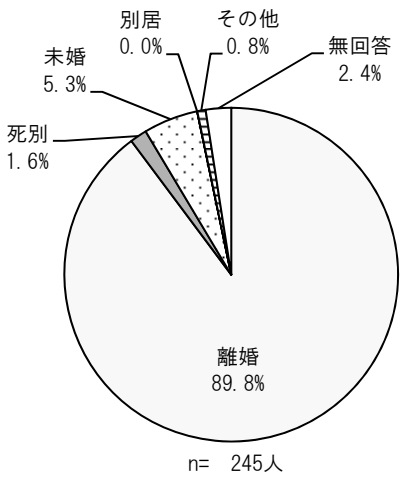

資料：相模原市平成 25 年度子ども・
子育て支援に関するアンケート調査

② 本人及び世帯の年収

回答者の年収は「100 万～150 万円未満」（20.4%）が最も多く、次いで「150 万～200 万円未満」（17.1%）、「100 万円未満」（15.9%）となっています。

同居世帯全体（回答者含む）の年収は「150 万～200 万円未満」（10.6%）、「100 万～150 万円未満」（9.8%）、「200 万～250 万円未満」（9.0%）となっています。

図表　回答者の年収

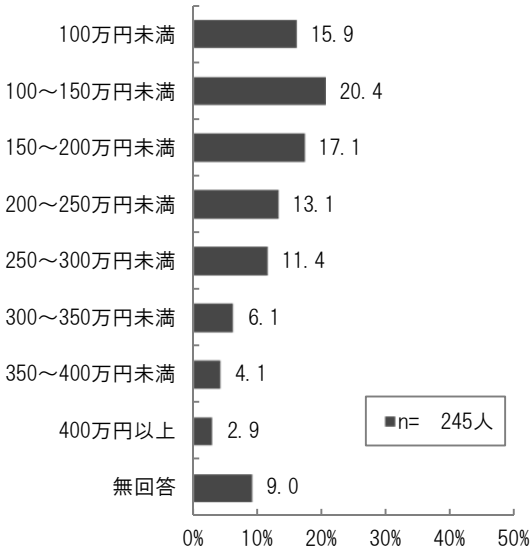

図表　同居世帯全体（回答者含む）の年収

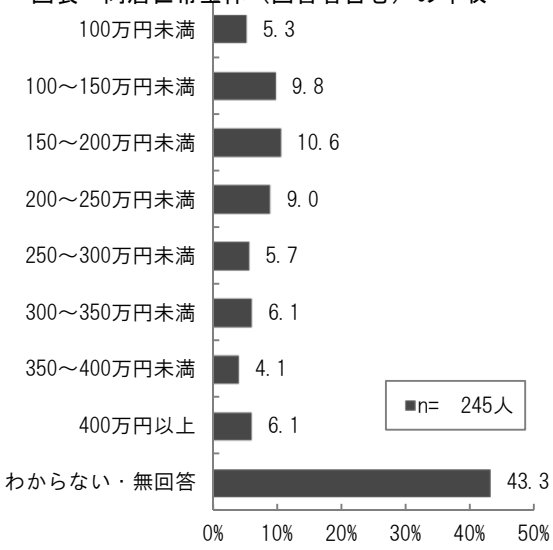

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

③ 家庭を維持するための年収増額

家庭を普通に無理なく維持するために理想とする世帯の年収増額は「100 万～120 万円未満位」（27.8%）が最も多く、次いで「50 万～70 万円未満」（22.9%）となっています。

図表　家庭を普通に無理なく維持するために理想とする世帯の年収増額

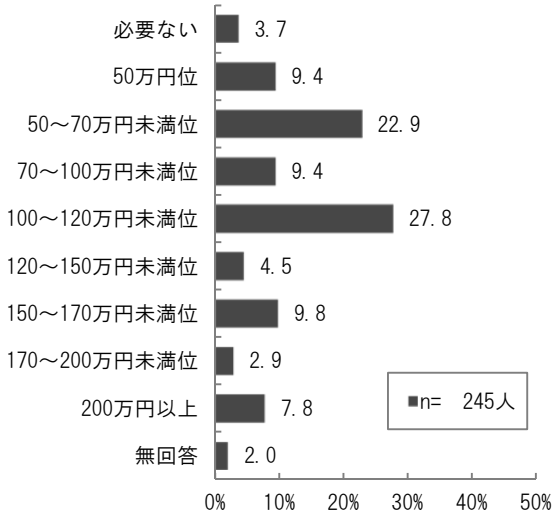

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

④ 養育費の取り決めについて

子どもの養育費についての取り決めは、「取り決めをしていない」（49.0%）、「取り決めをしている」（47.3%）となっています。

養育費の支払い状況は「約束どおり支払われている」（36.2%）、「支払われていない」（35.3%）、「支払われているが滞ることがある」（21.6%）となっています。

図表　子どもの養育費についての取り決め

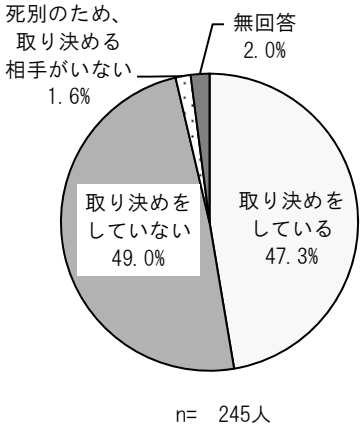

図表　養育費の支支払い状況

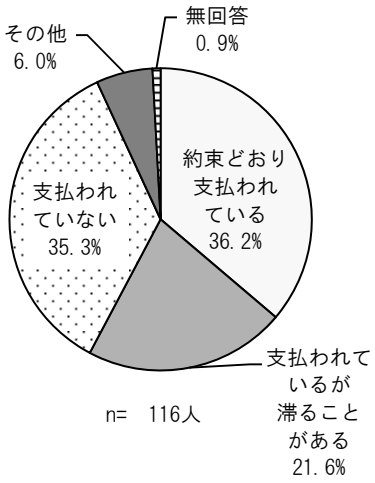

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

⑤ 無料の法律相談について

離婚や養育費、相続等に関する無料の法律相談があることを「知っている」（57.6%）、「知らなかった」（39.2%）となっています。

今後の利用意向は、「すぐにでも利用したい」（4.1%）、「必要なときは、利用したい」（60.8%）となっています。

図表　無料の法律相談があることの認知

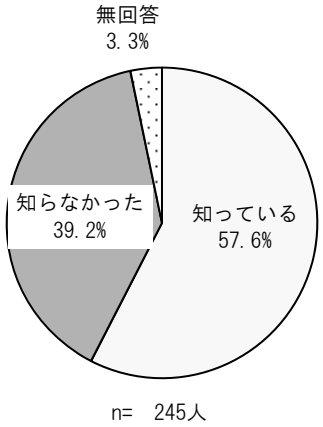

図表　今後の利用意向

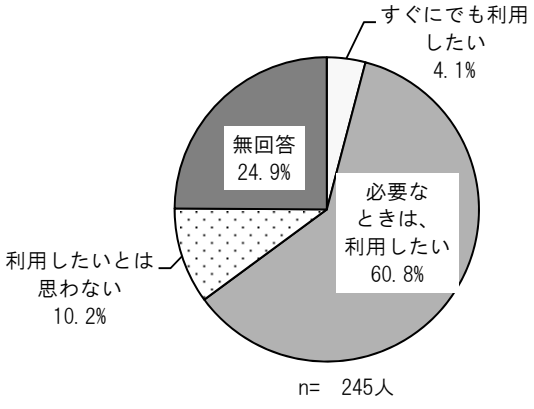

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

⑥ ひとり親家庭になって困ったこと、悩んだこと

ひとり親家庭になったときに、困ったこと、悩んだことは「生活費や子どもの養育費（教育費など）が不足して困った」（65.3%）が最も多く、次いで「子どものしつけで悩んだ」（34.3%）となっています。

図表　ひとり親家庭になったときに、困ったこと、悩んだこと（上位７項目）

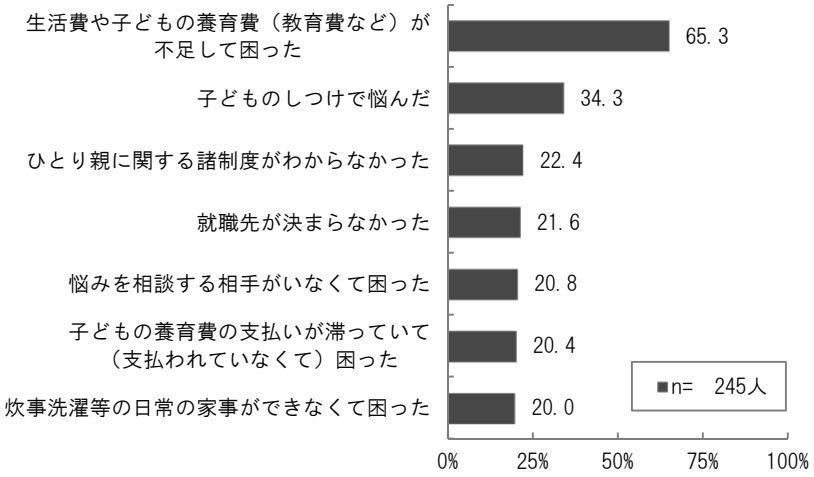

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

⑦ 相談できる人の有無

現在、困ったことや悩んでいることを相談できる人の有無は「いる」（76.3%）「いない」（22.4%）となっており、就学前児童では気軽に相談できる人（場所）が「いない/ない」（6.5%）となっています。

図表　困ったことや悩んでいることを相談できる人の有無

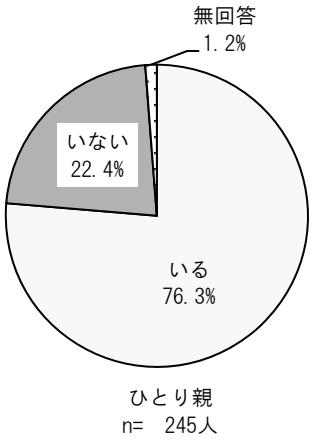

図表　気軽に相談できる人/場所の有無

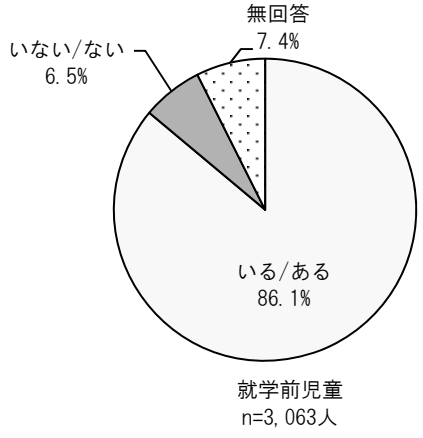

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

⑧ 就労の状況

就労状況は、「常勤（フルタイム）」（42.4%）、「パートタイム、アルバイト等」（21.6%）となっています。パートタイム・アルバイト等の人でフルタイム転換希望がある割合は約７割、未就労の人で「すぐに働きたい」割合は 75.0%となっています。

図表　就労状況

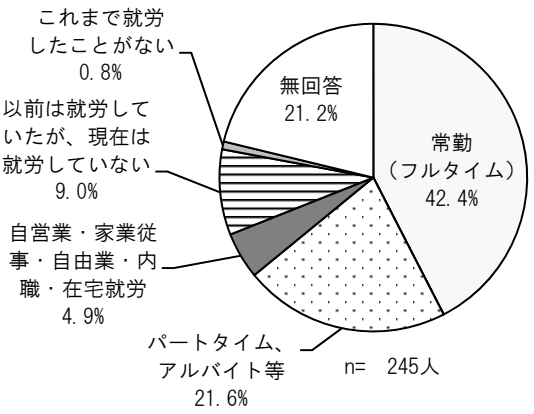

図表　パートタイム、アルバイト等の人のフルタイムへの転換希望

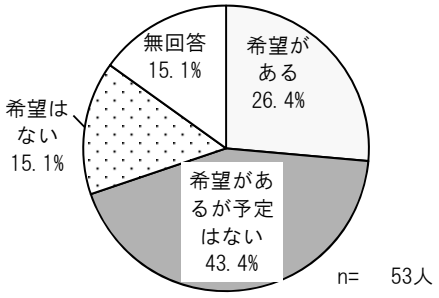

図表　未就労の人の就労希望

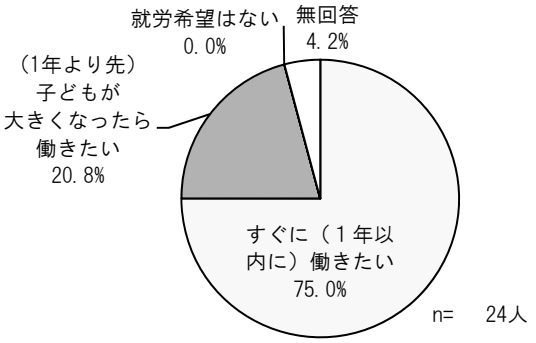

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

⑨ 就職や仕事のために、行政から望む支援

就職や仕事のために、行政から望む支援は、「訓練受講などに際し、経済的援助が受けられること」（34.7%）、「長期（2 年以上）に渡って資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をすること」（31.0%）、「就職のための資格・技能を取得する講習会等の受講費用を援助すること」（28.6%）、「技能講習、職業訓練などの機会が増えること」（20.4%）となっています。

図表　就職や仕事のために、行政から望む支援（上位７項目）

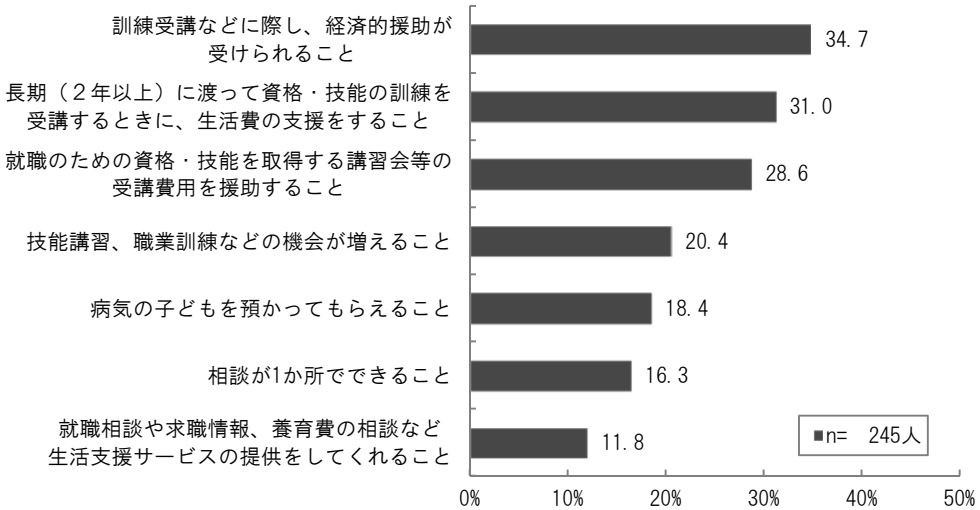

資料：相模原市平成 25 年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査

（４）ひとり親家庭の課題

全国的な傾向として、離婚や家族形態の多様化に伴い、ひとり親家庭が増加しており、子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面する場合があります。

特に母子家庭の母の多くは、就労しているのにもかかわらず、低賃金や不安定な雇用条件等におかれている場合も多く、一般世帯に比べ低水準の年収にとどまっているのが現状であり、非正規雇用が増加している昨今の社会情勢は、就労面からも母子家庭の生活に大きな影響を与えることとなります。

このような中、母子家庭においては、子育てをしながらより良い条件で就業し、経済的に自立できることが、母親にとっても、子どもの成長にとっても重要であり、これまで以上に自立支援策の充実が求められています。父子家庭においても、子育てを中心とした日常生活面での支援が重要となっていますが、雇用の不安定化の中、母子家庭の母と同様に就業支援策の充実が求められています。

また、無料の法律相談があることを知らない人が４割近くおり、悩み等の相談相手がいない人も２割を超えていることから、情報提供及び相談体制の充実が望まれます。

３　計画策定に当たっての基本的な考え方

（１）子育てや生活への支援

ひとり親家庭が自立するためには、安心して子育てと仕事の両立ができるよう支援することが重要なことから、保育所や児童クラブの入所・入会の選考基準・審査基準において加点する制度、子どもの養育や健康面等の悩みを話し合う場を設ける「ひとり親家庭等生活向上事業」そして、病気や冠婚葬祭への出席等で一時的に子どもの育児ができないときなどに家庭生活支援員を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」については、継続して推進します。

また、母子生活支援施設では、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援しています。

今後は、父子家庭についても情報交換の場を設けることや相談体制の充実を図ります。

（２）就業への支援

ひとり親家庭の父母や寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行っています。

母子家庭の母については、就業経験がない人、専業主婦の期間が長く就職に不安がある人等を対象とした就職支援セミナーの開催を継続して実施しています。

ひとり親家庭の父母については、個々の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、それに基づき、きめ細かな支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業につい

ても継続して実施しているほか、介護職員初任者研修等の教育訓練講座の受講費用の一部を給付する事業と、生活の安定につながる看護師等の高等技能の資格取得の受講期間の生活費の負担軽減を図る支援事業を継続して実施します。

また、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行います。

（３）養育費確保への支援

ひとり親家庭に対する制度をまとめた、「福祉のてびき」等により広報・啓発活動を実施します。各区のこども家庭相談員に対し、養育費に関する研修を実施し、相談・情報提供体制を充実します。

（４）経済的支援

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭及び寡婦家庭に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付け並びにひとり親家庭に対する医療費の助成を引き続き行います。ひとり親家庭のうち、死別、離婚等のひとり親家庭には、市・県民税、所得税の寡婦（夫）控除が適用されていますが、非婚のひとり親家庭には適用されていないため、申請により保育料等に寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。

（５）相談体制・情報提供

ひとり親家庭がかかえる課題は多岐に亘っているため、各家庭の実情を把握・整理し、適切な支援メニューにつなげる必要があります。

「福祉のてびき」やインターネットの活用により、支援施策や制度の周知を図るとともに、関係機関との連携により、国・県を含めた行政サービスの効果的な情報提供を実施します。

また、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや養育費についての相談体制を充実します。

４　相模原市ひとり親家庭等自立促進計画体系図

相模原市ひとり親家庭等自立促進計画

１．子育てや生活への支援

- ○保育所等の利用調整
- ○児童クラブ入会の選考
- ○市営住宅入居者の選考
- ○ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進
- ○ひとり親家庭等生活向上事業「生活支援講習会」の開催
- ○ひとり親家庭等生活向上事業「生活情報交換会」の開催
- ○母子生活支援施設への入所
- ○就学援助費の交付
- ○ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行
- ○身元保証人確保対策事業の実施

２．就業への支援

- ○母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ○「官公庁等求人情報の提供」の実施
- ○就業促進事業「就職支援セミナー」の開催
- ○女性の就労・継続支援事業の推進
- ○自立支援教育訓練給付金の支給
- ○高等職業訓練促進給付金の支給
- ○特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書
- ○生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

３．養育費確保への支援

- ○広報・啓発活動の推進
- ○相談・情報提供体制の充実

４．経済的支援

- ○児童扶養手当の支給
- ○福祉手当の支給
- ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業の推進
- ○ひとり親家庭等の医療費の助成
- ○高校進学就職支度金の支給
- ○福祉資金貸付金利子補給交付金の支給
- ○寡婦（夫）控除のみなし適用

５．相談体制・情報提供

- ○支援制度の周知の充実
- ○母子（父子）相談の充実

５　成果指標

指　標	基準値（H25）	目標（H31）	指標の説明等
児童扶養手当の受給開始後５年経過者の就労している割合	86.6%	88.0%	就労による自立に向けた指標（児童扶養手当法第13条の３の該当者で就労している者）

※児童扶養手当法第13条の３の規定は、手当受給から５年を経過等し、求職活動を行わず、本人の障害等の理由が無く就業していない場合、支給額を２分の１にするものです。

６　支援施策の具体的計画

（１）子育てや生活への支援

	事業名	実施年度					事業概要	対象者		
		H27	28	29	30	31		母子	父子	寡婦
1	保育所等の利用調整	継続	→	→	→	→	入所申込みをしたひとり親家庭の子どもは、利用調整選考基準に加点をして選考を行う。	○	○	
2	児童クラブ入会の選考	継続	→	→	→	→	入会申込みをしたひとり親家庭の子どもは、入会審査基準に加点をして入会選考を行う。	○	○	
3	市営住宅入居者の選考	継続	→	→	→	→	入居申込みの資格を有する子育て世帯について、入居者選考に際し、福祉的配慮として、加点を行う。	○	○	
4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭や寡婦が家族の病気や冠婚葬祭への出席等で一時的に家庭機能が低下したとき、家庭生活支援員を派遣し、手助けをする。	○	○	○
5	ひとり親家庭等生活向上事業「生活支援講習会」の開催	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭の父母や寡婦の健康や育児等の生活に役立つ様々な講習会を開催する。	○	○	○
6	ひとり親家庭等生活向上事業「生活情報交換会」の開催	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭の父母や寡婦が日常生活で直面する諸問題について、お互いに情報交換する場を設ける。	○	○	○
7	母子生活支援施設への入所	継続	→	→	→	→	生活の支援が必要と認められる配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき子どもについて、母子生活支援施設において母子保護を実施する。	○		

	事業名	実施年度					事業概要	対象者		
		H27	28	29	30	31		母子	父子	寡婦
8	身元保証人確保対策事業の実施	継続	→	→	→	→	児童養護施設、母子生活支援施設等に入所している者、里親に委託されている者等の施設等の退所後の生活に際し、社会的な自立を促進するために必要な身元保証人を確保することを目的として、被保証人の損害保険契約にかかる保険料の助成をする。	○		
9	就学援助費の交付	継続	→	→	→	→	経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学を奨励するため、学用品費や学校給食費等を交付する。	○	○	
10	ひとり親家庭等施設利用証、母子福祉入場優待証の発行	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭等施設利用証（本市）や母子福祉入場優待証（神奈川県）を発行し、施設使用料の優待を行う。	○	○	

（２）就業への支援

	事業名	実施年度					事業概要	対象者		
		H27	28	29	30	31		母子	父子	寡婦
11	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭の父母や寡婦に対し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う。	○	○	○
12	「官公庁等求人情報の提供」の実施	継続	→	→	→	→	求人情報の提供を希望するひとり親家庭の父母に国等から提供された非常勤職員やアルバイト等の求人情報を提供する。	○	○	
13	就業促進事業「就職支援セミナー」の開催	継続	→	→	→	→	母子家庭の母の就業及びキャリアアップを図るため、就業準備や転職に関するセミナーを開催する。	○		
14	女性の就労・継続支援事業の推進	継続	→	→	→	→	再就職や仕事と育児の両立を目指す人を支援するための個別キャリアカウンセリングや再就職応援セミナーなど、就業支援講座・再就職講座等を開催する。	○		
15	自立支援教育訓練給付金の支給	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭の父母が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給する。	○	○	
16	高等職業訓練促進給付金の支給	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭の父母が就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	○	○	
17	特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書の発行	継続	→	→	→	→	児童扶養手当の受給者又は同一世帯の家族が、ＪＲ通勤定期を購入する際に割引となる特定者資格証明書及び特定者用定期乗車券購入証明書を発行する。	○	○	
18	生活保護受給者等就労自立促進事業の推進	継続	→	→	→	→	生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者に対し、公共職業安定所等と連携して就労支援を行う。	○	○	

（３）養育費確保への支援

	事業名	実施年度					事業概要	対象者		
		H27	28	29	30	31		母子	父子	寡婦
19	広報・啓発活動の推進	継続	→	→	→	→	養育費の確保について、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知を図る。	○	○	
20	相談・情報提供体制の充実	継続	→	→	→	→	相談員に対し、養育費確保についての研修を行い、関係機関との連携により、相談体制の充実を図る。	○	○	○

（４）経済的支援

	事業名	実施年度					事業概要	対象者		
		H27	28	29	30	31		母子	父子	寡婦
21	児童扶養手当の支給	継続	→	→	→	→	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の3月31日まで児童扶養手当を支給する。（所得制限あり）	○	○	
22	福祉手当の支給	継続	→	→	→	→	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している者に対し、子どもが18歳に達する日以降最初の３月31日まで母子・父子家庭等福祉手当を支給する。（所得制限あり）	○	○	
23	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の推進	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭の父母及び子ども、親のいない子ども並びに寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	○	○	○
24	ひとり親家庭等の医療費の助成	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成する。（所得制限あり）	○	○	
25	高校進学就職支度金の支給	継続	→	→	→	→	12月１日現在、中学３年生の子どもを養育しているひとり親家庭に進学又は就職の支度金を支給する。	○	○	
26	福祉資金貸付金利子補給交付金の支給	継続	→	見直し			母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受け、その年分の償還を完了している者に返済した利子相当額を補給する。	○	○	○
27	寡婦(夫)控除のみなし適用	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦（夫）控除が適用されていない、非婚のひとり親家庭に対し、所得に応じて使用料等が決定する行政サービスを受ける際に、寡婦（夫）控除をみなし適用し、経済的負担の軽減を図る。	○	○	

（５）相談体制・情報提供

	事業名	実施年度					事業概要	対象者		
		H27	28	29	30	31		母子	父子	寡婦
28	支援制度の周知の充実	継続	→	→	→	→	ひとり親家庭に対する福祉支援サービスについて、「福祉のてびき」やインターネットの活用により、周知方法を充実する。	○	○	
29	母子（父子）相談の充実	継続	→	→	→	→	相談員が、ひとり親家庭の父母の自立や生活支援等の相談に応じ、また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや養育費を確保する相談も行う。	○	○	○

資　料　編

1　子ども・子育て支援事業計画策定経過

	年月日	会議名称
平成25年度	平成25年 6月18日	第１回子ども・子育て会議・諮問
	9月20日	第１回子ども・子育て支援事業計画連絡会議
	9月24日	第２回子ども・子育て会議
	10月 8日	子ども・子育て会議　第１回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	11月15日	第３回子ども・子育て会議
	12月	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施（～12月23日）
	平成26年 1月21日	第４回子ども・子育て会議
	2月28日	子ども・子育て会議　第２回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	2月	ヒアリング調査の実施
	3月10日	第５回子ども・子育て会議
	3月24日	第２回子ども・子育て支援事業計画連絡会議
	3月25日	子ども・子育て会議　第３回子ども・子育て支援事業計画策定部会
平成26年度	平成26年 4月 9日	第６回子ども・子育て会議
	5月12日	第７回子ども・子育て会議
	6月 6日	子ども・子育て会議　第４回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	6月12日	第８回子ども・子育て会議
	6月18日	子ども・子育て会議　第５回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	6月30日	ワークショップ
	7月12日	ワークショップ
	7月16日	子ども・子育て会議　第６回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	8月 4日	子ども・子育て会議　第７回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	8月12日	第９回子ども・子育て会議
	9月16日	子ども・子育て会議　第８回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	9月24日	第３回子ども・子育て支援事業計画連絡会議
	10月 3日	第10回子ども・子育て会議
	10月 9日	子ども・子育て会議　第９回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	10月17日	答申
	12月11日	第11回子ども・子育て会議
	12月15日	パブリックコメント実施（～平成27年1月21日）
	平成27年 1月21日	子ども・子育て会議　第10回子ども・子育て支援事業計画策定部会
	1月26日	第12回子ども・子育て会議
	3月10日	第13回子ども・子育て会議

２　相模原市子ども・子育て会議委員名簿

（平成25年４月～平成27年３月）

	氏　　名	推　薦　団　体　等
会　長	岡　　健	学校法人 大妻学院大妻女子大学家政学部児童学科教授
副会長	片　山　知　子	学校法人 和泉短期大学児童福祉学科准教授
委　員	石　本　幸　枝	一般社団法人 相模原市母子寡婦福祉協議会
〃	漆　間　一　英	相模原保育室連絡協議会
〃	片　岡　加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
〃	川　井　俊　幸	一般社団法人 相模原市幼稚園協会
〃	郡　　秀　一	公募市民
〃	小　山　恭　子	公募市民
〃	櫻　町　路　子	相模原市立小中学校長会
〃	鈴　木　源　二	相模原市私立保育園園長会
〃	田　中　紀一朗	相模原商工会議所
〃	中　島　隆　子	公募市民
〃	西　谷　八千代	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
〃	藤　井　春　美	相模原市学童保育連絡協議会
〃	山　田　京　子	相模原市民生委員児童委員協議会

（委員は50音順）

3　アンケート調査の概要

（1）調査の目的

平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」が成立し、平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることから、事業計画の策定に必要な資料を得るためアンケート調査を実施しました。

（2）調査票の種類と調査対象者等

①	調査対象者	就学前児童（０歳児～５歳児）を持つ保護者
	調査件数	5,600件（住民基本台帳から無作為抽出）
②	調査対象者	小学校児童（６歳児～11歳児）を持つ保護者
	調査件数	3,000件（住民基本台帳から無作為抽出）
③	調査対象者	平成25年度11歳、14歳、17歳を迎える人
	調査件数	1,500件（住民基本台帳から無作為抽出）
④	調査対象者	平成25年度20歳、25歳、30歳、35歳を迎える人
	調査件数	2,000件（住民基本台帳から無作為抽出）
⑤	調査対象者	ひとり親家庭の人
	調査件数	500件（児童扶養手当台帳から無作為抽出）

（3）調査の実施方法と配布・回収状況

① 調査時期と調査方法

調査時期：平成 25 年 12 月
　　はがきによる督促を１回
調査方法：郵送方式により調査票を配布・回収

② 調査票配布・回収状況

調査票の配布・回収状況

調査対象者	配布数	回収数	回収率
①就学前児童を持つ保護者	5,600	3,063	54.7%
②小学校児童を持つ保護者	3,000	1,601	53.4%
③子ども本人（11歳、14歳、17歳）	1,500	714	47.6%
④青年男女（20歳、25歳、30歳、35歳）	2,000	574	28.7%
⑤ひとり親家庭の人	500	245	49.0%
合　　計	12,600	6,197	49.2%

4　ヒアリング調査の概要

（1）目的

子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子ども・子育てに関係する施設や事業において、当事者の意識、現状や課題等について具体的に把握することを目的とし、次のとおり調査を行いました。

（2）調査の設計

① 実施施設・事業、回答者数　下図表のとおり
② 調査対象　原則的に各施設・事業における「責任者」「スタッフ」「利用者」としました。
③ 調査方法　原則的に面接方式により聞き取りを行いました。
④ 調査内容　責任者・スタッフ：利用者のニーズ、必要なスキル、地域との連携など
　　利用者：施設や事業の長所、施設や事業に望む事項、提案など

（3）その他

調査対象者への聞き取りについては、和泉短期大学、相模女子大学、東京家政学院大学の協力のもと実施しました。

図表　聞き取りによる調査

施設・事業名等	実施箇所数	回　答　者　数
認可保育所	3	責任者3名、スタッフ9名、利用者24名
認定保育室	3	責任者3名、スタッフ6名、利用者24名
認可外保育施設	3	責任者3名、スタッフ4名、利用者22名
家庭的保育	1	責任者1名、スタッフ1名、利用者1名
幼稚園	3	責任者3名、スタッフ6名、利用者27名
認定こども園	3	責任者3名、スタッフ8名、利用者26名
こどもセンター	6	責任者4名
一般利用	2	スタッフ4名、利用者28名
子育て広場	3	スタッフ5名、利用者38名
創作活動室	1	スタッフ3名、利用者6名
地域子育て支援拠点事業	3	責任者3名、スタッフ6名、利用者17名
青少年学習センター（「あそびの学校」事業）	1	責任者1名、スタッフ3名、利用者9名
児童クラブ	3	スタッフ5名、利用者48名
児童館	3	責任者３名、スタッフ5名、利用者38名
若者サポートステーション	1	責任者1名、スタッフ2名、利用者8名
合　計	33	責任者28名、スタッフ67名、利用者316名

５　パブリックコメントの実施結果

（１）実施期間

平成 26 年 12 月 15 日（月）から平成 27 年１月 21 日（水）まで

（２）資料の閲覧及び配布

こども青少年課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山、橋本、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（青根、沢井公民館を除く）、各図書館、公文書館で、計画（案）の閲覧を行うとともに概要版（案）を配布
また、市のホームページに計画（案）及び概要（案）を掲載

（３）募集方法

直接持参か、郵送、ファクス、Ｅメール

（４）意見提出状況

３人

（５）意見の内訳

27 件

意見分類	意見件数
保育事業に関する意見	１件
学校教育に関する意見	１件
子どもの遊び場・居場所に関する意見	１件
子どもの健康・医療に関する意見	６件
ひとり親家庭等の支援に関する意見	２件
家庭教育に関する意見	１件
地域の子育て支援に関する意見	１件
子どもの安全に関する意見	２件
その他の意見	９件
個別計画：幼稚園教育振興プログラムに関する意見	１件
個別計画：ひとり親家庭等自立促進計画に関する意見	２件
合　　計	27件

６　相模原市子ども・子育て会議条例

平成25年３月25日条例第21号

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定に基づく合議制の機関として設置する相模原市子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　子ども・子育て支援法第77条第１項各号に規定する事項に関すること。

（２）　次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第８条第１項に規定する市町村行動計画について、調査し、審議し、及び意見を建議すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市の住民

（２）　事業主及び労働者を代表する者

（３）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（４）　学識経験のある者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第６条　審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第７条　審議会は、第２条の事務に係る専門的事項を調査させ、及び審議させるため、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、その部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

６　第５条第１項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第５条第１項及び前条中「審議会」とあるのは「部会」と、第５条第１項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

７　部会で調査し、及び審議した事項は、審議会の会議において報告するものとする。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、子ども・子育て支援事務主管課で処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

7　子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一　子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二　子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三　子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

２　都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

３　国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章　子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条　内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

２　基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二　次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三　児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

３　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

４　内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二　教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

３　市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二　保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

４　市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

５　市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律

の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

７　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

８　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

９　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

１０　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

８　用語解説

＜あ行＞

育児休業制度　（P21）

労働者は、申し出ることにより、子が１歳に達するまでの間、育児休業をすることができます。（一定の範囲の期間雇用対象者も対象となります）

一定の場合、子が1歳６か月に達するまでの間、育児休業をすることができます。

M字カーブ　（P4）

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することをM字カーブといいます。

＜か行＞

ＣＡＰプログラム（P74）

子どもたちが虐待、性暴力といったさまざまな暴力から自分を守るための人権教育プログラムのことです。

子ども・子育て関連３法　（P3　P4　P37）

「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）の3法のことをいいます。

子どもの貧困対策の推進に関する法律　（P5）

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るための法律です。

合計特殊出生率　（P4　P12）

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものです。

公定価格　（P65）

特定教育・保育、特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して国が定める基準により算定した費用の額のことをいいます。

＜さ行＞

里親制度（P115）

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度です。家庭での生活を通じて、子どもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、子どもの健全な育成を図る有意義な制度のことです。

私学助成　（P149　P150　P151　P155）

国及び地方公共団体が行う、私立学校の設置者及び私立の学校に通う在学者に対する助成のことです。

施設型給付　（P4　P37　P38　P149　P150）

従来、バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所に対する共通化した財政支援の仕組みをいいます。

社会的養護　（P33　P106　P115　P116）

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

主任児童委員　（P98　P125）

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を専門的に担当する児童委員をいいます。

小１の壁　（P4）

主に就労している母親が、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になることです。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因で仕事を辞めたり、働き方を変えたりすることをいいます。

小規模保育　（P4　P37　P38　P46　P48　P49　P50　P51　P52　P65　P67　P79　P122）

0-3歳未満児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育です。

次世代育成支援対策推進法（P3　P4　P5　P159　P183）

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律です。

ソーシャルワーク　(P116)

生活する上で困っている人や生活に不安をかかえている人に対して、総合的かつ包括的な援助をすることです。

＜た行＞

地域型保育　(P4　P37　P38　P40　P41　P46　P48　P49　P50　P51　P52　P67　P68　P79　P122　P187)

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するものです。(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます)

特定教育・保育施設　(P46　P48　P49　P50　P51　P52　P68　P81　P187)

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）　(P106　P115)

パートナー等の親密な関係にあるカップルの間でふるわれる暴力のことです。

トワイライトステイ　(P121)

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービスのことです。

等価可処分所得　(P19　P161)

世帯員の生活水準をより実感覚に近い状態で判断するために、家計の可処分所得（家計収入から税金や社会保険料などの非消費支出を引いたもの）を世帯員数の平方根で割ったものです。

＜な行＞

認定保育室　(P46　P48　P49　P50　P51　P52　P81　P122　P181)

認可外保育施設のうち、相模原市が定めた保育内容や施設基準などの条件を満たしている施設を「認定保育室」と認め、入所児童の処遇向上を図るため、市が運営費の一部を助成している施設です。

＜は行＞

パーミル（‰）　(P12　P18)

1,000分の幾つであるかを表す語。1,000分の１を１パーミルといいます。千分率はパーミル（‰）、百分率はパーセント（%）。

パブリックコメント（意見公募手続）　（P178　P182）

行政機関が規則あるいは命令等の類のものを制定するに当たって、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続きのことをいいます。

＜や行＞

要保護児童対策地域協議会　（P57　P71　P73）

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第22条の2に位置付けられています。

幼保連携型認定こども園　（P37　P47　P79　P122　P149　P150）

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設のことをいいます。

＜ら行＞

ライフステージ　（P76　P101　P105　P110）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

子ども・子育て支援事業計画の
事業推進に向けた意見書

平成 27 年 3 月

相模原市子ども・子育て会議

■はじめに

相模原市子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）は、子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関として条例により設置され、既存の相模原市次世代育成支援行動計画推進会議を活用し、平成２５年４月に設置されました。

子ども・子育て会議では、子ども・子育て支援法第６１条第１項の規定に基づき市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」の実施状況を把握し、点検・評価などの進行管理を行うこととなっております。

本意見書は、子ども・子育て支援新制度の財源となる消費税率引上げの先送りや地方自治体の財政状況が楽観視できるものではないことを認識しつつ、限られた財源の中で、「相模原市の子どものために、必要なものは何か」「相模原市の子どもをどのように育んでいくのか」を真摯に話し合い、特に優先すべきと考える要点をまとめたものです。

これらの意見が、子ども・子育て支援事業計画の事業を推進するにあたり、十分に反映されることを期待します。

平成２７年３月

相模原市子ども・子育て会議

会　長　　岡　　健

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画を策定する際に、行政が示す計画案に対し、市民目線での意見を伝え、平成２６年１０月に計画案がまとまり、答申をいたしました。

さらに、多くの市民に「相模原市に住んで良かった」「相模原市で子育てして良かった」と思われるように、取り組むべき優先事項を、アンケート調査やヒアリング調査結果などをもとに、子ども・子育て支援事業計画策定部会が中心となってまとめたものです。

厳しい財政状況であることは、認識しておりますが、それでもなお、子ども・子育て家庭に対する施策には、十分な予算の確保を要望します。しかし、すべてを行政が担うのではなく、市民や地域の力を大いに活用できるしくみを作ることの必要性も感じています。

アンケート調査からは、理想とする子どもの人数より、実際に持つ予定の子どもの人数のほうが少ないという結果が出ています。子どもの人数は個人の希望ではありますが、その希望を叶えることができるよう支援することが少子化対策にもつながるものと考えています。

なお、本意見書には、計画期間である５年間で達成することが難しい項目があることは承知しています。その場合には、達成できなかった原因を追究し、次代へつなげることを望みます。

基本目標１　　人権を大切にする取組の推進

（ １ ）子どもの権利保障について、子どもにもわかりやすく具体的に啓発すること。

（ ２ ）子どものころから、自分と他者を大切にするなどの人権に関わる教育について一層の充実を図ること。

（ ３ ）子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に関する体制の整備に当たっては、子どもが利用しやすく、かつ、実効性のあるものとすること。

【趣意】

子どもは、「子どもとしての権利」が守られると同時に、おとなと同様にひとりの人として、また、権利の主体者として尊重されなければなりません。

そのためには、まずは子ども自身が権利保障について、正しく理解することができるようわかりやすい教育・啓発活動を進めることが大切です。自分と他者を大切にすることや保護者であるおとなにも子どもの権利保障について、知ってもらうための取組も必要です。

さらに、人権侵害として、虐待やいじめなど挙げられますが、気軽に相談できる体制の充実や救済に対応する体制を整備するに当たっては、子どもにとって相談しやすい人材や子どもにとっての身近な場所に相談機関を設置することなどが望まれます。

基本目標２　　子どもの育ちを支える機能の充実と人材の確保

（ ４ ）保育を必要とする児童に、必要な環境をより早く整えること。施設の整備に当たっては、地域ごとの需要に応じた配置や地域型保育事業の活用の検討など、地域の実情を踏まえたものとすること。また、認定こども園、幼稚園、保育所などの保育人材の確保や、質の向上に向けた取組を行うこと。

（ ５ ）すくすく保育アテンダントを活用するなどして、子育て家庭のニーズに合わせた保育サービスの利用ができるようにすること。

（ ６ ）子どもに関わる支援者等に対し、必要な研修の機会を確保するとともに、研修内容についても市がガイドライン等を作成すること。

【趣意】

現在、少子化と言われながらも、保育を必要とする児童が保育所等に入所することができない待機児童の解消は喫緊の課題です。保育所等の受け皿を整備していくことは大切な施策のひとつですが、最低基準を満たしていればよいということではなく、各園が質の向上に努めていくことができるような支援も必要です。

また、認定こども園や幼稚園の保育人材を確保できるような仕組みを作ることが求められています。

子育て家庭のニーズは多様化しており、それらのニーズに合わせて、認定こども園や幼稚園、保育所、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、子育て家庭に寄り添った情報の提供や相談・援助が必要です。

子どもはおとなの影響を大きく受けます。そのため、子どもに関わる人には、その関わり方に応じた研修が必要です。しかし、現在、子どもに関わる研修は様々に行われているため、内容、受講の時期などについて、市がガイドラインを作成するなど、一定の基準を設けることも必要であると考えます。

基本目標３　　子どもの夢をふくらませる場づくりの推進

（ ７ ）児童クラブを必要とする児童がすべて入会することができるよう、公立児童クラブだけではなく、民間児童クラブを活用すること。

（ ８ ）子どもの年齢に応じた遊び場、居場所を確保すること。また、こどもセンターの利用対象年齢が１８歳未満となっていることを鑑み、就学児童だけではなく、乳幼児の親子や中高生の居場所ともなる運営となるよう取り組むこと。

（ ９ ）こどもセンター、児童館の運営について、利用主体である子どもの意見を取り入れ、事業等に反映させるとともに、その設置目的の達成に努めること。

（１０）地域子育て支援拠点事業をすべてのこどもセンターにおいて、実施すること。

（１１）屋外で子どもがのびのびと安全に遊ぶことができるようにするため、見守りなどの地域の協力や理解が得られるよう、働きかけること。

【趣意】

保育所の待機児童の解消は喫緊の課題でもありますが、就学して学童保育を受けることができない、いわゆる「小１の壁」も早期に解消すべき課題です。保育所に入所していた子どもたちが児童クラブ等を引き続き利用する割合は高く、利用の継続を視野に入れた施策の展開は不可欠です。

子どもたちが豊かな心を持ち、輝かしい未来に向かって夢をもつためには、子どもの視点に立った環境づくりが大切です。

子どもは遊びの中で、人とのふれあいや他人を思いやる心、豊かな人間関係を育みます。しかしながら、現在は年齢の異なる子どもが集団で自由に遊ぶことができる場所は減少しています。こうした中、子どもの年齢に応じた遊び場や居場所を確保することが求められています。中でも、こどもセンターは、就学児童だけではなく、乳幼児の親子や中・高生の居場所としても機能し、かつ、子どもや利用者の意見を反映し、地域における子ども・子育て家庭の活動拠点となるよう体制を整えることも必要です。

こどもセンターの利用対象者は、１８歳未満であり、乳幼児期から気軽に訪れることができるようすべてのこどもセンターにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施することを望みます。

また、子どもの外遊びが減っています。のびのびと遊ぶことができる公園が少なくなり、外で遊ばなくなった子どもは遊び方がわからないと言います。子ども自身が自由にあそびを創造できる「冒険遊び場」での体験や遊びを教える指導者の育成が必要です。また、防犯対策として、公園等で遊んでいる子どもの見守りをしてくれるおとなが居てくれることが理想的です。

基本目標４　　子と親の健康づくりの推進

（１２）出産後の母親の負担軽減のため、家事支援を希望する家庭に支援が届く事業を実施すること。

（１３）孤立した子育てを防ぐために、「こんにちは赤ちゃん事業」のほか、子育て家庭を訪問する事業について検討すること。

基本目標５　　子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援

（１４）フィンランドのネウボラ＊などの先進的取組を参考に、相模原市独自の支援事業について、研究・検討すること。

＊ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、子育て家庭を対象とする支援制度。できるだけ同じ保健師が産前から定期的に子育て家庭と関わりを持ち、信頼関係を築きながら、保健・医療以外にも様々なコーディネート役となる。

【趣意】

子どもが生まれること、子どもが成長していくことは、親にとって大きな喜びです。

しかし、現在では核家族の進展や地域のつながりが希薄になり、身近な人から子育ての協力を得ることが難しくなっています。

女性にとって、短期間で大きな心身の変化がおこる妊娠・出産の時期は安全で快適に過ごすことが産後のメンタルヘルスや育児状況にも関わることから、出産後の母親の負担軽減のため、家事支援を希望するすべての家庭に支援が届く事業が必要と思われます。

また、子育てが始まると、様々な悩みや不安を抱えることが少なくありません。孤立した子育てを防ぐために、現在実施している「こんにちは赤ちゃん事業」のほか、子育て家庭に訪問し、育児相談や子育てに関する情報提供を行う事業などの実施を望みます。

さらに、フィンランドのネウボラのような先進的取組を参考に、相模原市独自の支援事業について、研究・検討を市の関係部署で横断的に取り組むことを願います。

基本目標６　　さまざまな家庭の状況に応じた支援の充実

（１５）　日本語を母語としない家庭に対して、情報提供や相談体制の充実を図ること。

（１６）ひきこもり等の困難をかかえる若者への支援はもとより、そのような状況になる前の支援について検討すること。

（１７）子どもの貧困対策については、小・中学校の関わりが大きくなることから、教育委員会等と連携しながら早期に進めること。

【趣意】

昨今の不安定な経済・雇用状況等により、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、一人ひとりの子どもが健やかに成長をすることができる社会の実現には、様々な家庭の状況に応じた支援が必要です。

若者のひきこもりは、全国で７０万人いるとも言われています。ひきこもりの原因などは、様々ですが、相模原市の実態を把握し、ひきこもり等にしないための対策を立てるべきです。

また、子どもの貧困対策には、小・中学校の関わりが求められているため、教育委員会や若者サポートステーションなどの関係機関と連携しながら早期に進める必要があります。貧困の連鎖を断ち切るためにも、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援などを相互に連携しながら進めていくことが急務と考えます。

基本目標７　　子育ての意義や価値に対する意識の醸成

（１８）家庭教育や子育てに関する学習機会の充実を図ること。

（１９）ファミリー・サポート・センター事業、ショート・ステイ事業、トワイライトステイ事業など、類似の事業のすみ分けを明確にすること。

（２０）子育てと仕事の両立支援のためには、子育て中の社員への支援を積極的に行っている企業への優遇措置など、子育てに対する社会全体の意識の醸成を高める施策を検討すること。

（２１）子育てと仕事を両立するためには、個々の実情に合わせた相談・調整ができる窓口を設けるなど、女性の就労支援に取り組むこと。

【趣意】

家庭は、教育の原点であり、出発点です。「保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、子育て支援を進める必要があります。

子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が保護者に寄り添って、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、親自身の成長も支援することです。

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」と、保護者の疾病等を理由に家庭における養育が困難になった場合に児童福祉施設等で宿泊を伴う子どもの預かりを行う「ショートステイ事業」、保護者が残業などで家庭における養育が困難になった場合に児童福祉施設等で子どもを預かる「トワイライトステイ事業」など、事業の主旨により概ね分けられていますが、「子どもを預かる」という点では同じであり、事業を進めるにあたっては、類似の事業はその違いを明確する必要があります。

現在は、働き方が多様になっており、それらに対応するため、延長保育、休日保育、児童クラブなどの利用を希望する児童が希望通りに利用・入所ができることを強く求めます。子育てと仕事の両立は、子どもを預けられる事業の充実はもちろん、子育て支援を積極的に行っている企業への優遇措置など、企業が子育て支援への取組を実施することで、すべての人が働きやすい社会へつながることを願います。

また、子どもを持つ労働者が希望する働き方を叶えるため、雇用側の企業との間に入り、個別の事情に応じてきめ細かい対応をし、特に女性の就労が促進されることを期待します。

基本目標８　　地域の育児力の向上

（２２）利用者にとって、利用しやすい子育て広場事業を実施すること。

（２３）子育て支援活動には、子育て後の世代の支援者が多いが、次代の担い手が少なくなっているため、今の子育て世代が、子育て支援活動に参加しやすい環境を整えること。

【趣意】

子育て広場事業は、行政、地域、民間事業者などが様々に行っています。多くの中から選択できることは利用者にとっても利点ですが、類似の事業が多く、利用者にとって、わかりにくくなっているのも現状です。これらの事業を利用者にとって利用しやすく、整理することが大切です。

子育て後の世代や高齢者が地域における子育て支援の活動者として、参加しやすい環境を整備し、世代間の交流や高齢者の生きがいづくりといった場を設けることが地域の育児力の底上げになると考えます。そして、今の子育て世代が、自らが受けた支援を地域に還元するため、今度は子育て支援の活動者として、活動できる環境が無理なく作られることを望みます。

基本目標９　　安全・安心して暮らせるやさしいまちづくりの推進

（２４）子育て家庭が安心して、気持ちよくベビーカーを利用することができるような施策を検討すること。

【趣意】

子育て中の方はもちろん、子育ての経験の有無にかかわらず、子どもや子育て家庭にやさしいまちになってほしいと願います。一例を挙げると、子育て家庭の多くが利用しているベビーカーについて、利用者は便利であると思う一方、利用しない人は時には迷惑と感じています。利用者にはルールとマナーを、利用しない人には理解を求める施策を検討することで、社会全体の意識の向上を図ることができると思われます。

また、公共施設において、ベビーカー置き場が確保されることを願います。

基本目標１０　市民との協働によるしくみづくりの推進

（２５）子ども・子育て支援は、多岐にわたり、また、ニーズも多様化している。そのため、担当部署だけではなく、庁内の横断的な体制で推進するとともに、市民と行政が定期的に語ることができる場を設け、現状を把握しながら、課題の解決にあたること。

（２６）限られた財源であることから、市が市民のすべてのニーズに応えることは困難である。地域に根付いた支援、長期にわたり継続できる支援とするためにも市民・地域・企業等との連携を活用するしくみについて研究・検討すること。

（２７）子どもについて考える日（プレイデー）を設定し、啓発活動・研究発表など、年齢を問わず、自由に実施できる場を設けること。

【趣意】

子育て支援は、子どもの最善の利益を一番に考え、進めていくことが大切です。「子どもの最善の利益とは何か」を担当部署だけでなく、全ての部署で考える必要があります。そのため、行政が捉えている課題だけではなく、市民がかかえている課題を把握するためにも、市民と行政が定期的に語りあう場が必要です。限られた財源の中で、市でなければできないこと、地域・企業だからこそできることなど、無理のない支援のしくみを作っていくことが必要になっていくと考えます。その一環として、「子どもについて考える日」を設定し、企業や市民とともに楽しく過ごすイベント等の実施を提案します。

相模原市子ども・子育て会議委員名簿

（五十音順）

石　本　幸　枝	一般社団法人 相模原市母子寡婦福祉協議会
漆　間　一　英	相模原保育室連絡協議会
岡　　健	学校法人 大妻学院大妻女子大学家政学部児童学科教授
片　岡　加代子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
片　山　知　子	学校法人 和泉短期大学児童福祉学科准教授
川　井　俊　幸	一般社団法人 相模原市幼稚園協会
郡　　秀　一	公募市民
小　山　恭　子	公募市民
櫻　町　路　子	相模原市立小中学校長会
鈴　木　源　二	相模原市私立保育園園長会
田　中　紀一朗	相模原商工会議所
中　島　隆　子	公募市民
西　谷　八千代	みらい子育てネットさがみはら連絡協議会
藤　井　春　美	相模原市学童保育連絡協議会
山　田　京　子	相模原市民生委員児童委員協議会

相模原市子ども・子育て支援事業計画

発行日　平成27年３月
発行者　相模原市健康福祉局こども育成部こども青少年課
住　所　〒252-5277　相模原市中央区中央２丁目11-15
ＴＥＬ　042-769-9811　ＦＡＸ　042-759-4395

相模原市子育て応援イメージキャラクター
「はなたん」